

第4次長泉町健康増進計画
(長泉町歯科保健計画)

ながいずみ健康づくりプラン
中間評価・後期計画
(令和8年度～令和12年度)

令和7年12月

長 泉 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 長泉町の健康づくりに関する現状	3
1 人口・世帯等の状況	3
2 健康診査・検診に関する状況	7
3 生活習慣病からみた健康状態	11
4 国民健康保険事業に関する状況	15
5 主な健康づくり事業の実績	17
6 アンケート調査結果からみた現状	23
第3章 本計画の基本構想	37
1 基本理念	37
2 健康づくりの将来像	37
3 基本方針	38
4 施策の体系	39
5 SDGsの視点の導入	40
第4章 健康領域ごとの取り組み	41
1 食生活	41
2 身体活動・運動	48
3 休養・こころ	55
4 たばこ・アルコール	60
5 歯	66
6 健康管理	72
7 社会参加・地域とのつながり	81
8 環境整備	86
◎ ライフコースアプローチに基づく健康づくり	90
第5章 計画の実現に向けて	93
1 健康づくり推進の考え方	93
2 協働による取り組み	93
3 健康づくりに関する組織との連携と支援	95
4 健康づくり推進体制の強化	96
5 健康づくり情報の発信	97
6 計画の進行管理と評価	98
資料編	100
1 長泉町健康都市宣言	100
2 長泉町健康づくり推進協議会条例	101
3 長泉町健康づくり推進協議会委員名簿	102

長泉町歯科保健計画	103
第1章 計画の基本的な考え方	103
第2章 歯科保健の現状	105
第3章 歯と口腔の健康づくりの方針	111
第4章 推進体制と進行管理	124
資料編	126

第1章

計画の基本的事項

1 計画の策定趣旨

わが国は、生活環境の向上や医療技術の進歩等によって平均寿命が飛躍的に延び、世界有数の長寿国となっています。しかしながら、その一方で、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病や高齢化による認知機能・身体機能の低下による要介護者の増加、経済問題や人間関係から生じるこころの問題など、健康課題が多様化してきています。

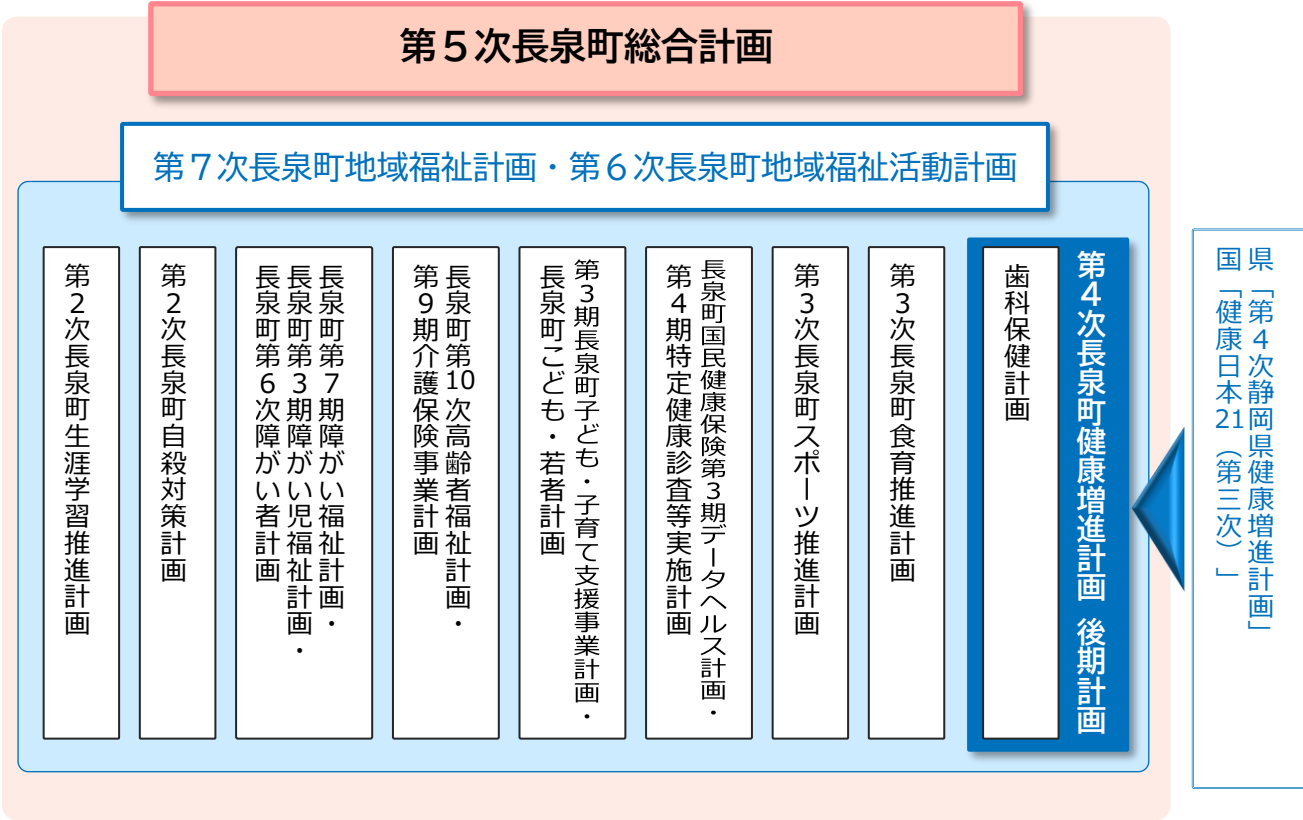
国では、平成12年3月に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、個人の行動変容と健康状態の改善等に係る取り組みを支援することで、わが国全体の健康寿命の延伸を図ってきました。また、令和6年度からは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針に基づき、第5次国民健康づくり対策である「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」が策定され、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目標とし、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の3つの基本的な方向から健康づくりを推進していくこととしています。

静岡県においても、こうした国の動向を踏まえて、令和6年3月に「第4次静岡県健康増進計画」を策定し、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で県民の取り組みを支援し誰一人取り残さない健康づくりを推進することを目指しています。

このような中、長泉町では令和3年3月に「第4次長泉町健康増進計画（ながいずみ健康プラン）」（令和3年度～12年度）を策定し、町民一人ひとりの心と身体の健康づくりと、地域全体で健康を支援する環境づくりに向けて取り組みを推進してきました。現在、計画を遂行中ではありますが、中間年度である令和7年度に進捗状況を確認し、変化する社会情勢に対応するため、計画の中間評価と内容の見直しを行うこととしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画として位置づけられる、長泉町の健康づくりの総合的な推進を図るための基本指針となる計画です。また、本計画は「第5次長泉町総合計画」及び「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」を上位計画として位置づけるとともに、長泉町の他部門の関係計画、国の「健康日本21（第三次）」や静岡県「第4次静岡県健康増進計画」等との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画は、「第4次長泉町健康増進計画」（令和3年度～12年度）の後期計画であり、計画の期間は令和8年度から令和12年度の5年間です。また、社会情勢が大きく変化するなど、計画の見直しが適当と判断された場合には、最終年度を待たずに計画を見直します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4次長泉町健康増進計画									
前期計画					後期計画				
				中間評価 ・見直し					最終評価

第2章

長泉町の健康づくりに関する現状

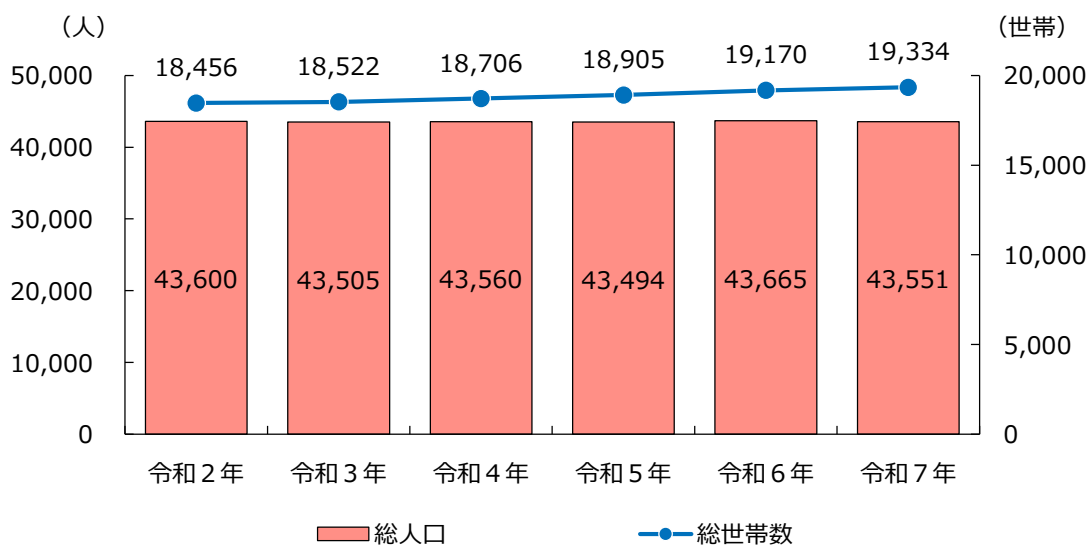
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・総世帯数

長泉町の令和7年10月1日時点の総人口は43,551人となっており、令和2年以降、43,500人前後の横ばい傾向で推移しています。総世帯数は19,334世帯となっており、令和2年の18,456世帯から878世帯増加しています。

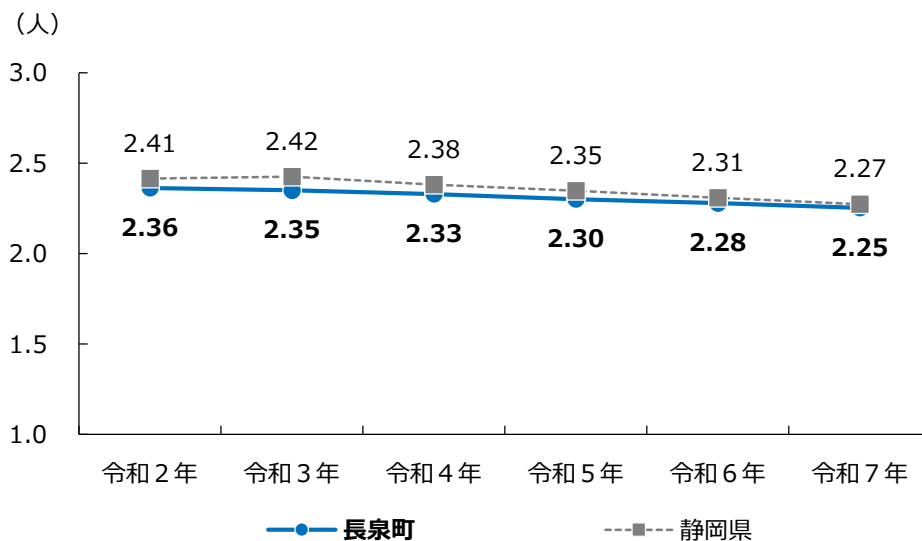
また、一世帯当たりの人員は、令和2年は2.36人でしたが、令和7年には2.25人にまで減少しており、県平均をやや下回って推移しています。

【総人口・総世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【一世帯当たり人員の推移】



資料：【長泉町】住民基本台帳（各年10月1日現在）

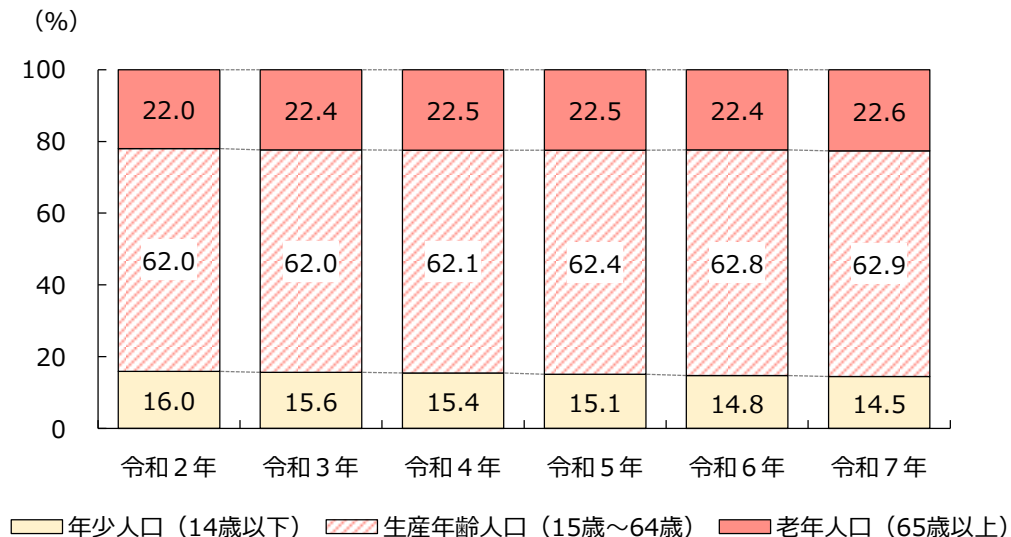
【静岡県】静岡県推計人口（各年10月1日現在）

(2) 年齢別人口

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）の割合が緩やかに減少しており、令和7年には14.5%となっています。生産年齢人口（15～64歳）の割合は令和2年以降微増傾向にあり、令和7年には62.9%となっています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は令和7年において22.6%とほぼ横ばいの状態です。

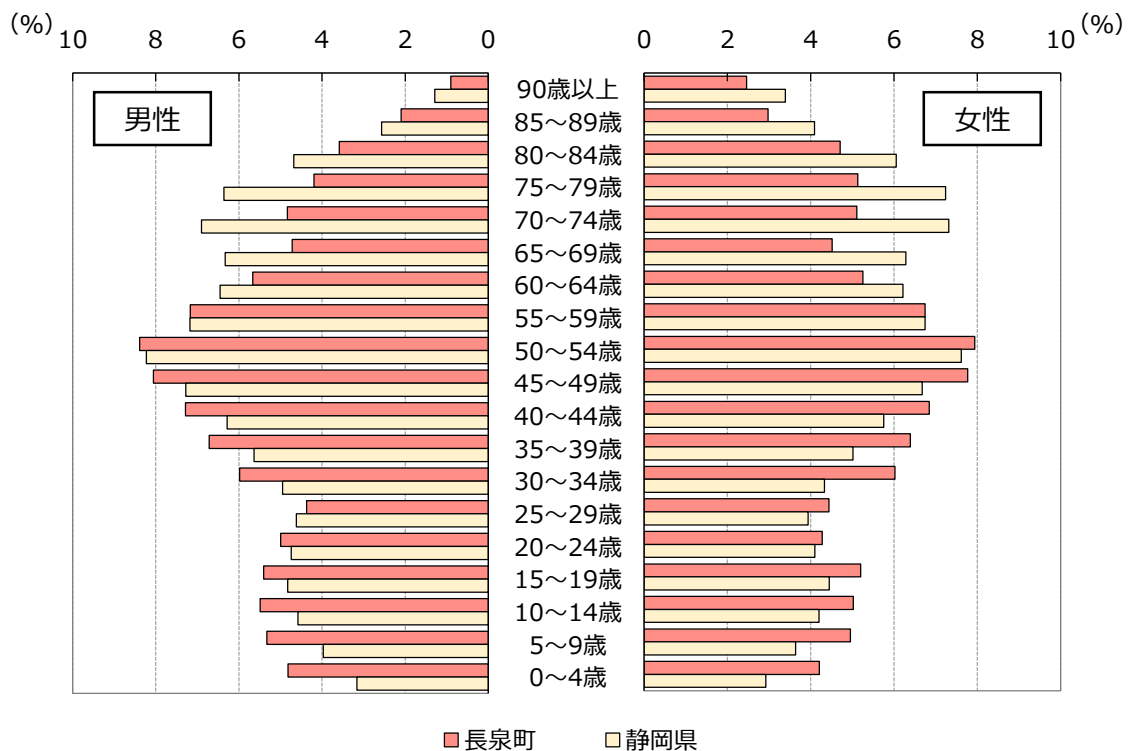
令和6年の5歳階級別人口割合をみると、男女ともに60歳未満の若い世代において県平均以上と高くなっていますが、男性の25～29歳の階級のみ県平均を下回っています。

【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【5歳階級別人口割合 令和6年】



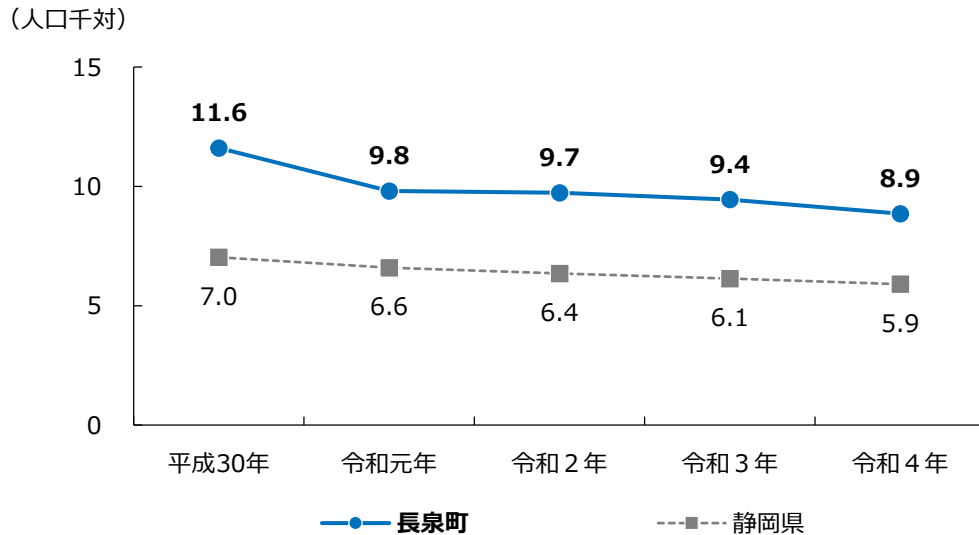
資料：静岡県推計人口（令和6年10月1日現在）

(3) 出生率・死亡率

出生率は、平成 30 年以降低下傾向にあり、令和 4 年には 8.9 となっています。これまでのところ、県平均を上回っており、出生率の高い町であることがわかります。

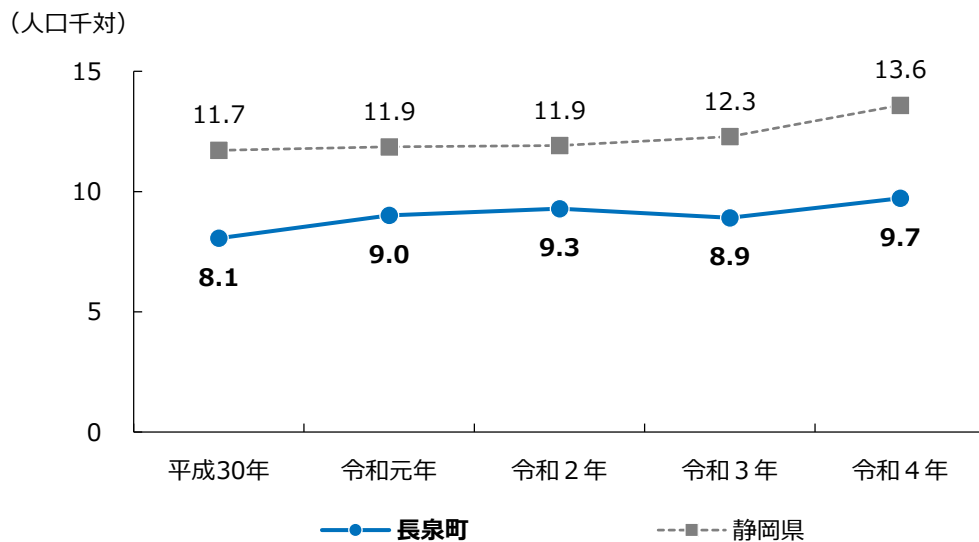
死亡率は、令和 4 年は 9.7 と緩やかな上昇傾向がみられるものの、県平均を約 4 ポイント下回り、低い水準を維持しています。

【出生率の推移】



資料：静岡県人口動態統計

【死亡率の推移】

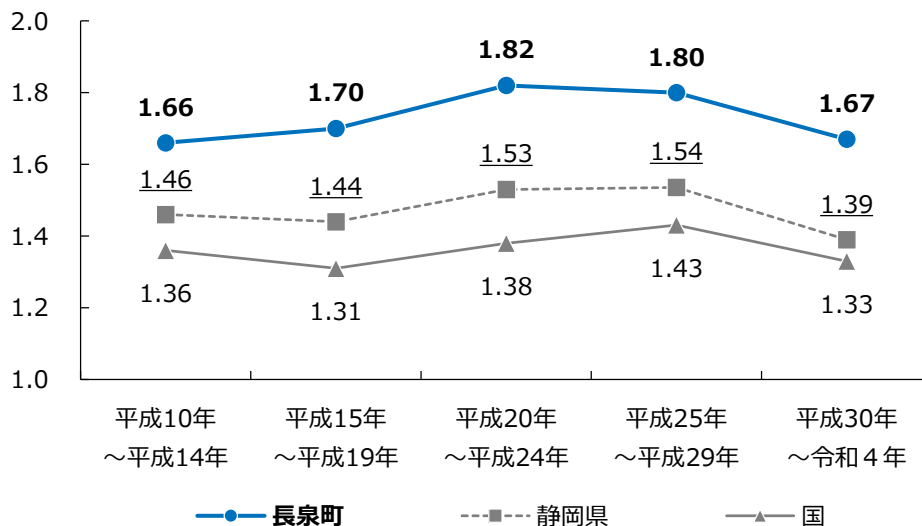


資料：静岡県人口動態統計

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成20年～平成24年に1.82まで上昇した後、平成30年～令和4年には1.67まで低下していますが、静岡県や国の数値を上回って推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



※合計特殊出生率：一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

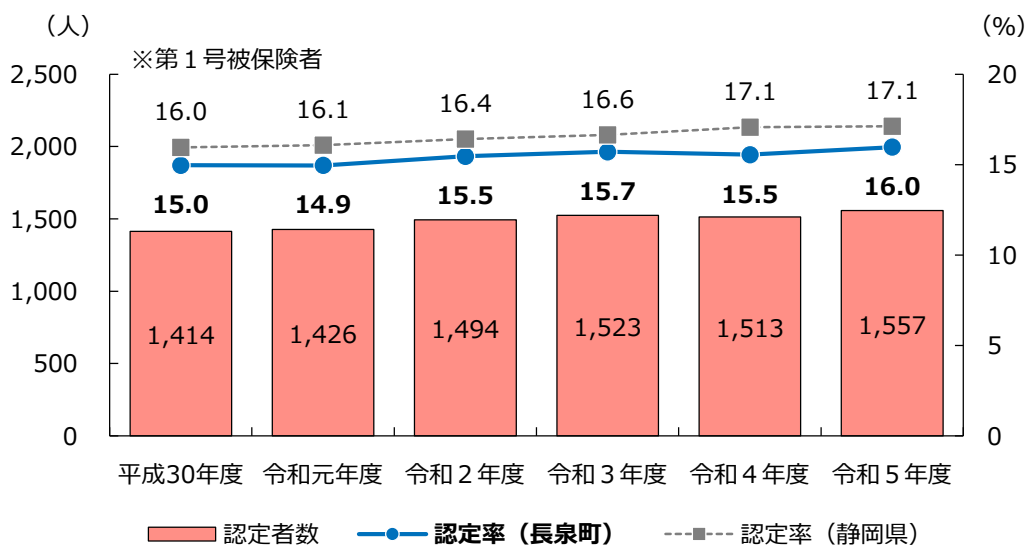
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 要支援・要介護認定者

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、令和3年度に1,500人を超え、おおむね増加傾向がみられます。令和5年度には1,557人となり、平成30年度に比べ143人の増加となっています。

要支援・要介護認定率は15%前後で推移していましたが、令和5年度には16.0%となっています。これまでのところ、県平均をやや下回る水準を維持しています。

【要支援・要介護認定者数・割合の推移】



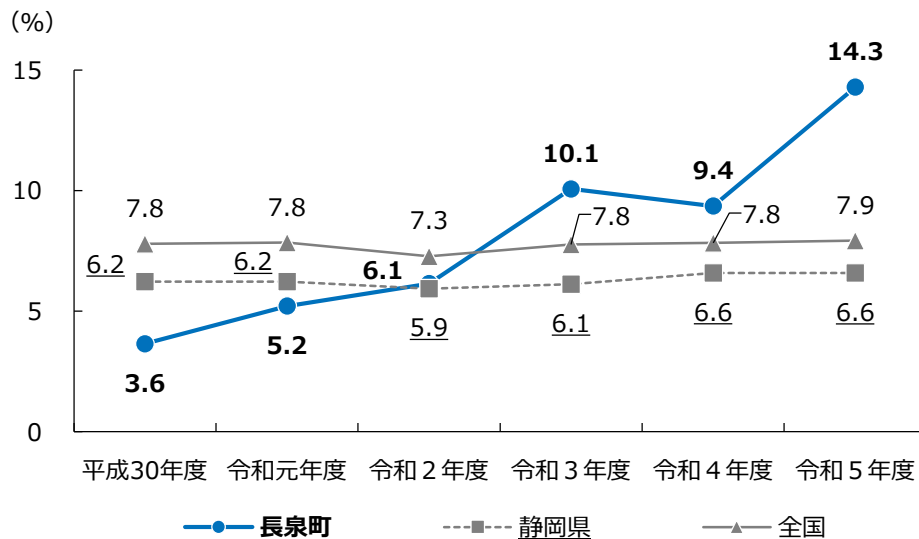
資料：介護保険事業状況報告年報

2 健康診査・検診に関する状況

(1) 健康診査

健康診査の受診率をみると、平成30年度は3.6%でしたが、令和5年度の14.3%まで増加傾向がみられます。特に、令和4年度から令和5年度にかけては、4.9ポイントと大きく向上しています。静岡県や国と比較すると、令和2年度に静岡県、令和3年度には国の数値を上回り、令和5年度には静岡県や国の約2倍の受診率となっています。

【健康診査受診率の推移】

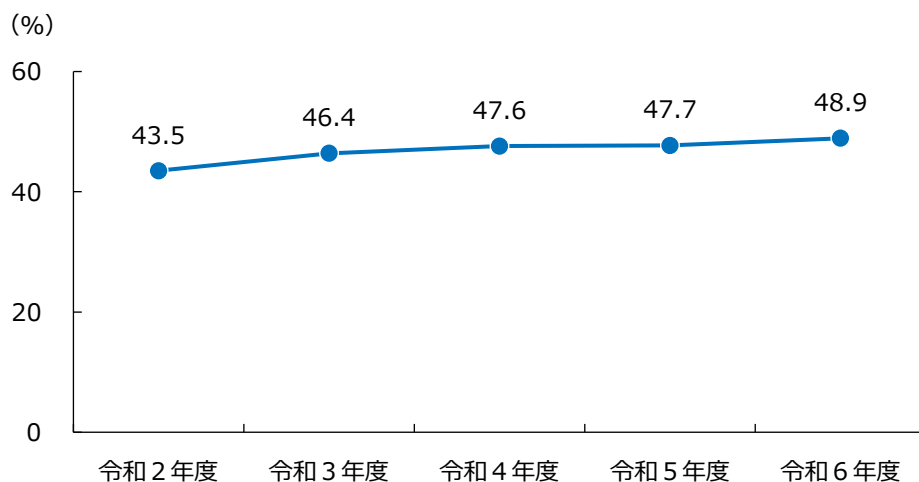


資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 国民健康保険特定健康診査

特定健康診査の受診率をみると、令和2年度以降緩やかな増加傾向にあり、令和6年度には48.9%となっています。

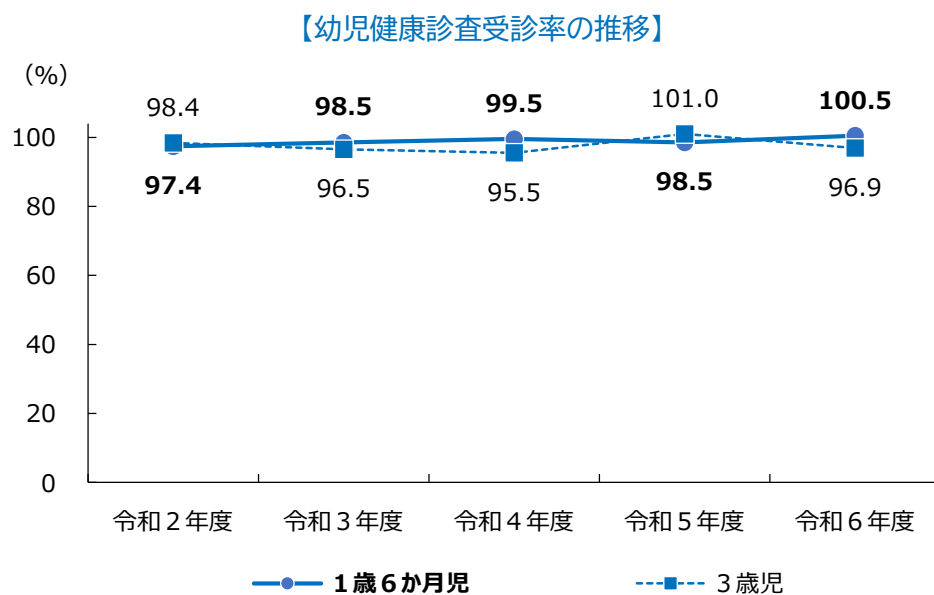
【特定健康診査受診率の推移】



資料：「高齢者の医療の確保に関する法律」第142条による法定報告の数値

(3) 幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）

幼児健康診査の受診率をみると、1歳6か月児・3歳児ともに100%前後の高い水準で推移しています。



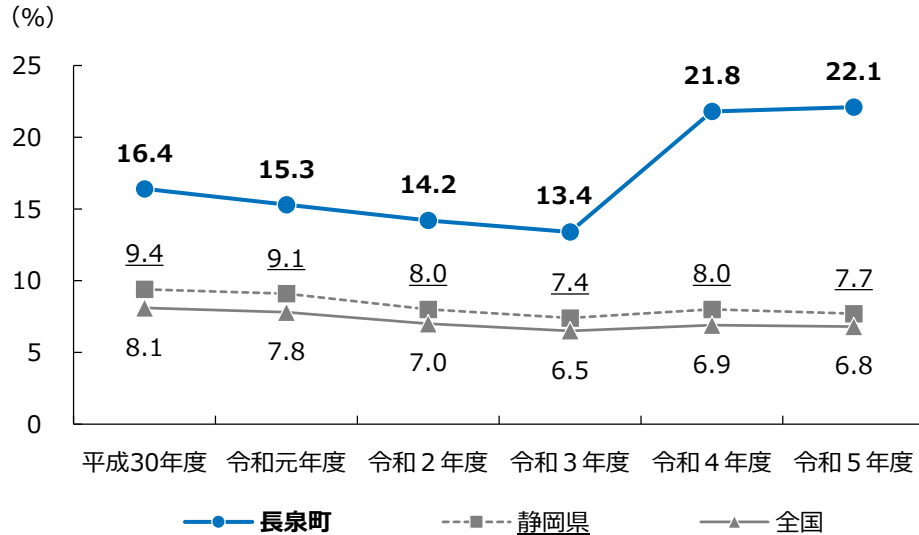
資料：1歳6か月児及び3歳児健康診査実施状況報告

(4) がん検診

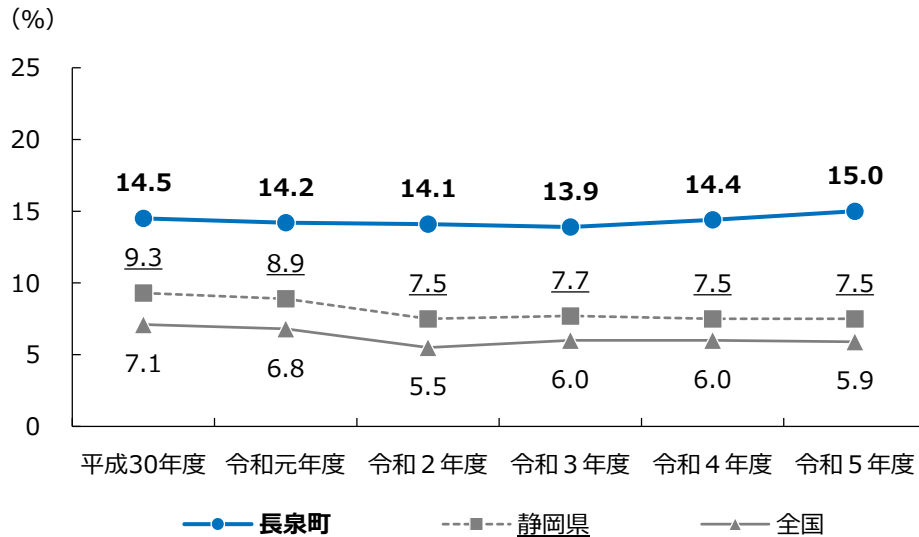
各種がん検診の受診率をみると、胃がん検診は令和3年度に13.4%まで減少したものの、令和4年度以降は2割を超え、大きく向上しています。その他のがん検診については緩やかな増加傾向がみられます。

これまでのところ、いずれのがん検診も静岡県や国を上回る受診率を維持しています。

【胃がん検診受診率の推移】

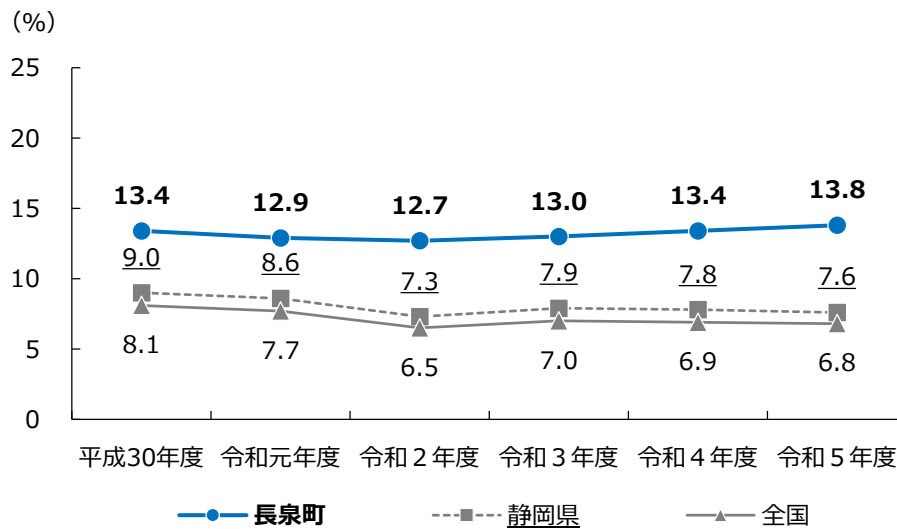


【肺がん検診受診率の推移】

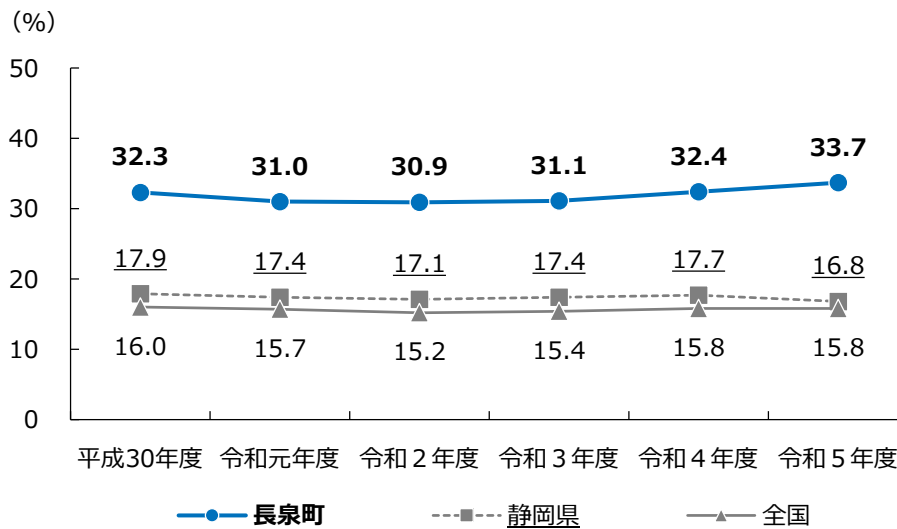


資料：地域保健・健康増進事業報告

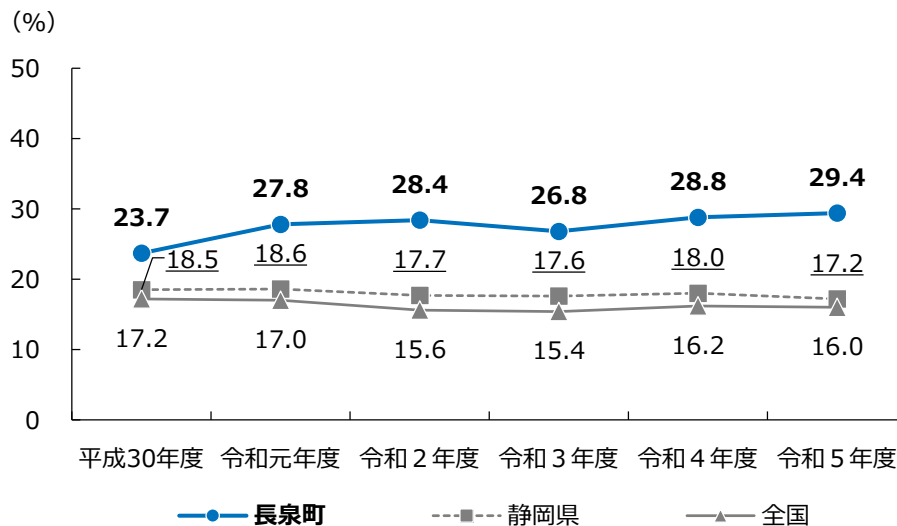
【大腸がん検診受診率の推移】



【子宮頸がん検診受診率の推移】



【乳がん検診受診率の推移】



資料：地域保健・健康増進事業報告

3 生活習慣病からみた健康状態

(1) 健康診査結果からみえる傾向

静岡県を 100 とした場合の、令和 4 年度の長泉町における特定健康診査結果の標準化該当比[※]をみると、男女ともに、メタボリックシンドローム該当者・予備群、肥満者、脂質異常症有病者が 100 を超えており、静岡県より高くなっています。さらに、女性は糖尿病有病者、尿蛋白（+）以上該当者が 100 を超えており、静岡県より高くなっています。

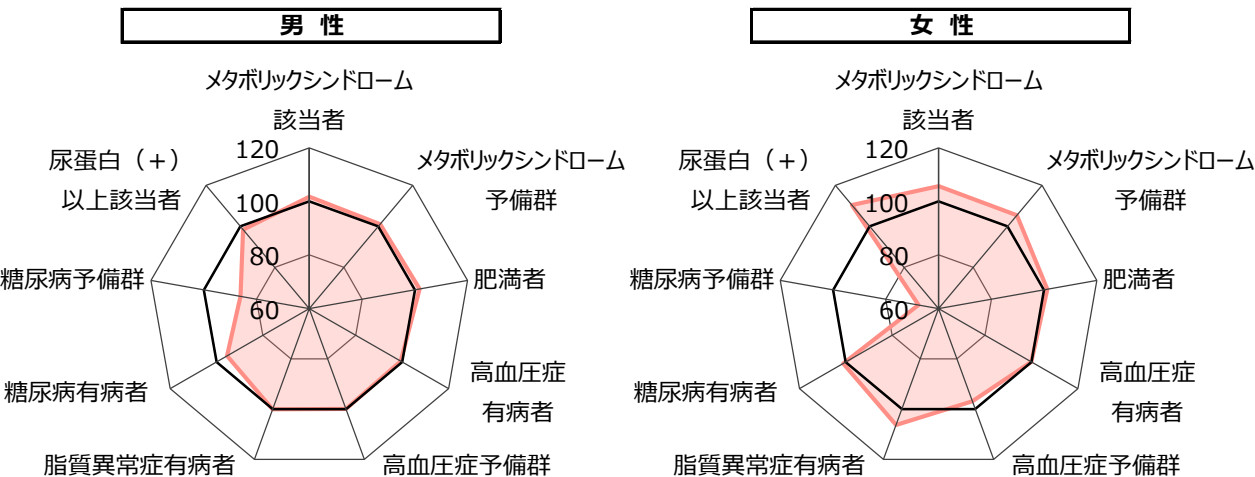
【標準化該当比（特定健康診査結果） 令和4年度】

: 静岡県の数値を上回っている (> 100)

	男性		女性	
	標準化該当比	結果	標準化該当比	結果
メタボリックシンドローム該当者	101.7	▲	105.7	▲
メタボリックシンドローム予備群	101.1	▲	105.4	▲
肥満者	101.8	▲	101.2	▲
高血圧症有病者	99.4	▽	99.9	▽
高血圧症予備群	99.9	▽	96.9	▽
脂質異常症有病者	100.1	▲	106.3	▲▲
糖尿病有病者	95.4	▽	101.1	▲
糖尿病予備群	86.1	▽▽	67.6	▽▽
尿蛋白（+）以上該当者	98.4	▽	110.4	▲

結果：▽▽ 有意に低い、▽ 低いが有意でない、▲ 高いが有意でない、▲▲ 有意に高いを示す。
「有意に高い」とは、標準化該当比が、偶然的な誤差を考慮しても、静岡県（県内データ全体）の結果（基準）と比べて十分に高いと考えられることを表す。

【静岡県=100】



資料：静岡県「特定健診に係る健診等データ分析[※]（令和4年度データ）」

※標準化該当比：年齢構成の異なる地域間で、状況の比較ができるよう年齢構成を調整した指標。特定の疾患の発症・予備群に該当している人の割合が、基準となる集団（上記では静岡県）と比べてどのくらい高い（低い）かを表す。

※特定健診に係る健診等データ分析：健康課題を明確にして生活習慣対策に役立てるため、静岡県が県内医療保険者からの協力で提供を受けた特定健診データの集計結果。

(2) 健康診査問診票からみえる傾向

静岡県を100とした場合の、令和4年度の長泉町における特定健康診査問診票の標準化該当比をみると、男女ともに、「朝食欠食が週3回以上」と「睡眠で休養が十分とれていない」が100を超えており、静岡県より高くなっています。さらに、男性は「習慣的喫煙者」と「毎日飲酒」、女性は「運動習慣なし」が100を超えており、静岡県より高くなっています。

【標準化該当比（問診票） 令和4年度】

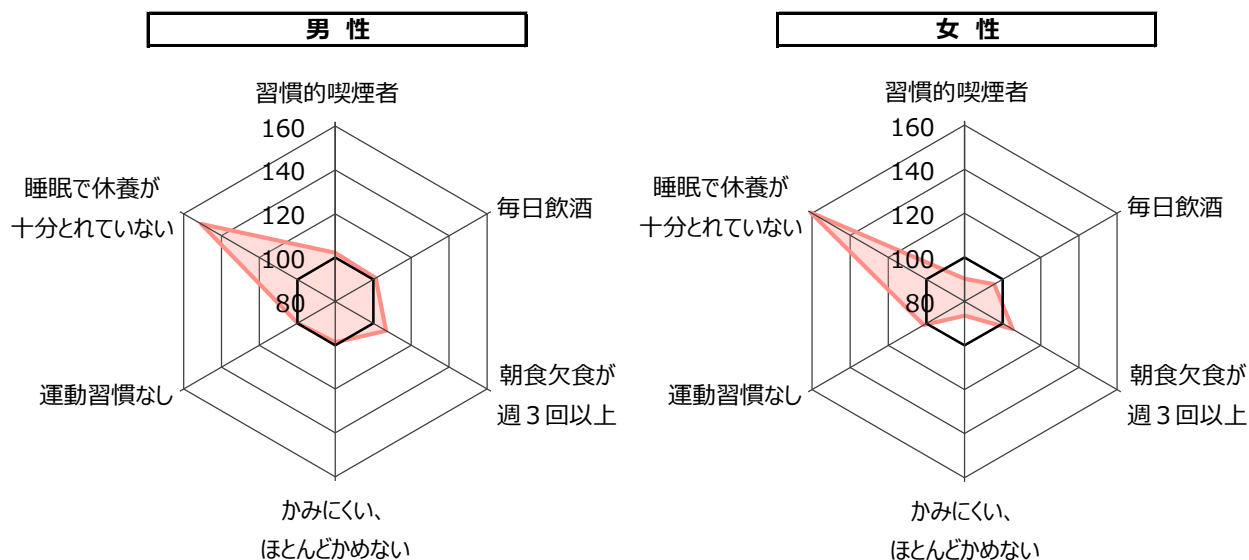
■ : 静岡県の数値を上回っている (> 100)

	男性		女性	
	標準化該当比	結果	標準化該当比	結果
習慣的喫煙者	102.1	▲	90.2	▽
毎日飲酒	101.3	▲	95.6	▽
朝食欠食が週3回以上	106.7	▲	105.3	▲
かみにくい、ほとんどかめない	98.7	▽	86.5	▽▽
運動習慣なし	99.8	▽	101.4	▲
睡眠で休養が十分とれていない	150.7	▲▲	160.7	▲▲

結果：▽▽ 有意に低い、▽ 低い有意でない、▲ 高い有意でない、▲▲ 有意に高いを示す。

「有意に高い」とは、標準化該当比が、偶然的な誤差を考慮しても、静岡県（県内データ全体）の結果（基準）と比べて十分に高いと考えられることを表す。

【静岡県=100】



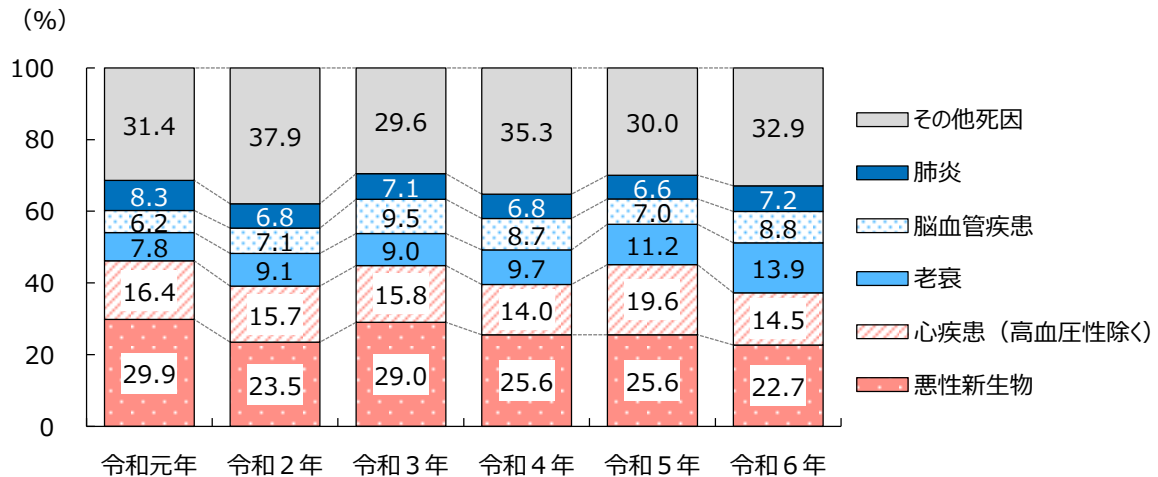
資料：静岡県「特定健診に係る健診等データ分析（令和4年度データ）」

(3) 死因別死亡者数

死亡者数を主要死因別にみると、令和6年において「悪性新生物」が114人と最も多く、次いで「心疾患（高血圧性除く）」が73人、「老衰」が70人の順となっています。構成割合は、令和元年～令和6年の6年間に於いて「悪性新生物」が2割台と最も多く、次いで「心疾患（高血圧性除く）」が1割台となっており、「悪性新生物」と「心疾患（高血圧性除く）」の合計が全体の4割程度を占めていることになります。

【主要死因別死亡者数・構成割合の推移】

		全体	悪性新生物	心疾患 (高血圧性除く)	老衰	脳血管疾患	肺炎	その他死因
死亡者数(人)	令和元年	385	115	63	30	24	32	121
	令和2年	396	93	62	36	28	27	150
	令和3年	379	110	60	34	36	27	112
	令和4年	414	106	58	40	36	28	146
	令和5年	454	116	89	51	32	30	136
	令和6年	502	114	73	70	44	36	165
構成割合(%)	令和元年	100.0	29.9	16.4	7.8	6.2	8.3	31.4
	令和2年	100.0	23.5	15.7	9.1	7.1	6.8	37.9
	令和3年	100.0	29.0	15.8	9.0	9.5	7.1	29.6
	令和4年	100.0	25.6	14.0	9.7	8.7	6.8	35.3
	令和5年	100.0	25.6	19.6	11.2	7.0	6.6	30.0
	令和6年	100.0	22.7	14.5	13.9	8.8	7.2	32.9



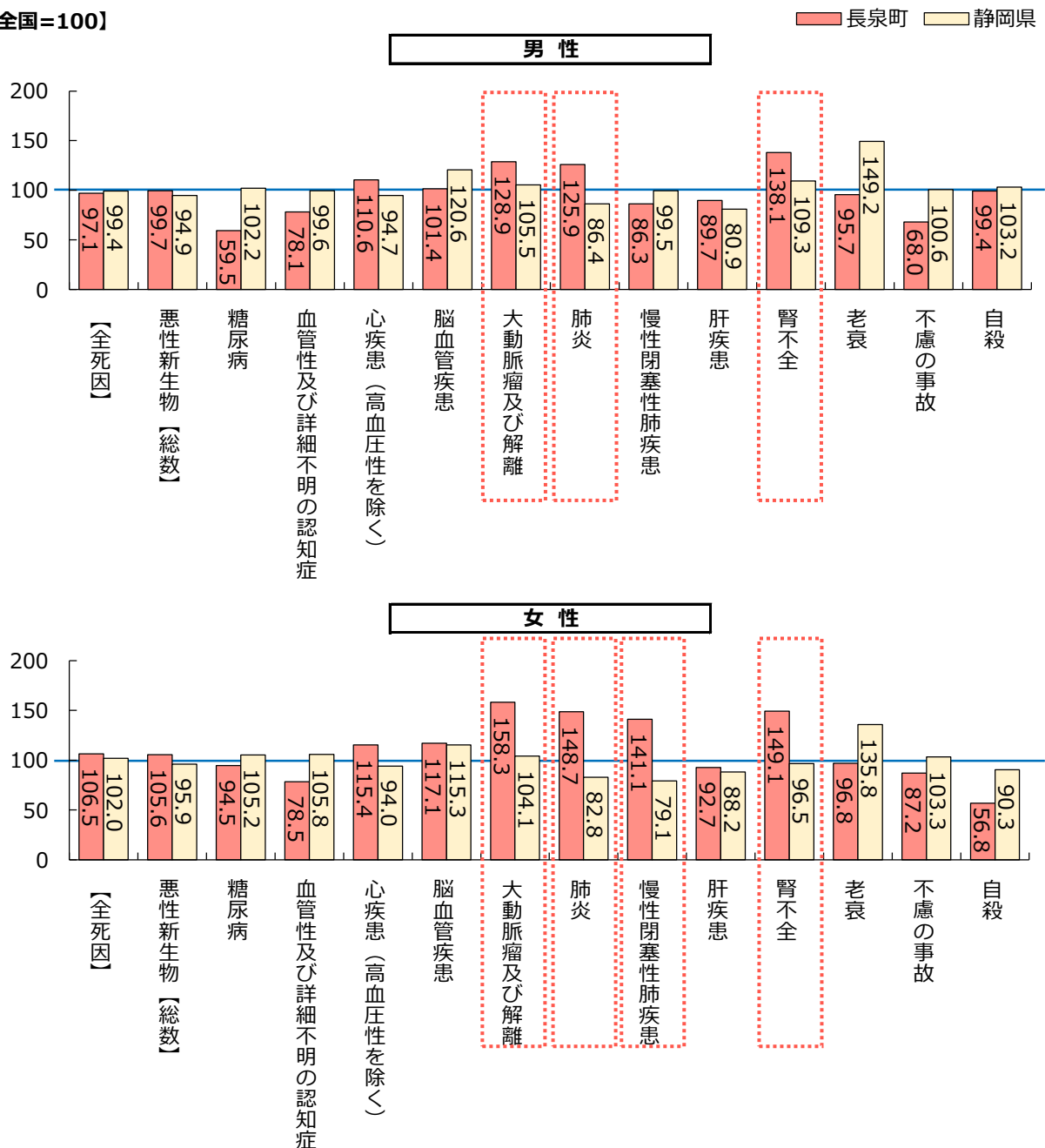
資料：人口動態統計

(4) 標準化死亡比※

全国を100とした場合の、令和元年～令和5年における長泉町の標準化死亡比をみると、男性において「腎不全」が138.1と最も高く、次いで「大動脈瘤及び解離」が128.9、「肺炎」が125.9となっています。女性においては「大動脈瘤及び解離」が158.3と最も高く、次いで「腎不全」が149.1、「肺炎」が148.7となっています。静岡県と比較すると、男女ともに「悪性新生物」「心疾患（高血圧性を除く）」「大動脈瘤及び解離」「肺炎」「肝疾患」「腎不全」において、静岡県を上回っています。女性は、これらに加えて「脳血管疾患」「慢性閉塞性肺疾患」も静岡県を上回っています。

【標準化死亡比 令和元年～令和5年】

【全国=100】



資料：静岡県健康福祉部健康局健康政策課（令和元年～令和5年）

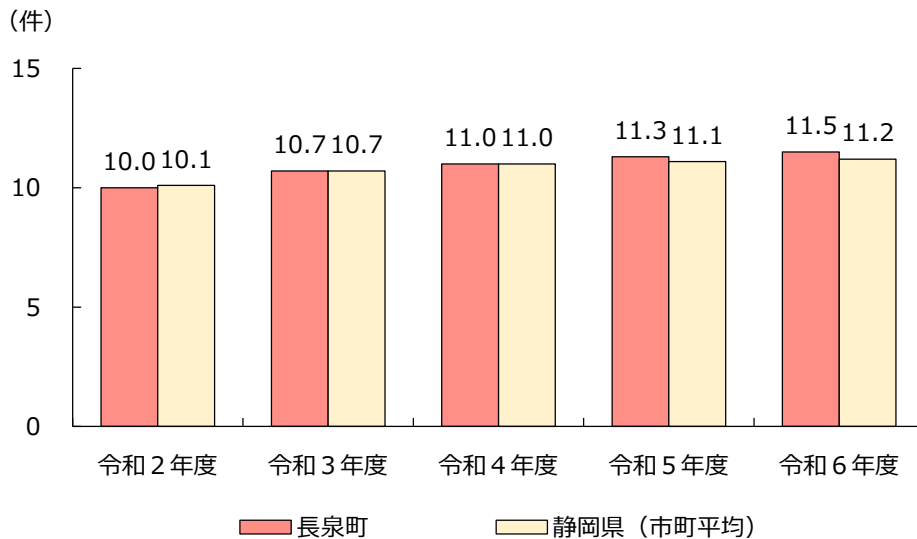
※標準化死亡比：年齢構成の異なる地域間で、死亡の主因である「死因」をはじめとする死亡状況の比較ができるよう年齢構成を調整した指標。特定の疾患による死亡に該当した人の割合が、基準となる集団（上記では全国）と比べてどのくらい高い（低い）かを表す。

4 国民健康保険事業に関する状況

(1) 一人当たり受診件数

一人当たり受診件数の推移をみると、令和2年度の10.0件から緩やかに増加しており、令和6年度においては11.5件となっています。これまでのところ、県平均とほぼ同じ水準で推移しています。

【一人当たり受診件数の推移】

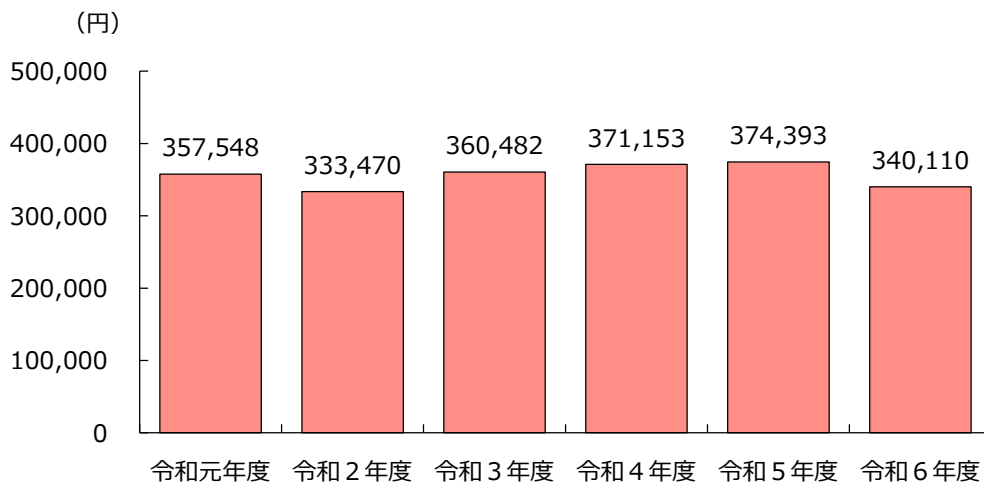


資料：静岡県国民保険団体連合会

(2) 一人当たり費用額（一般被保険者分）

被保険者の一人当たり費用額（一般被保険者分）の推移をみると、令和2年度に減少した後、増加に転じていましたが、令和6年度には340,110円と再び減少しています。

【一人当たり費用額（一般被保険者分）の推移】



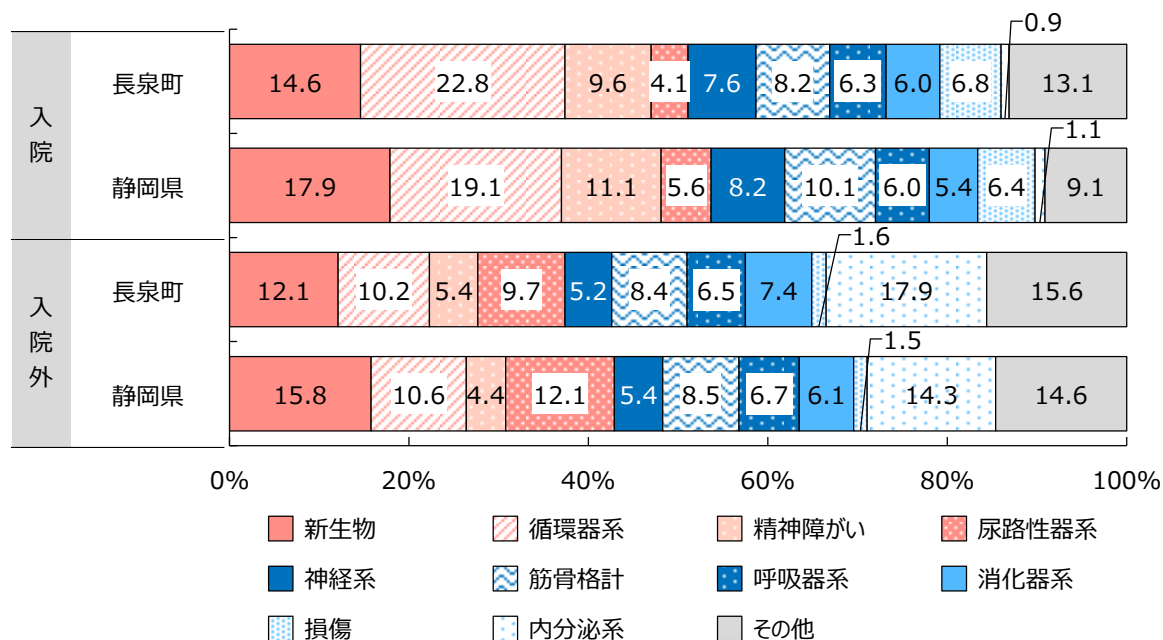
資料：静岡県国民保健団体連合会（しずおか茶っとシステム）

(3) 医療費からみた疾病分類別割合

令和6年実績の医療費からみた疾病分類別割合をみると、入院では「循環器系」の占める割合が22.8%と最も多く、入院外では「内分泌系」が17.9%と最も多くなっています。

県平均に比べ、入院・入院外ともに「新生物」の占める割合がやや少なくなっています。

【疾病分類別医療費割合（入院・入院外） 令和6年実績】



資料：静岡県国民保健団体連合会（しずおか茶っシステム）

5 主な健康づくり事業の実績

(1) 健康相談・訪問指導

健康相談・訪問指導の事業実績をみると、延べ参加人数は、乳幼児の健康相談や心理相談、依頼健康相談において増加傾向にあります。一方、出生数の減少により、母子健康手帳交付時健康相談や、乳幼児・妊産婦向けの家庭訪問事業については減少傾向となっています。

【健康相談・訪問指導延べ参加人数の推移】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康相談	乳幼児	158	252	237	261	290
	成人	131	109	131	132	134
栄養相談	乳幼児	149	144	191	166	138
	成人※	52	74	104	102	97
こころの相談		3	1	6	7	9
依頼健康相談				21	109	115
ことばの相談（幼児）		132	102	103	129	81
心理相談（幼児）		115	115	128	139	141
母子健康手帳交付時健康相談		415	414	363	355	350
家庭訪問	乳幼児	450	418	395	385	352
	妊産婦	455	412	395	394	354
	成人	国保	12	11	9	11
		重症化予防	13	21	20	10
		健診事後	0	0	4	11

※栄養相談（成人）は健康相談での栄養相談と随時栄養相談の合計。

資料：健康増進課（各年度末現在）

(2) 健康教育

健康教育の事業実績をみると、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業によっては縮小または中止の期間がありましたが、令和4年度以降はおおむね従来どおり実施しています。対象者の年齢等が決まっており、定例で実施する事業も多いため、開催回数に大きな変化がない事業がほとんどです。

各事業の令和6年度の利用人数をみると、「パパママ学級」「2歳児運動あそび教室」「すくすく親子遊びの会」「歯の健康教室（年長児等）」「のびのび親子教室」「健康講座（健康大学）」が前年度から増加しています。

【健康教育利用状況の推移】

(単位：回、人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
パパママ学級 *旧 こんにちは赤ちゃん教室 (～R2)	10	99	7	158	12	250	12	286	23	448
子育て離乳食教室	9	85	9	58	6	79	6	105	6	105
7か月育児教室	9	254	12	304	12	298	12	358	12	319
2歳児すてっぴ教室					12	223	12	398	12	247
2歳児運動あそび教室※ *旧 2歳児元気っこ教室 (～R3)	(コロナ禍のため未開催)				33	80	25	57	29	114
すくすく親子遊びの会	9	35	3	9	12	19	12	23	12	24
こどもキッチン *旧 幼児食教室（おやつ教室） (～R3)	(コロナ禍のため未開催)				1	8	2	16	2	13
歯の健康教室（年長児等）	2	41	7	271	17	457	19	558	20	560
のびのび親子教室			3	14	12	19	12	21	12	24
健康講座（健康大学）	1	14	2	37	4	109	4	64	4	95
地域歯科教室					1	7	2	48	1	10
地域栄養教室	2	20	0	0	2	30	3	44	1	13
依頼等健康教育（出前講座等）					2	35	0	0	0	0

※「2歳児運動あそび教室」は、令和3年度まで母子保健事業と同日開催。令和4年度から運動指導単独開催。令和6年度途中から、一部を母子保健事業と同日開催。

資料：健康増進課（各年度末現在）

(3) 健康領域別の事業

1) 食育事業

食育事業としては、「食育推進事業（乳幼児・児童）」「食育推進事業（成人）」「食育月間PR」「カラダフェスタでの啓発」「食育推進ボランティア活動」を実施しています。

【食育事業 令和6年度実績】

事業名	内容	回数	参加延べ人数
食育推進事業 (乳幼児・児童)	マックスバリュお魚教室 (町内保育園・幼稚園・認定こども園)	13回	522人
	食育ぬり絵 制作・配布 (町内保育園・幼稚園・認定こども園 年長児)	-	370人
	5歳児のための料理教室 (こどもキッチン)	2回	13人
	小学生夏休み食育講座 「めざせパティシエ！野菜のスイーツ作り」	1回	16人
食育推進事業 (成人)	出前食育講座・地域栄養教室	16回	91人
	働き世代への食育講座 (ベジメータ (野菜摂取量) 測定)	10回	228人
	男性のための料理教室 (メンズキッチン)	3回	44人
食育月間PR	プロから学ぶコロッケ作り	1回	16人
カラダフェスタでの啓発	食育コーナー「野菜マシと減塩のススメ」	1回	250人
食育推進 ボランティア活動	定例会・研修・イベントへの参加	22回	93人

資料：健康増進課

2) 地域元気づくり事業

地域元気づくり事業の「地域元気わくわく教室」「地域元気づくり自主活動フォローアップ」では、区の公民館や事業所などで健康測定や健康講話なども取り入れながら、体を動かすことを中心に、健康推進員等とも連携して事業を実施しています。

【地域元気づくり事業 令和6年度実績】

事業名	内容		回数	参加延べ人数
○地域元気わくわく教室 ○地域元気づくり 自主活動 フォローアップ	地域	鮎壺区（鮎壺区健康クラブ）（フォローアップ）	3 回	34 人
		薄原下区（フォローアップ）	3 回	20 人
		南一色区（南一色ひらめき脳広場）（フォローアップ）	1 回	22 人
		本宿区（フォローアップ）	3 回	60 人
		上長窪ひだまりサロン（フォローアップ）	1 回	10 人
		クランツ区（地域元気わくわく教室）	4 回	43 人
	事業所	第一生命保険（株）沼津支社長泉営業オフィス	3 回	56 人
		長泉パーカラージング（株）	2 回	84 人
		（公財）長泉町シルバー人材センター	2 回	19 人

資料：健康増進課

(4) 予防接種事業

令和6年度の各種予防接種の実施状況は以下の通りです。

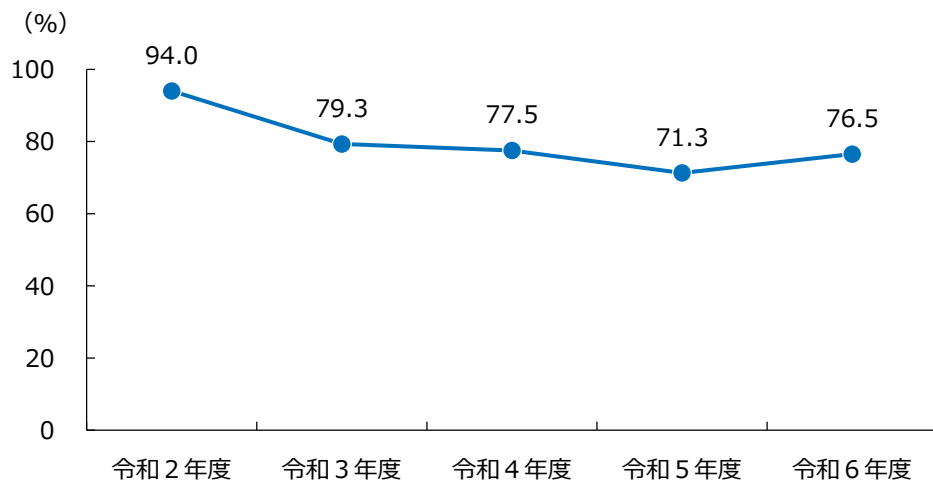
【予防接種事業 令和6年度実績】

(単位：人、%)

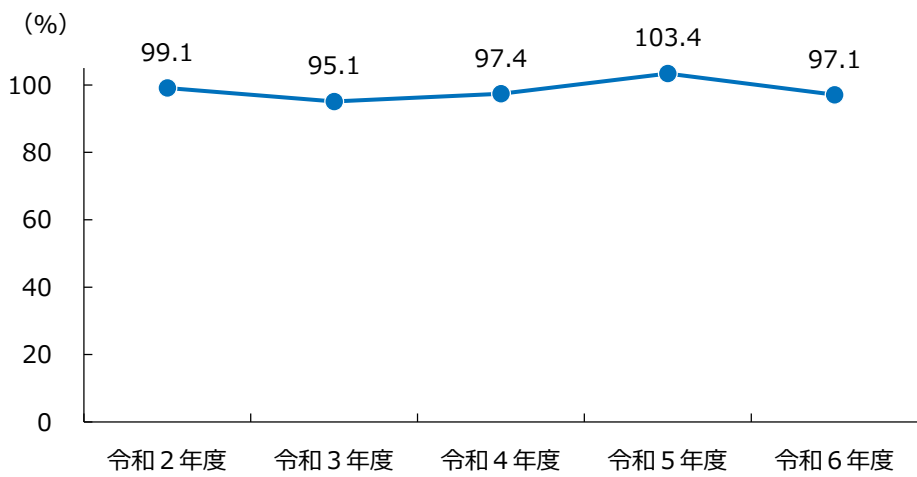
予防接種					対象者数	接種者数	接種率
乳幼児・児童	ヒブ	初回	第1回			10	
			第2回			49	
			第3回			91	
		追加				326	
	小児用肺炎球菌	初回	第1回		345	346	100.3
			第2回		345	356	103.2
			第3回		345	356	103.2
		追加			377	369	97.9
	四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	第1回			10		
		第2回			49		
		第3回			94		
		追加			334	409	122.5
	五種混合（ヒブ・百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）	第1回		345	337	97.7	
		第2回		345	308	89.3	
		第3回		345	266	77.1	
		追加			54	28	51.9
	二種混合（ジフテリア・破傷風）				460	352	76.5
	日本脳炎	第1期	初回	第1回	409	380	92.9
				第2回	409	384	93.9
			追加		385	426	110.6
		第2期			467	425	91.0
	B C G				345	368	106.7
	M R（麻しん・風しん）	第1期			377	366	97.1
		第2期			438	411	93.8
	水痘	第1回			377	365	96.8
		第2回			377	363	96.3
	子宮頸がん	第1回			239	205	85.8
第2回			239	155	64.9		
第3回			239	58	24.3		
子宮頸がん（キャッチアップ）	第1回			168	331	197.0	
	第2回			168	263	156.5	
	第3回			168	252	150.0	
B型肝炎	初回	第1回		345	343	99.4	
		第2回		345	354	102.6	
		第3回		345	365	105.8	
成人	（定期）高齢者肺炎球菌				418	92	22.0
	（定期）高齢者インフルエンザ				10,193	5,708	56.0
	（定期）高齢者新型コロナ				10,193	2,017	19.8
	（任意）带状疱疹					808	

資料：健康増進課

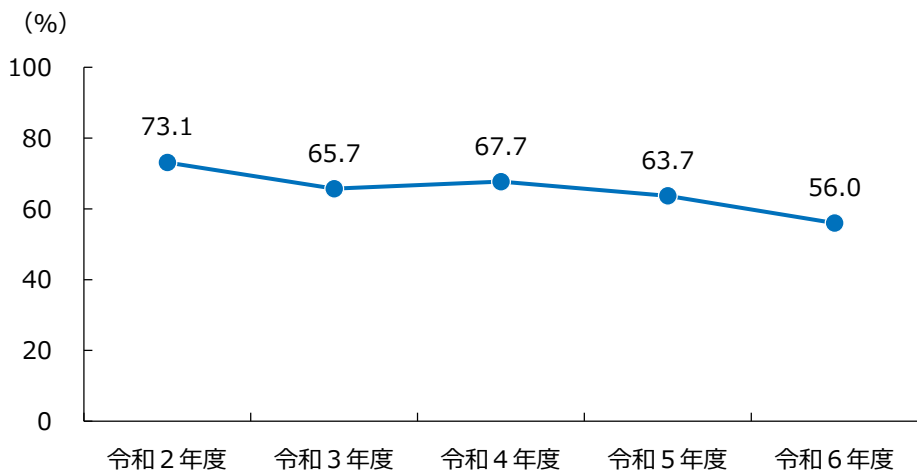
【二種混合接種率の推移】



【MR 1 期接種率の推移】



【高齢者インフルエンザ接種率の推移】



資料：健康増進課

(5) 健康推進員活動

健康推進員の令和6年度の活動状況は以下の通りです。

【健康推進員の活動状況 令和6年度実績】

○ 1号推進員	
活動内容	特定健診・がん検診周知と情報提供、地区のイベントへの参加
活動実績	定例会 5回 校区代表者会 2回 地区における健康教育、健康相談のPR及び協力
○ 2号推進員	
活動内容	健康づくりのための身体活動量増加を目的としたウォーキングマップ更新をテーマにした会議・活動
活動実績	健康推進コーディネーター（2号推進員）会議・活動 34回

資料：健康増進課

6 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査概要

「第4次長泉町健康増進計画」の中間見直しにあたって、町民の健康づくりに関する意向を把握し、前期計画の評価と後期計画策定のための基礎資料とするべく、アンケート調査を実施しました。

1) 調査の設計

- 対象者及び標本数：【①乳幼児保護者調査】 長泉町在住の1～5歳児の保護者 500人
 【②小学生保護者調査】 長泉町在住の小学生の保護者 400人
 【③中学生調査】 長泉町在住の中学生 300人
 【④16歳以上調査】 長泉町在住の16歳以上の町民 1,500人
 ※①～④は無作為抽出
- 調査方法 : 郵送配布一郵送回収またはインターネット回答
- 調査期間 : 令和6年12月4日～12月23日

2) 調査内容

調査種別	内容
①乳幼児保護者	子どもと保護者のことについて、食生活について、子どもの生活習慣について、歯について、その他、保護者について
②小学生保護者	子どものことについて、食生活について、子どもの生活習慣について、歯について、その他
③中学生	対象者自身のことについて、食生活について、生活習慣について、休養・こころについて、歯について、たばこ・アルコールについて、健診・健康維持について
④16歳以上	対象者自身のことについて、食生活について、運動について、休養・こころについて、歯について、たばこ・アルコールについて、健診・健康維持について

3) 回収結果

調査種別	発送数	回収数	有効回収数※	有効回収率
①乳幼児保護者	500件	272件	272件	54.4%
②小学生保護者	400件	214件	214件	53.5%
③中学生	300件	132件	132件	44.0%
④16歳以上	1,500件	564件	562件	37.5%

※有効回収数は、回収数のうち無効票を除いた数

4) 注意事項

- ・ 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の合計が100.0%にならないことや、複数の合計がグラフと文中で一致しないことがあります。
- ・ 複数回答可の質問は、全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

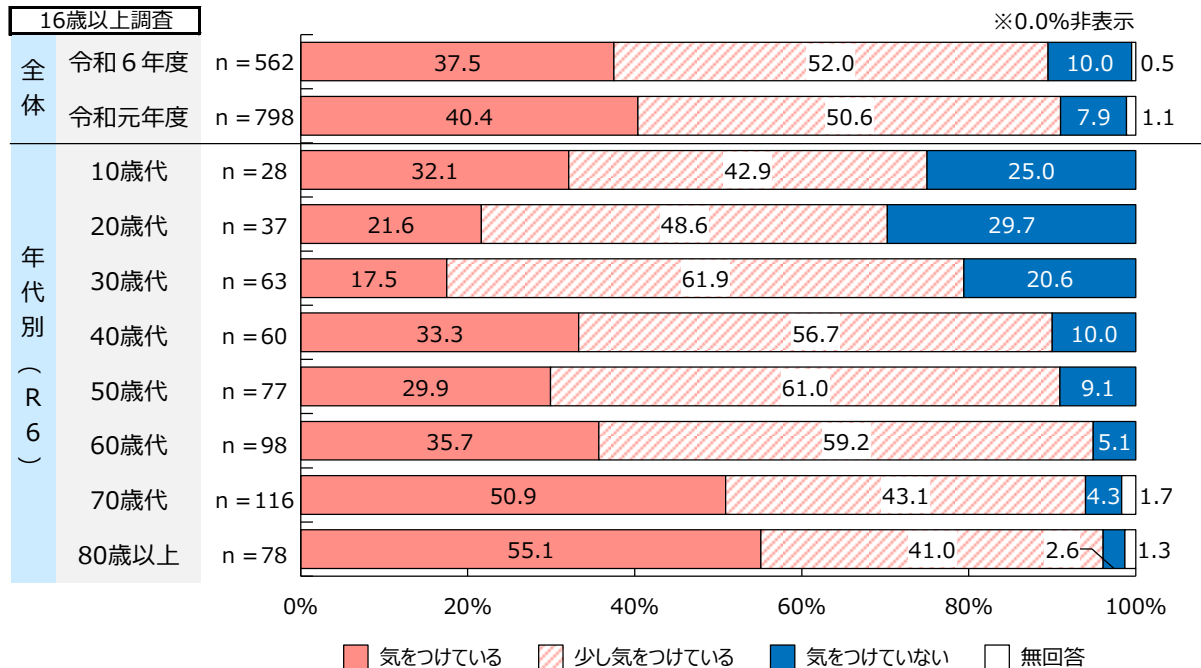
(2) 調査結果

食生活

1) 栄養バランスに気をつけているか

ふだん、栄養バランスに「気をつけている」という回答は37.5%となっており、令和元年度調査から2.9ポイント減少しています。

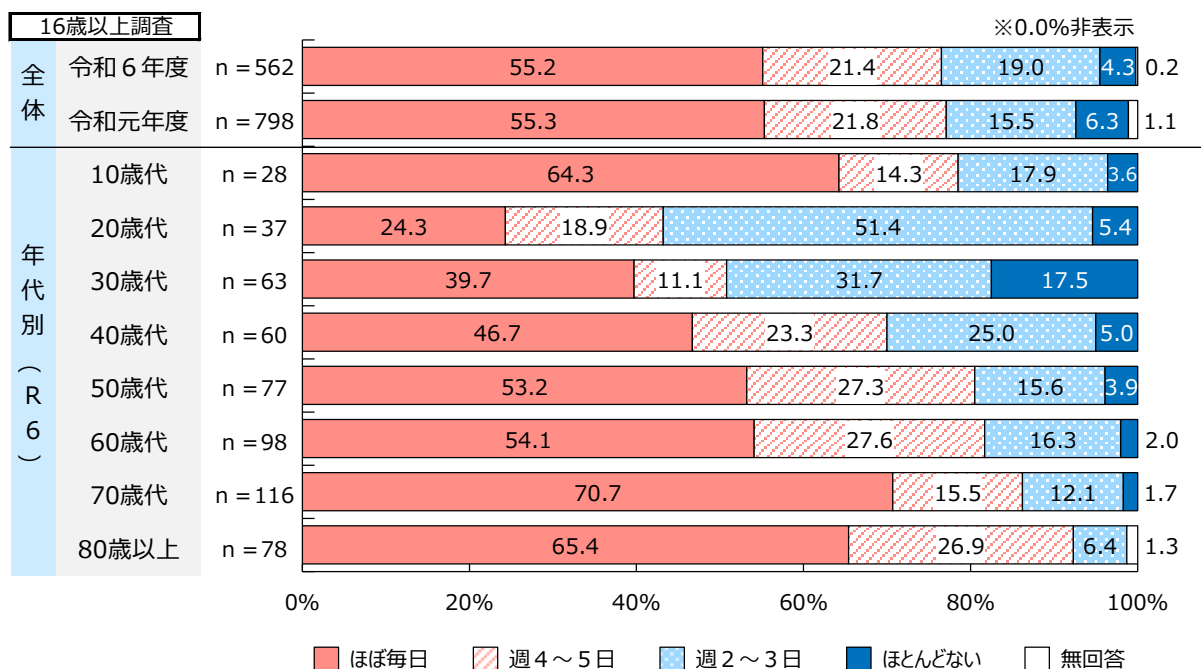
年代別でみると、70歳代以上で「気をつけている」が半数以上を占めています。



2) 「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事を1日に2回以上とる頻度

「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事を1日2回以上「ほぼ毎日」とっているという回答は55.2%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません。

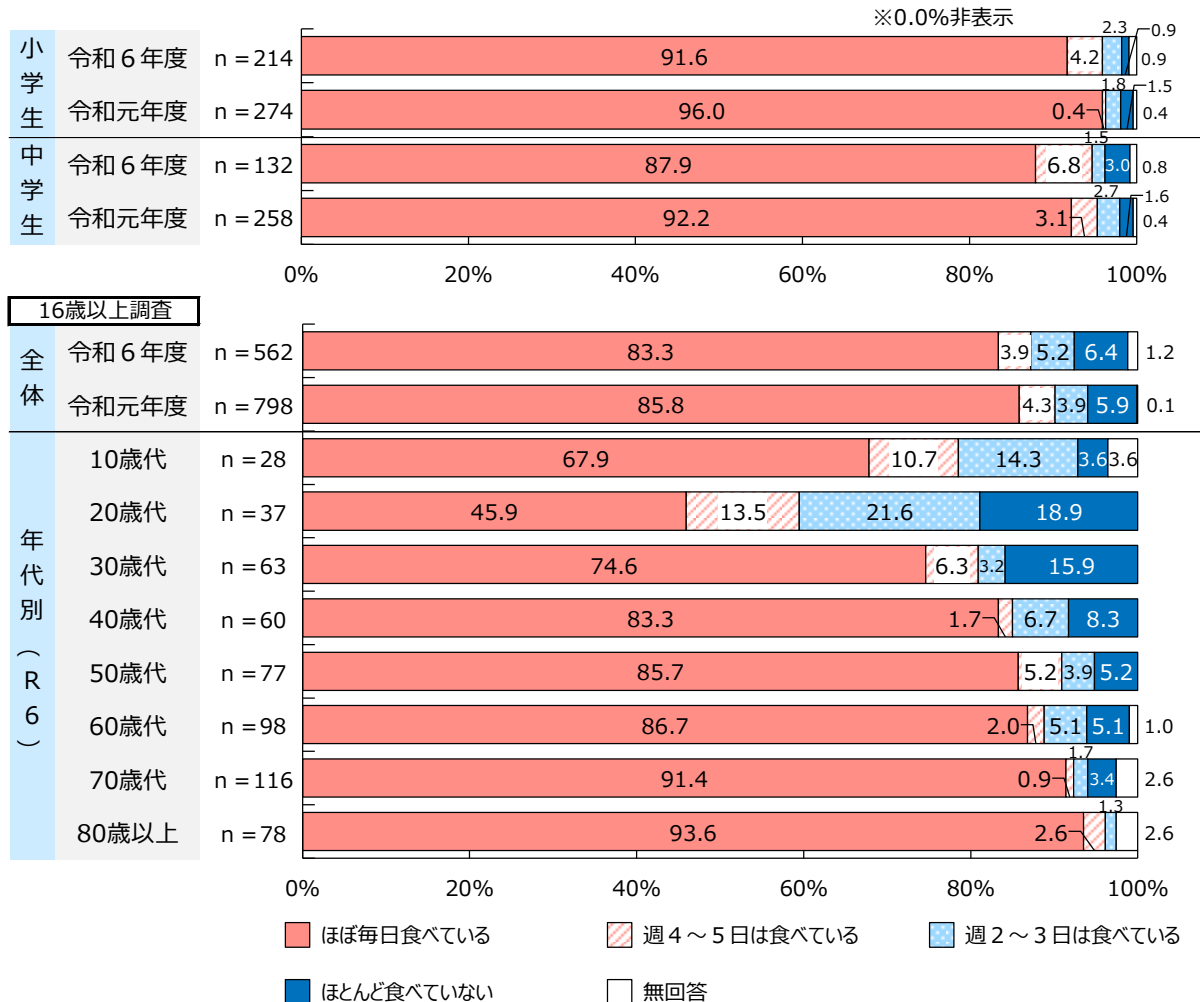
年代別でみると、10歳代・70歳代以上で「ほぼ毎日」が6割以上を占めています。



3) 朝食を食べる頻度

朝食を「ほぼ毎日食べている」という回答は、小学生・中学生において9割前後、16歳以上においては83.3%となっており、いずれも令和元年度調査からやや少なくなっています。

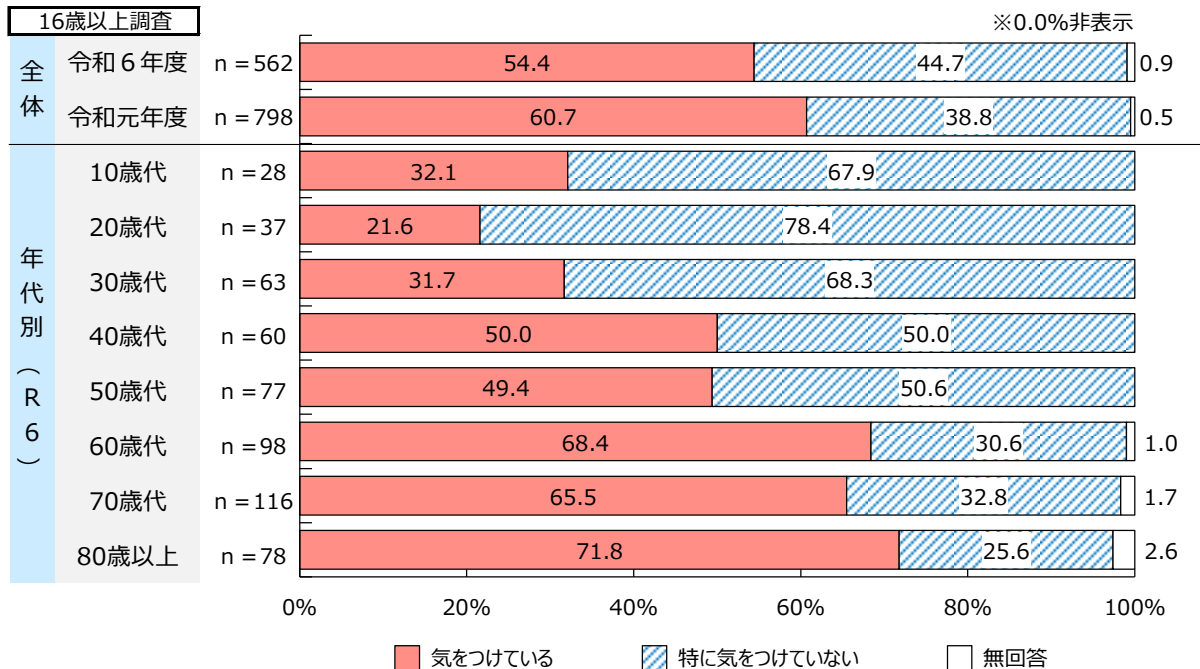
年代別でみると、20歳代で「ほぼ毎日食べている」が5割未満にとどまっています。



4) 食塩のとりすぎに気をつけているか

ふだん、食塩のとりすぎに「気をつけている」という回答は54.4%となっており、令和元年度調査から6.3ポイント減少しています。

年代別でみると、60歳代以上で「気をつけている」が6割以上を占めています。

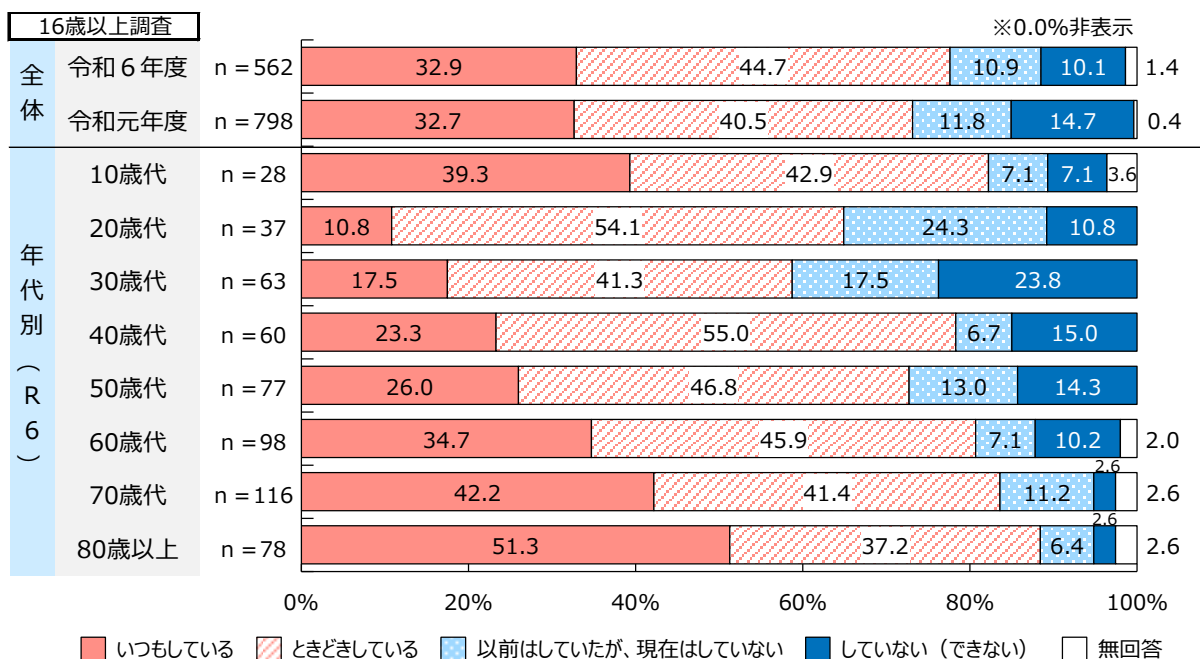


身体活動・運動

5) 意識的に体を動かすようにしているか

日常生活の中で、意識的に体を動かすように『している』（「いつもしている」と「ときどきしている」の合計）という回答は77.6%となっており、令和元年度調査から4.4ポイント増加しています。

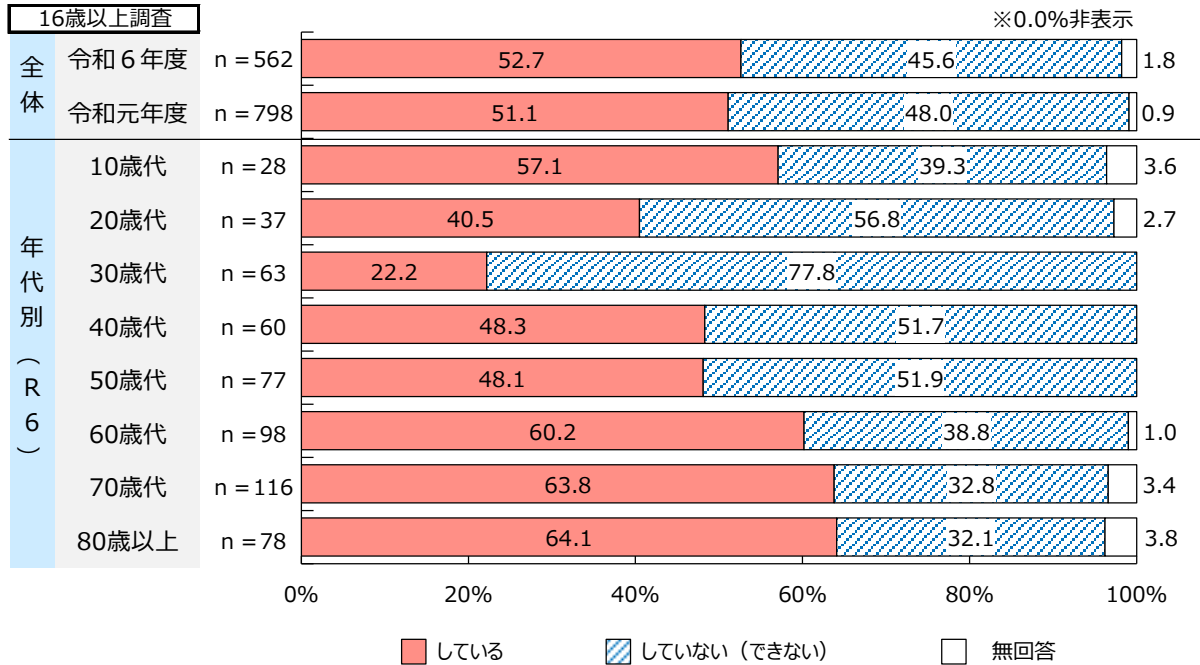
年代別でみると、20歳代以上において「いつもしている」が年代が上がるにつれて多くなっている一方、20歳代から50歳代において体を動かす習慣がない（できない）人が2割以上を占めています。



6) 運動やスポーツをしているか

ふだん、運動やスポーツを「している」という回答は52.7%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません

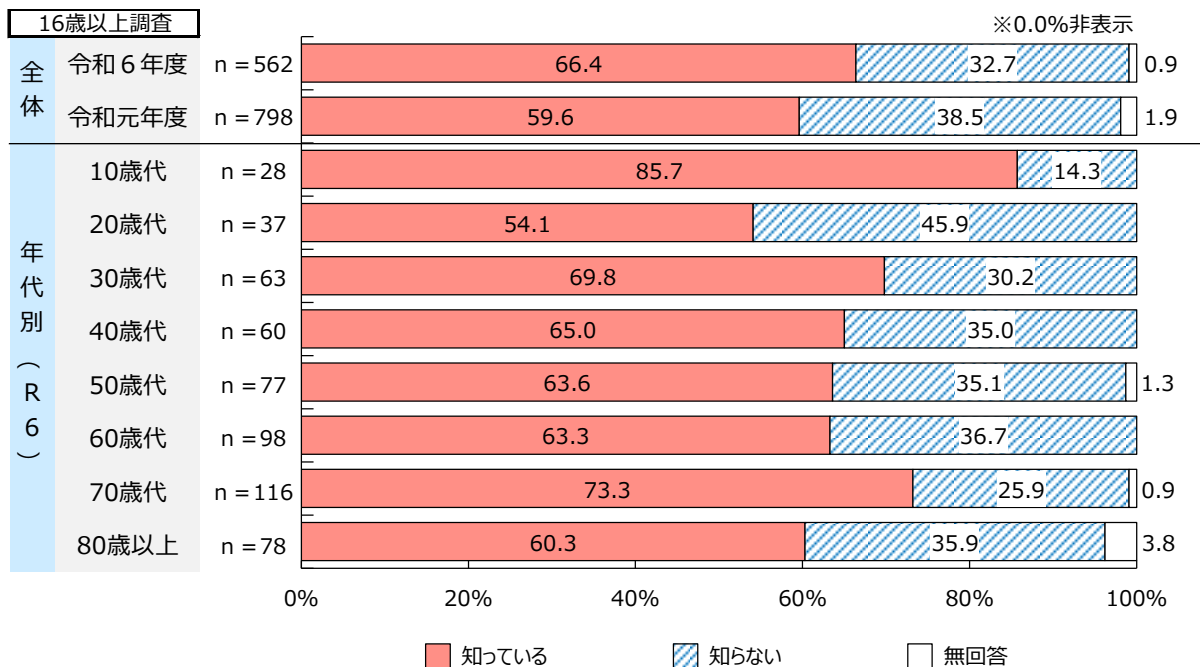
年代別でみると、30歳代で「している」が約2割にとどまっています。



7) 長泉町にウォーキングコースがあることを知っているか

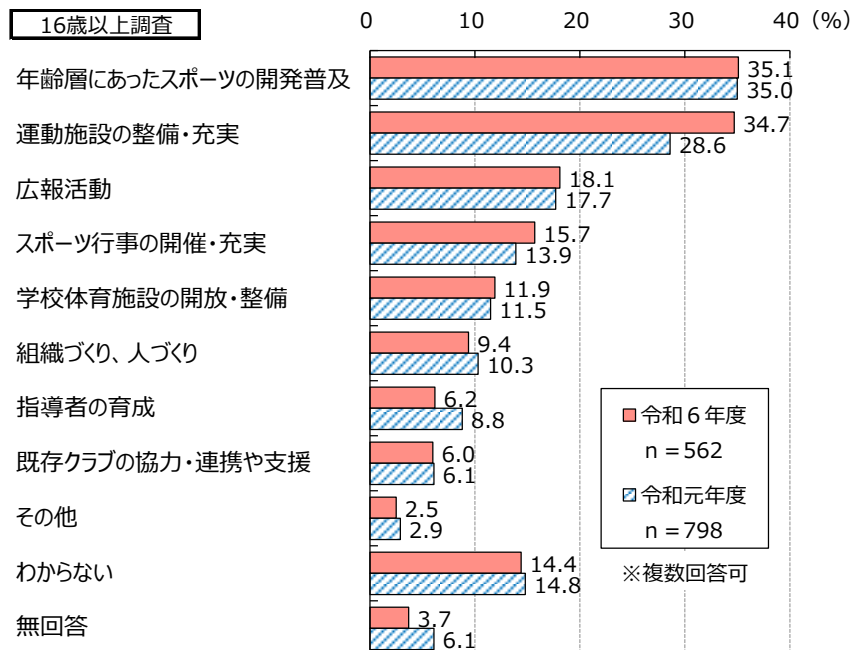
長泉町にウォーキングコースがあることを「知っている」という回答は66.4%となっており、令和元年度調査から6.8ポイント増加しています。

年代別でみると、20歳代で「知っている」が6割未満にとどまっています。



8) 町民のスポーツや運動への取り組みを盛んにするために力を入れるべきこと

町民のスポーツや運動への取り組みを盛んにするために力を入れるべきことは、「年齢層にあったスポーツの開発普及」が35.1%と最も多く、次いで「運動施設の整備・充実」が34.7%、「広報活動」が18.1%などとなっています。「運動施設の整備・充実」は、令和元年度調査から6.1ポイント増加しています。

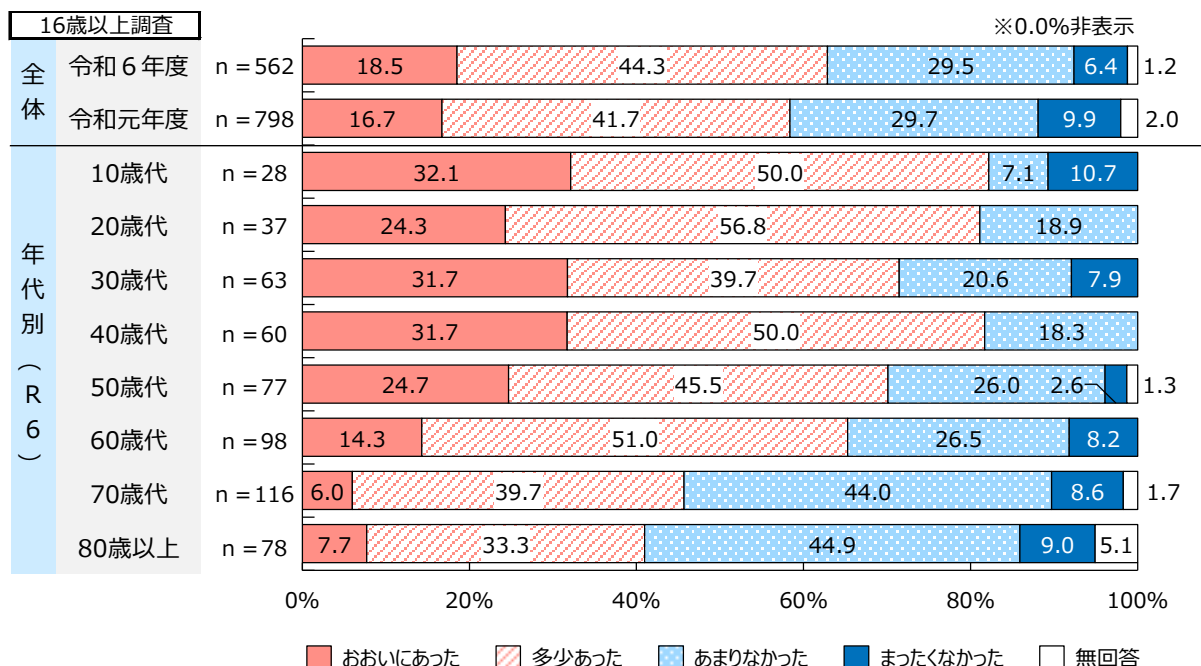


休養・こころ

9) 不満・悩みなどのストレスの有無

この1か月間にストレスを感じる事が「おおいにあった」という回答は18.5%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません。

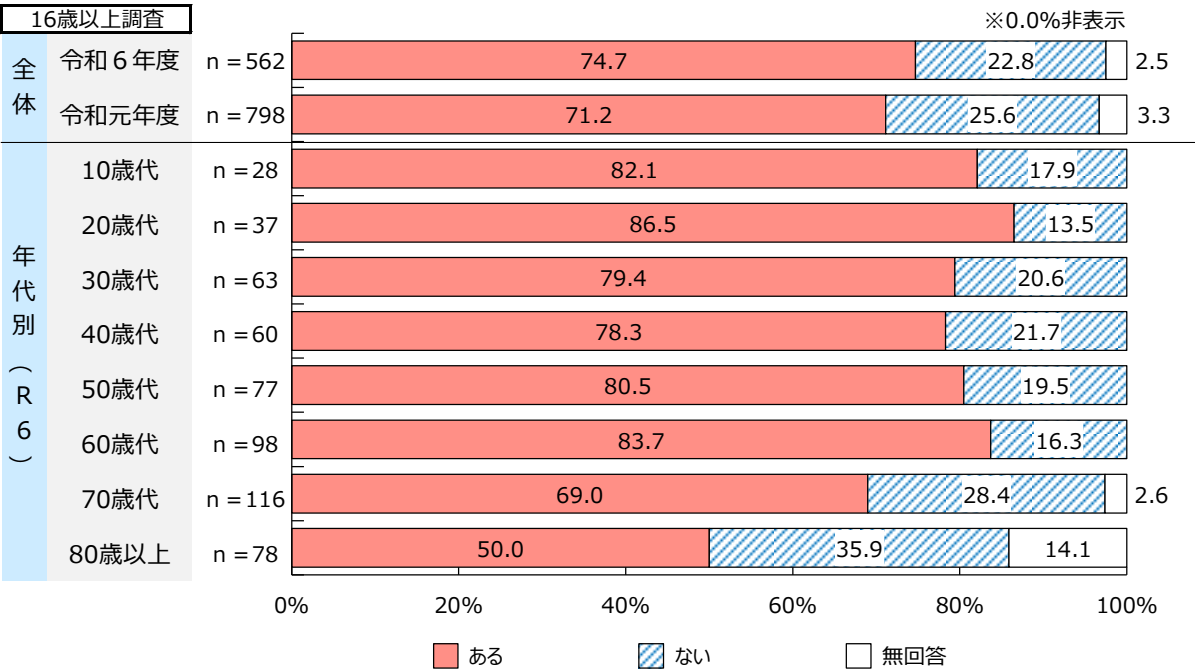
年代別でみると、10歳代・30歳代・40歳代で「おおいにあった」が3割を超えています。



10) ストレス解消法を持っている人の割合

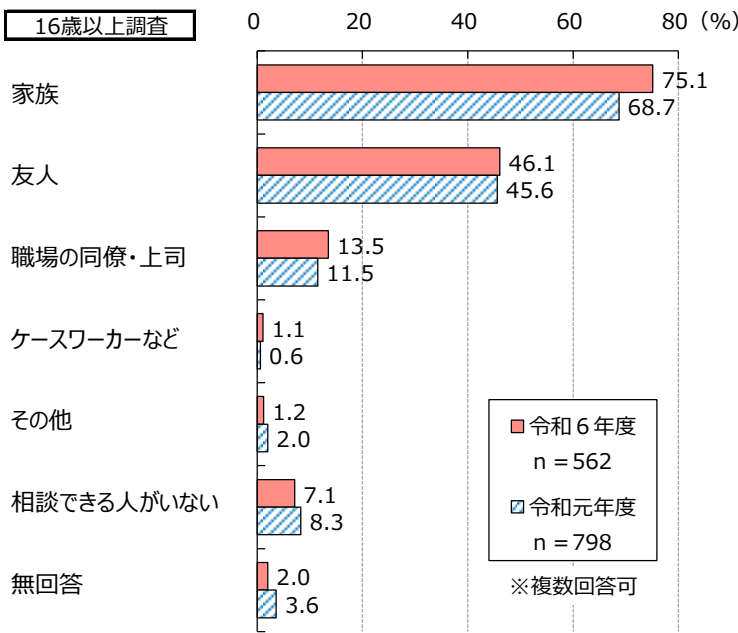
自分なりのストレスの解消法が「ある」という回答は 74.7%となっており、令和元年度調査から 3.5 ポイント増加しています。

年代別でみると、60 歳代以下で「ある」が 8～9 割程度を占めています。



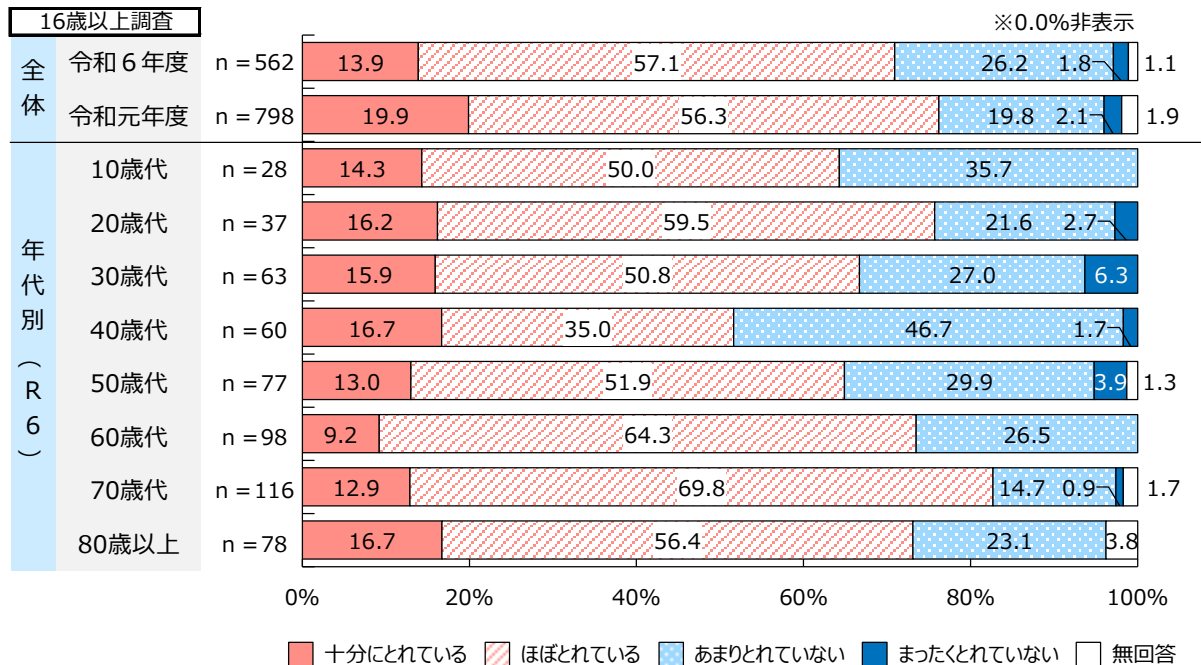
11) 不満や悩みなどを相談できる相手

ふだん、不満や悩みなどを相談できる相手は、「家族」が 75.1%と最も多く、次いで「友人」が 46.1%、「職場の同僚・上司」が 13.5%などとなっています。『相談できる人がいる』（「家族」～「その他」のいずれかを回答した人）の割合は 90.9%となっており、令和元年度の 88.1%からあまり変化はありません。



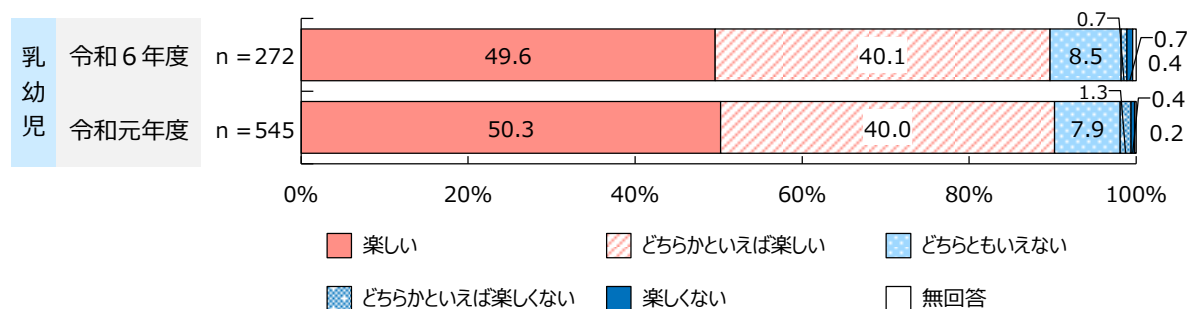
12) 睡眠による休養がとれているか

この1か月間に睡眠による休養が『とれている』（「十分にとれている」と「ほぼとれている」の合計）という回答は71.0%となっており、令和元年度調査から5.2ポイント減少しています。年代別でみると、40歳代で『とれている』が約5割にとどまっています。



13) 子育てを楽しんでいるか

子育てが『楽しい』（「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」の合計）という保護者の回答は89.7%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません。

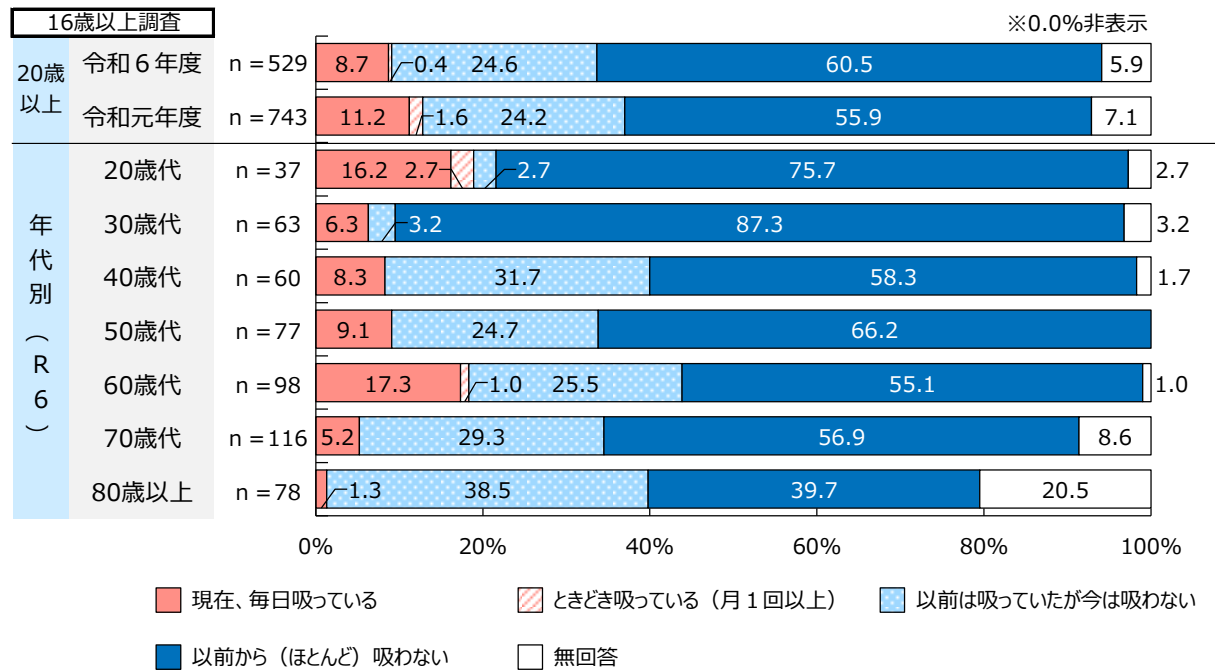


たばこ・アルコール

14) 喫煙状況

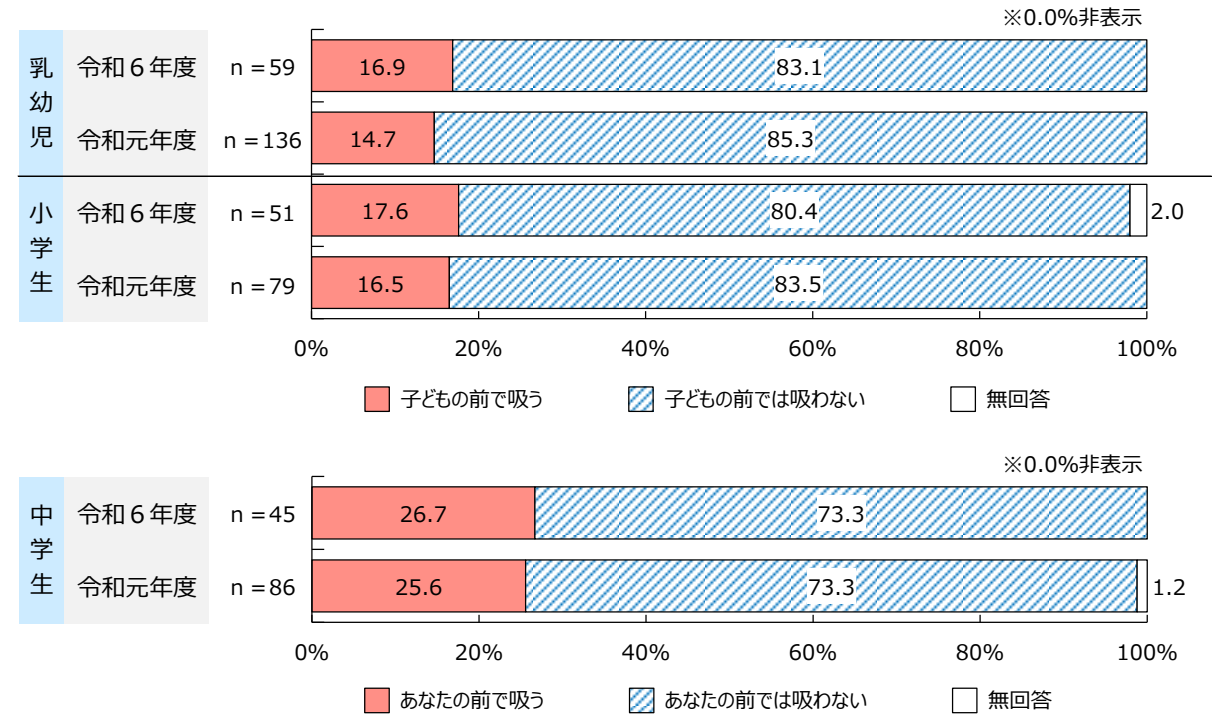
喫煙を『している』（「現在、毎日吸っている」と「ときどき吸っている（月1回以上）」の合計）という回答は9.1%となっており、令和元年度調査から3.7ポイント減少しています。

年代別でみると、20歳代・60歳代で『している』が約2割を占めています。



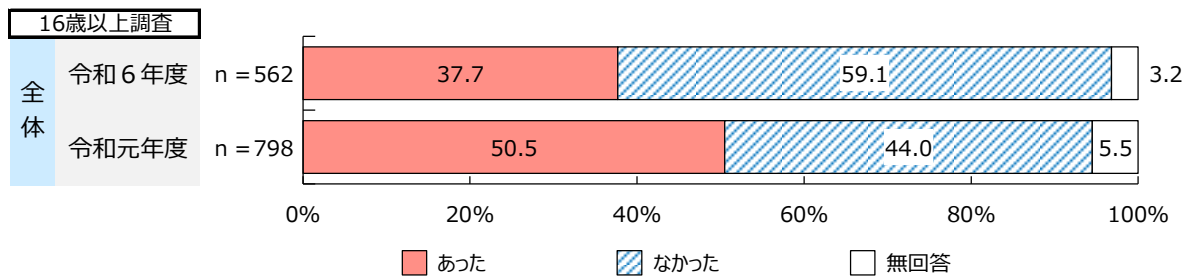
15) 自宅における子どもの受動喫煙の機会の有無

同居家族に喫煙者がいる場合に、たばこを「子どもの前で吸う」という保護者の回答は、乳幼児・小学生ともに17%前後となっています。また、「あなたの前で吸う」という中学生の回答は26.7%となっています。いずれも令和元年度調査からあまり変化はありません。



16) 受動喫煙の機会の有無

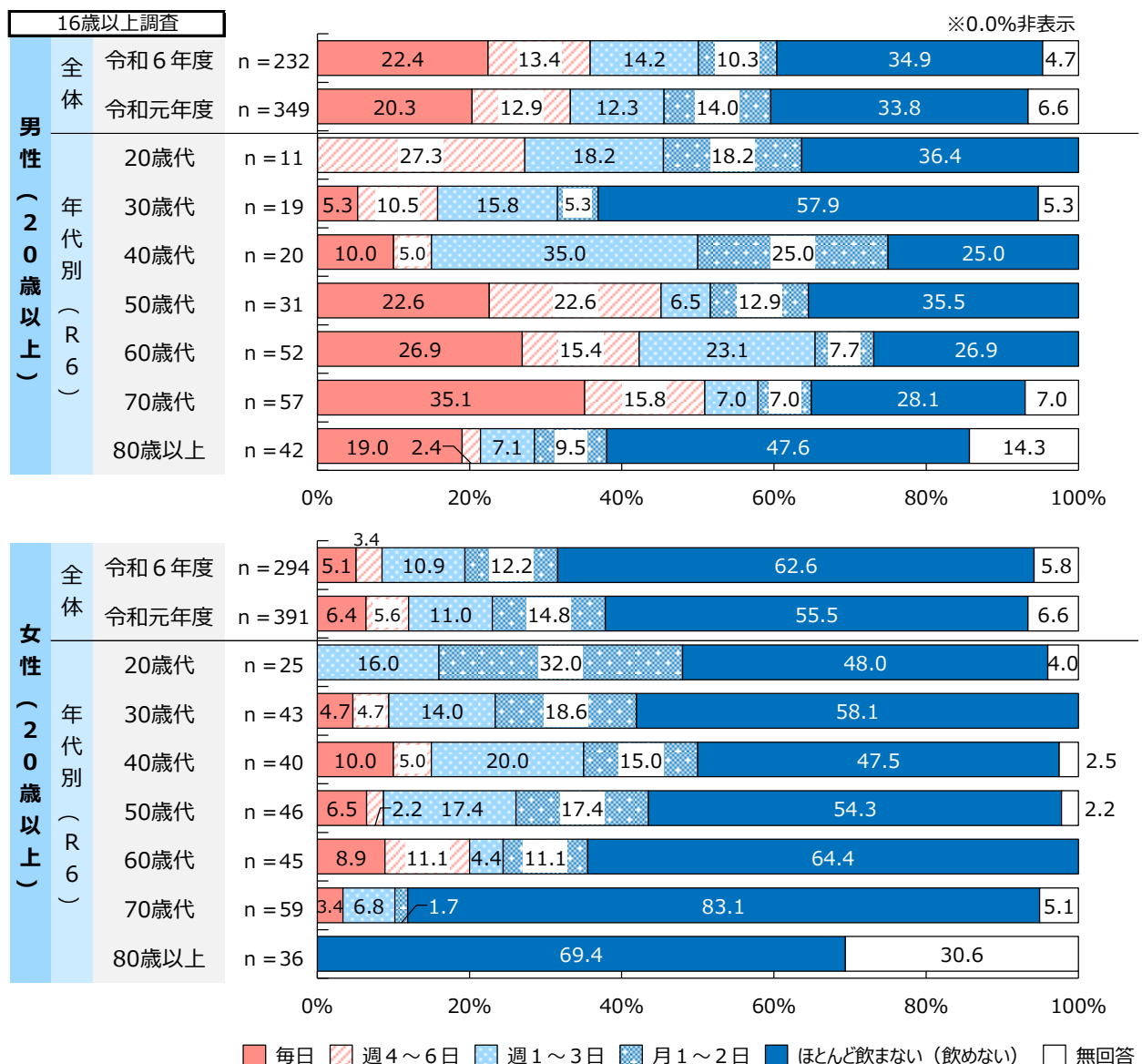
1 か月以内に受動喫煙の機会が「あった」という回答は 37.7%となっており、令和元年度調査から 12.8 ポイント減少しています。



17) 飲酒頻度

『月に1回以上飲酒する』（「毎日」～「月1～2日」の合計）という回答は、男性は 60.3%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません。女性は 31.6%となっており、令和元年度調査から 6.3 ポイント減少しています。

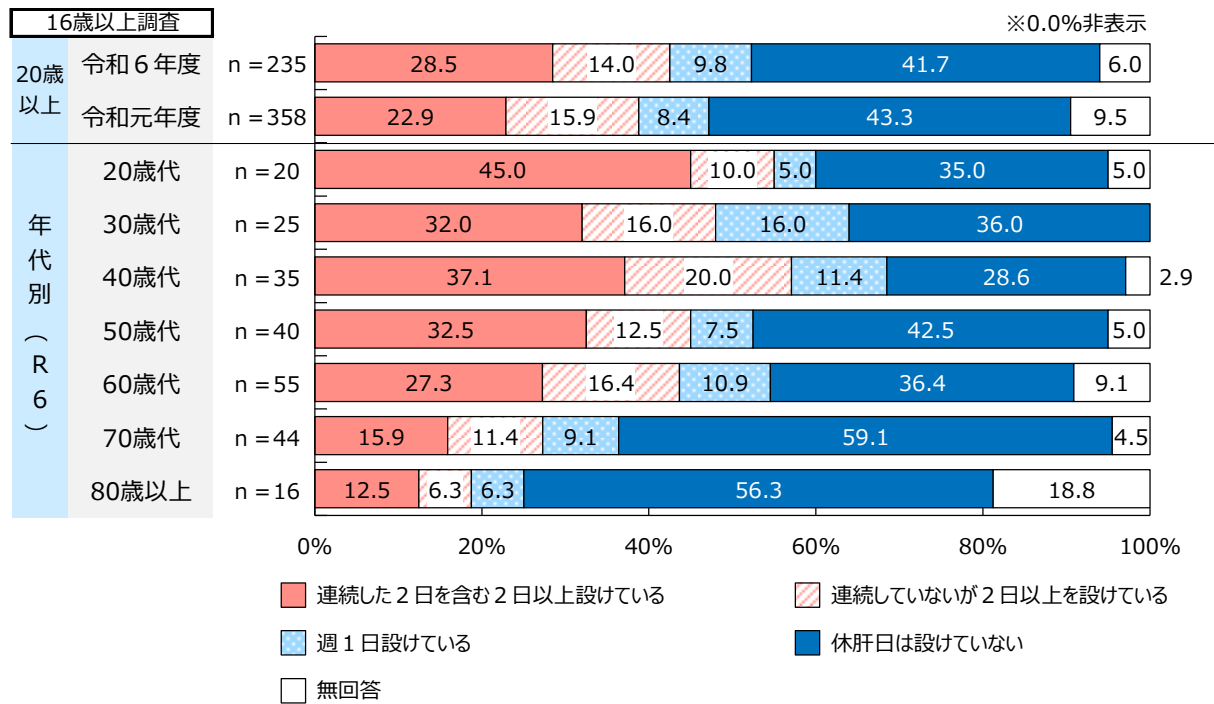
性・年代別でみると、『月に1回以上飲酒する』は男性において 40 歳代・60 歳代で7割以上、女性においては 20 歳代・40 歳代で約半数を占めています。



18) 休肝日を設けているか

月に1回以上飲酒する人のうち、休肝日を『設けている』（「連続した2日を含む2日以上設けている」と「連続していないが2日以上を設けている」と「週1日設けている」の合計）という回答は52.3%となっており、令和元年度調査から5.1ポイント増加しています。

年代別でみると、40歳代以下で『設けている』が6割以上を占めています。

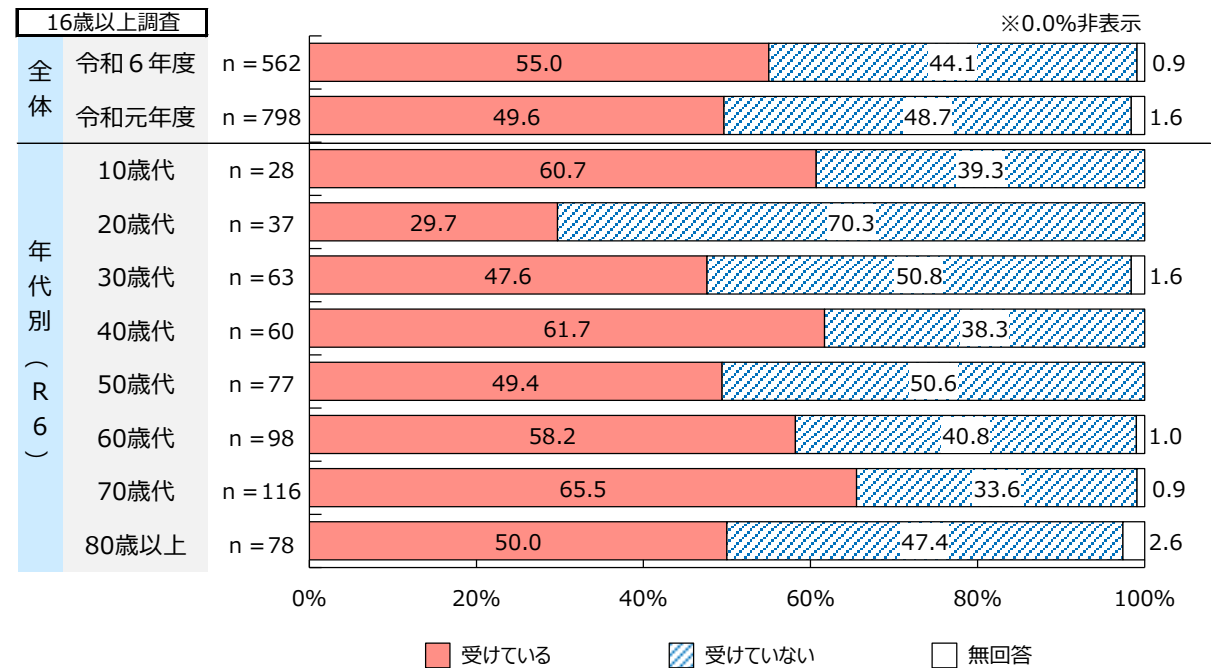


歯

19) 定期的な歯科健診の受診状況

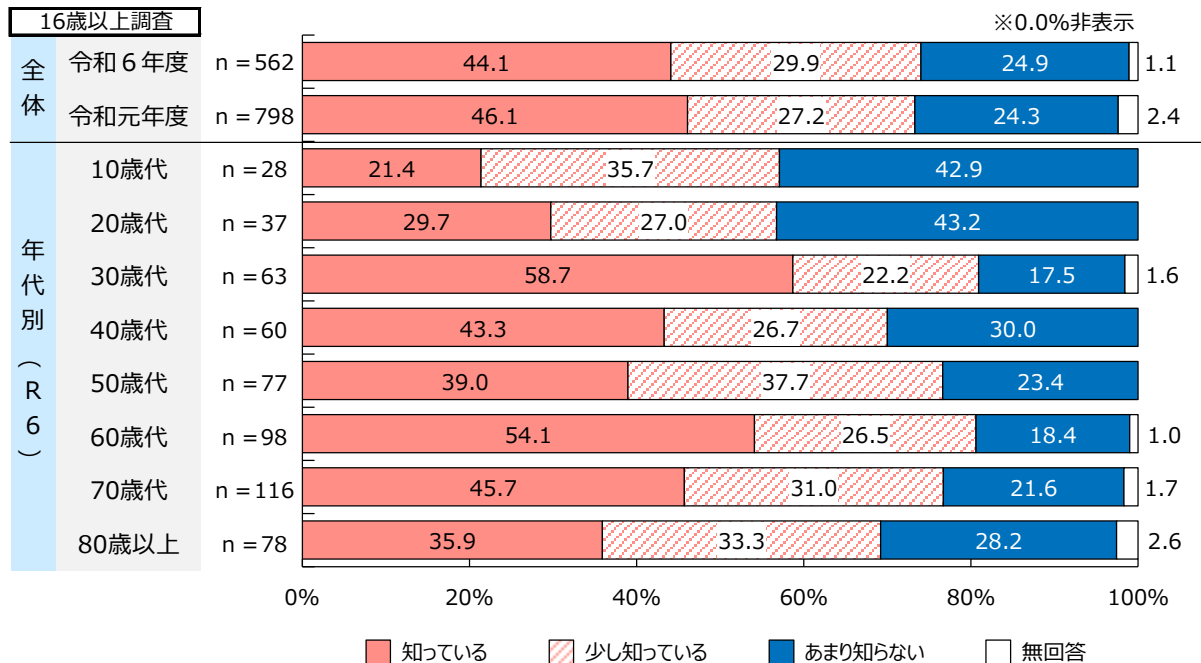
治療以外で、1年に1回以上、定期的な歯科健診を「受けている」という回答は55.0%となっており、令和元年度調査から5.4ポイント増加しています。

年代別でみると、20歳代で「受けている」が3割未満にとどまっています。



20) 歯周病と全身疾患に因果関係があることの知識の有無

歯周病と全身疾患（糖尿病、心筋梗塞、肺炎、脳梗塞など）に因果関係があることを「知っている」という回答は44.1%となっており、令和元年度調査からあまり変化はありません。年代別でみると、30歳代で「知っている」が約6割を占めています。

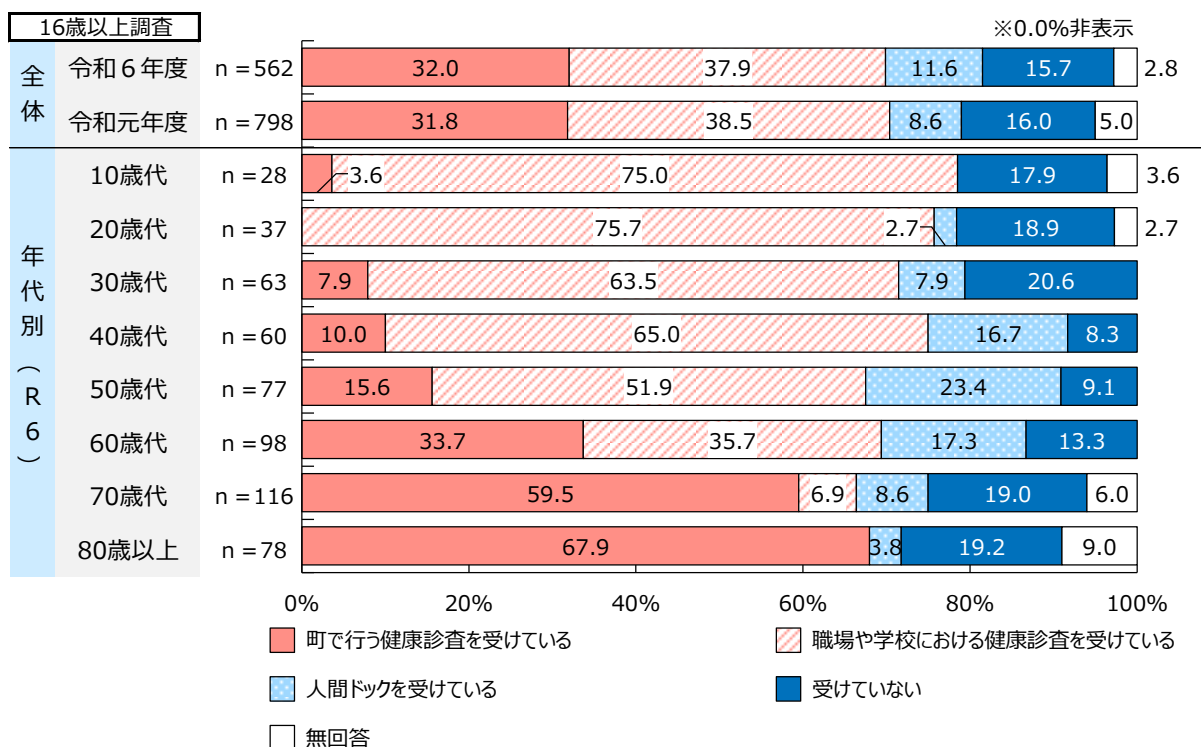


健康管理

21) 定期的な健康診査の受診状況

何らかの定期的な健康診査を『受けている』という回答は81.5%となっており、令和元年度調査から2.6ポイント増加しています。

年代別でみると、「町で行う健康診査を受けている」が80歳以上で7割近くを占めています。

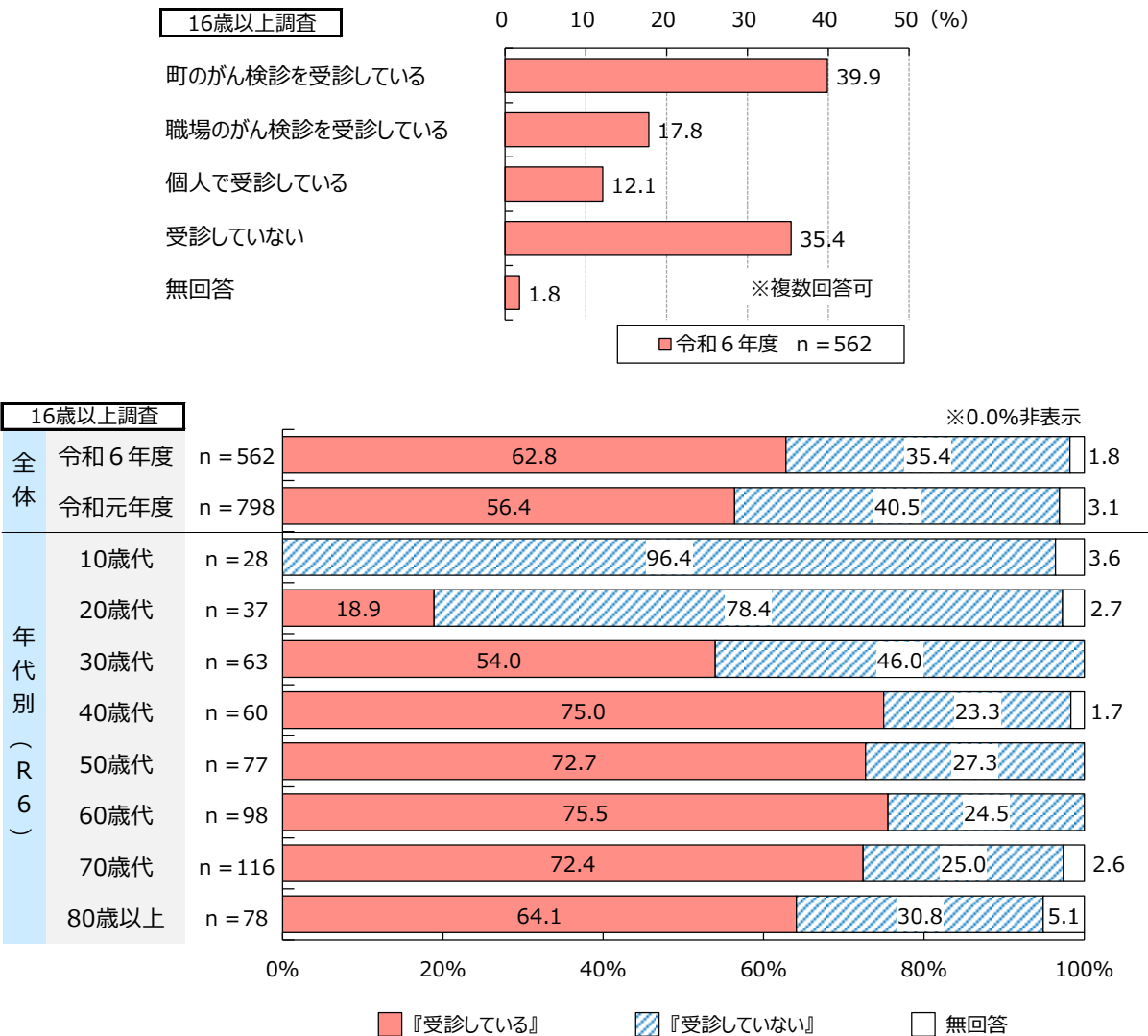


22) 定期的ながん検診の受診状況

定期的ながん検診の受診状況は、「町のがん検診を受診している」が 39.9%と最も多く、次いで「職場のがん検診を受診している」が 17.8%、「個人で受診している」が 12.1%となっています。一方、「受診していない」は 35.4%となっています。

また、定期的ながん検診を『受診している』（「町のがん検診を受診している」～「個人で受診している」のいずれかを回答した人）の割合は 62.8%となっており、令和元年度調査から 6.4ポイント増加しています。

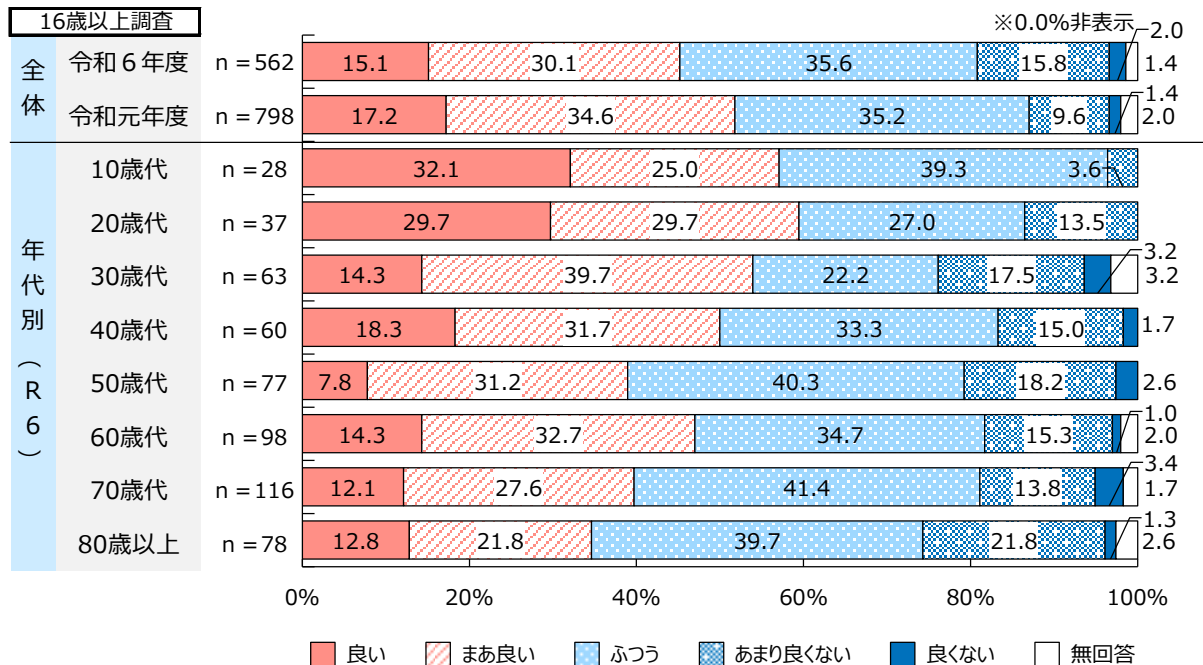
年代別でみると、40 歳代～70 歳代で『受診している』が7割以上を占めています。



23) 健康状態

健康状態が『良い』（「良い」と「まあ良い」の合計）という回答は45.2%となっており、令和元年度調査から6.6ポイント減少しています。

年代別でみると、50歳代・70歳代以上で『良い』が4割を下回っています。

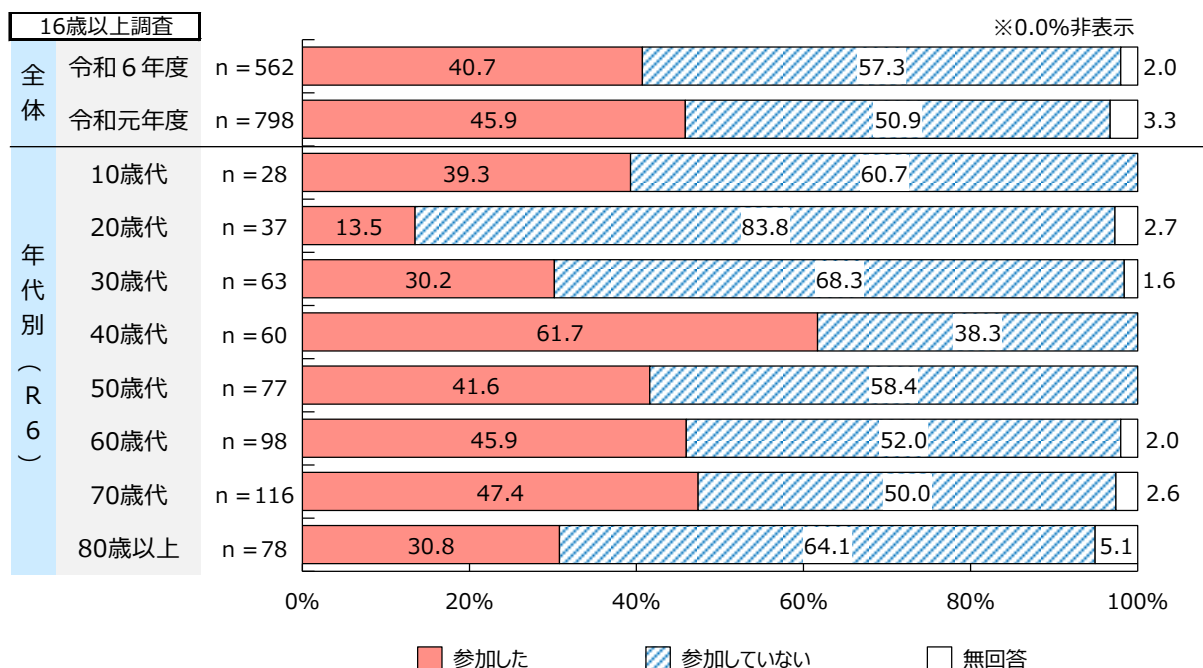


社会参加

24) 地域社会活動への参加状況

この1年間に地域社会活動に「参加した」という回答は40.7%となっており、令和元年度調査から5.2ポイント減少しています。

年代別でみると、40歳代で「参加した」が約6割を占めています。



第3章

本計画の基本構想

1 基本理念

長泉町では、平成15年に、一人ひとりが生涯を通じて健全な心を育て、元気に暮らせるまちづくりを目指して、「長泉町健康都市宣言」を行うとともに、この「長泉町健康都市宣言」を「第3次長泉町健康増進計画」の基本理念として、町民全体の健康づくりと「健康都市ながいずみ」の創造に取り組んできました。

長泉町における最上位計画である「第5次長泉町総合計画」では、全ての町民がいきいきと健康に、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町民の自主性や主体性を尊重するとともに、地域で支え合う体制を構築し、誰もが健康長寿で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指して、“いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ”を健康福祉分野の基本目標に掲げています。

本計画は、その他の健康福祉分野の計画及び関連分野の計画と整合を図りながら、連携して一体的に推進することが必要であり、この健康福祉分野の基本目標は町民全体の健康増進に係る要素を含むものでもあります。以上のことから、本計画においては、この健康福祉分野の基本目標を計画の基本理念として継承することとします。

～ 基 本 理 念 ～

いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ

2 健康づくりの将来像

「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」を本計画の基本理念として、本町は、町民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、健康づくりの輪を地域に広げ、健康寿命を延ばし、いつまでも明るく元気に暮らせるまちを目指します。したがって、本計画では、「第5次長泉町総合計画」における政策目標である『健康で幸福を実現できるまち』を健康づくりの将来像として設定し、その実現を目指します。

健康づくりの将来像

『健康で幸福を実現できるまち』

3 基本方針

健康づくりの将来像の実現に向けて、本計画では以下の3つの基本方針を掲げて、健康づくりの推進を図っていきます。

(1) 健康寿命の延伸を目指す健康づくり

一人ひとりが、生活習慣の基礎となる食生活や運動、休養等の日常生活において実践できることに取り組めるよう働きかけていくことで、「生活習慣病の発症予防」とそれによる「健康寿命の延伸」を重視した健康づくりを推進します。

(2) ライフステージ・ライフコースアプローチに応じた健康づくり

それぞれの年代に応じた健康づくり活動を展開していくため、人生を「乳幼児期」「学童・思春期」「青年期」「壮年期」「高齢期」の5つのライフステージに分類し、それぞれのライフステージにおける課題や行動目標を設定し、生涯を通じた健康づくりを推進します。

また、現在の健康状態は、これまでの生活習慣や社会環境からの影響等によって変わったり、今後の健康状態にも影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、人の生涯を胎児期から高齢期に至るまでの経時的な視点で捉えた「ライフコースアプローチ」に基づく健康づくりも併せて推進していきます。

(3) 連携と協働の取り組みにより支えあう健康づくり

家庭や地域、関係団体、学校、職場など、長泉町を構成する様々な主体の連携と協働によって、社会全体の健康づくりを推進していきます。

4 施策の体系

本計画は、以下の施策の体系に沿って推進していきます。

基本理念

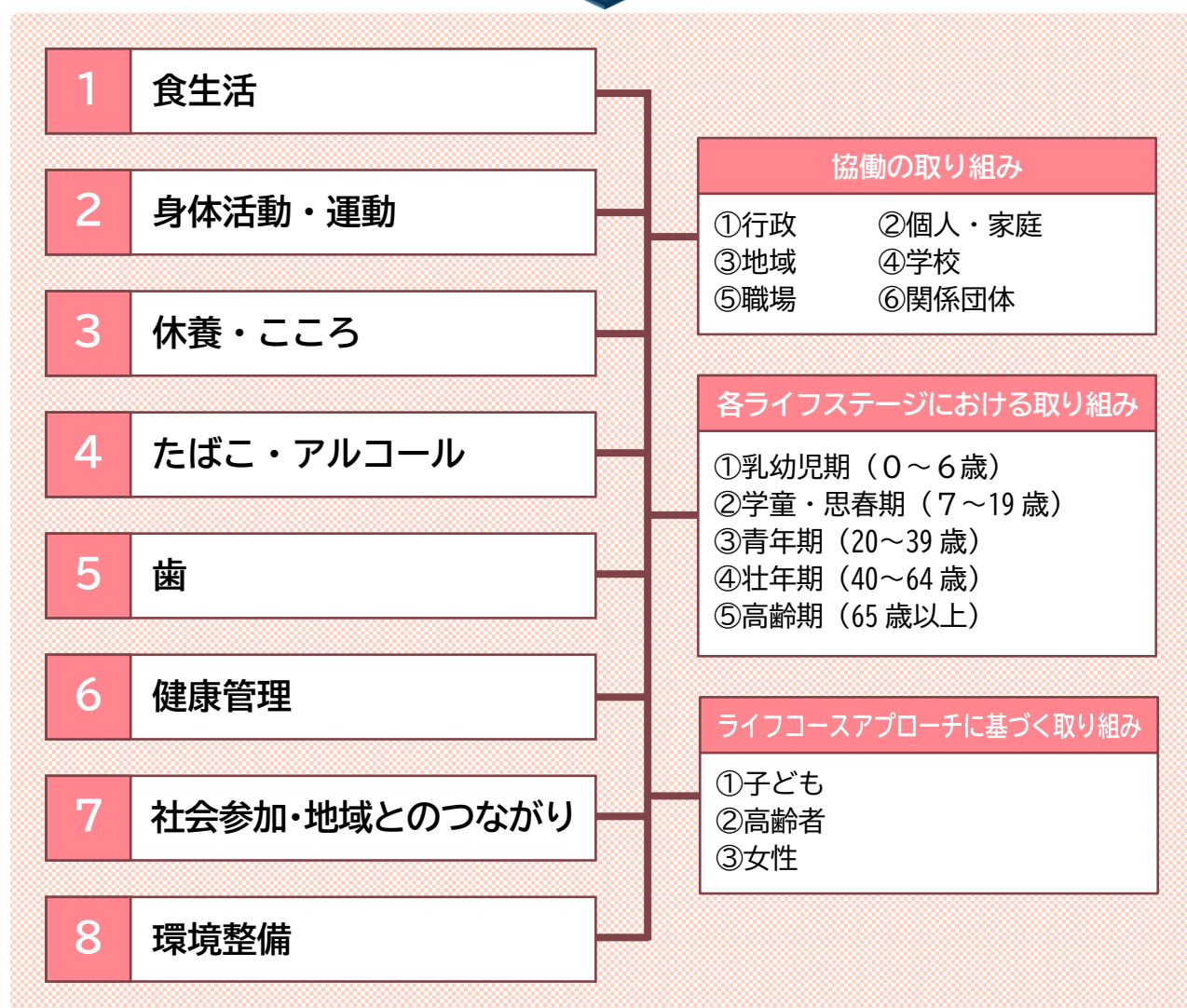
いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ

健康づくりの将来像

『健康で幸福を実現できるまち』

基本方針

- (1) 健康寿命の延伸を目指す健康づくり
- (2) ライフステージ・ライフコースアプローチに応じた健康づくり
- (3) 連携と協働の取り組みにより支えあう健康づくり



5 S D G s の視点の導入

(1) 本計画において対象とするS D G s の目標

持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）は、平成 27 年 9 月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、平成 28 年から令和 12（2030）年までの国際目標です。S D G s は「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第5次長泉町総合計画」では、それぞれの施策分野とS D G s の関連性を整理し、盛り込むことで、持続可能な地域社会の構築を目指しています。本計画においては、健康領域ごとにS D G s の目標を設定し、その関連性を明示します。

【本計画と関連のあるS D G s の目標】

	<u>飢餓をゼロに</u> ○飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を促進する
	<u>すべての人に健康と福祉を</u> ○あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	<u>質の高い教育をみんなに</u> ○すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	<u>住み続けられるまちづくりを</u> ○都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続的にする
	<u>つくる責任 つかう責任</u> ○持続可能な生産と消費のパターンを確保する

第4章

健康領域ごとの取り組み

1 食生活



(1) 現状と課題

- 望ましい食生活を送ることは、こどもたちの健やかな成長と、人々の健康で幸福な生活において必要不可欠な営みです。また、多くの生活習慣病の発症予防・重症化予防のほか、肥満ややせ、低栄養の予防を通じた生活機能の維持・向上においても重要です。
- しかし、栄養の偏りや食べすぎ、不規則な食事等による肥満の増加、若年層の女性を中心に広がっている過度なやせ志向、低栄養傾向のみられる高齢者の増加、肥満傾向にある児童・生徒の増加などの栄養管理・食生活に関連する健康課題が多く顕在化しています。
- 長泉町民の健康診査結果からみえる傾向ではメタボリックシンドローム該当者・予備群、脂質異常症有病者が多くなっており、また標準化死亡比で大動脈瘤及び解離が多い傾向があることから、減塩や野菜摂取を意識した食生活の重要性を啓発していく必要があります。
- アンケート調査結果をみると、20～30歳代において、栄養バランスに「気をつけていない」という回答や朝食を「ほとんど食べていない」という回答が多くなっており、健康的な食生活の実践において課題があることがうかがえます。また、食塩のとりすぎについても、10～30歳代の青年層において「特に気をつけていない」が「気をつけている」を大きく上回っています。
- 朝食を食べる、栄養バランスのよい食事をとるといった健康的な食習慣は、生涯にわたる実践に向けて、乳幼児期から働きかけることが重要です。健康的な食習慣の定着に向けて、保護者への働きかけを図るとともに、それぞれのライフステージにおいて取り組みたい食習慣について広く情報を発信し、個人の行動改善につなげていくことが必要です。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- 栄養バランスに気をつけている人の割合は、中学生・16歳以上において基準値から悪化しています。改善に向けて、本人だけでなく、保護者に対しても栄養バランスの重要性について啓発していくことが重要です。
- 「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日とっている人の割合は、基準値からあまり変化はなく、目標値に至っていません。
- 朝食を毎日食べる人の割合は、小学生・中学生・20歳代の男女のいずれも減少しています。成人して以降も朝食を食べる習慣が継続されるよう、学校における食育指導を通じて啓発していくことが重要です。
- 塩分のとりすぎに気をつけている人の割合は、基準値から悪化しており、目標値に至っていません。塩分のとりすぎと生活習慣病の関係等について周知することで、より若いうちから減塩を意識できるようアプローチしていくことが必要です。

指標	基準値 (R2)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	進捗 状況
栄養バランスに気をつけている人の割合（中学生）	30.2%	25.8%	40%以上	▼
栄養バランスに気をつけている人の割合（16歳以上）	40.4%	37.5%	60%以上	▼
栄養バランスに気をつけている人の割合（うち20歳代男性）	37.5%	9.1%	60%以上	▼
栄養バランスに気をつけている人の割合（うち20歳代女性）	8.8%	28.0%	30%以上	○
「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日とっている人の割合（20歳以上）	55.3%	54.6%	80%以上	▼
朝食を毎日食べる人の割合（小学生）	96.0%	91.6%	100%	▼
朝食を毎日食べる人の割合（中学生）	92.2%	87.9%	100%	▼
朝食を毎日食べる人の割合（20歳代男性）	45.8%	27.3%	60%以上	▼
朝食を毎日食べる人の割合（20歳代女性）	58.8%	56.0%	75%以上	▼
塩分のとりすぎに気をつけている人の割合（20歳以上）	62.7%	55.8%	70%以上	▼

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■「食」に関する正しい知識の普及・啓発 ○家庭、地域、学校などに対して、「食」に関する情報や「食」を身近な問題としてとらえる機会を提供するとともに、「食」に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。 ■食育指導者の人材育成・活動支援 ○町民が食育について理解し、日常生活の中で簡単なことから実践していくことができるよう、食育推進ボランティア養成講座などを通じて、専門的な知識や見識を備えた食育指導者を育成するとともに、その活動を支援していきます。 ■食育実践事業の充実 ○食育を理解するだけでなく、毎日の食生活の改善を通して実践していけるように、栄養教室や食育実践事業を充実していきます。
地域	■「食」に関する正しい知識の普及・啓発 ○健康推進員や食育推進ボランティアが中心となり、地域全体で「食」に対する意識を高めます。 ■「食」を楽しむ機会の提供 ○文化祭や地域の集まりを活用し、地域で「食」を楽しむ機会を取り入れます。
学校	■正しい食習慣の指導 ○栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、学校生活の様々な場面で正しい食習慣に関する知識の普及に努めます。 ■給食を通じた食育の実施 ○献立予定表・給食だよりによる情報発信や栄養バランスのとれた給食の提供により、「食」に関心を持ち、正しい食事マナーを身につけるとともに、「食」への感謝の念や理解を深めていきます。 ○郷土料理・行事食や地場産品を給食に取り入れることで、地産地消事業の取り組みを推進します。
職場	■職場での食育の実践 ○食生活と生活習慣病の関連について理解し、職場全体でバランスのとれた食事や規則正しい食習慣を実践します。 ○社員食堂の栄養士や調理員、健康管理部門の担当者等に働きかけ、食育推進につながるよう支援します。 ○健康診断の結果に基づき、食生活に配慮した栄養指導等を行い、生活習慣病の予防及び改善に努めます。 ■「食」を楽しむ機会の提供 ○家族団らんの時間をつくることのできるよう、ワークライフバランスを推進します。

主体	取り組み
関係団体	■スーパー等での食育活動の推進 ○スーパー等の食料品店や飲食店において、「食」に関する情報提供、メニューの栄養成分の表示やヘルシーメニューの提供等を行うことで、食育活動を推進します。 ■「食」を楽しむ機会の提供 ○料理教室や農業体験を開催し、「食」への関心を高め、楽しむ機会をつくります。 ■地産地消の推進 ○町内の農業関連団体や商店・飲食店が相互の連携を図り、地場産品を活かしたメニューの開発・紹介の実施や、地場産品の販売の促進等を通して、地産地消を推進します。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○朝食を食べる習慣を身につけるとともに、毎日3食規則正しく食事をとりましょう。 ○家族や仲間と一緒に楽しく食事をしましょう。 ○正しい食事マナーを身につけましょう。 ○「食」に関心を持つとともに、正しい知識を身につけましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○食事やおやつの質・量・とる時間に配慮しましょう。 ○ゆっくりよく噛んで食べる習慣を身につけましょう。 ○家族の団らんを大切にし、楽しみながら食事をしましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○必要なエネルギー・栄養を摂取し、規則正しい食生活と栄養バランスを心がけましょう。 ○家庭や学校生活の中で、「食」に関する基本的な知識を身につけ、自分自身で食生活の管理をしましょう。 ○家族や仲間と楽しみながら食事をしましょう。
青年期 (20～39歳)	○朝食を食べる習慣を身につけ、規則正しい食生活と栄養バランスのとれた食事を心がけましょう。 ○自分の適正体重を理解し、維持できる食事量を心がけましょう。 ○生活習慣病を予防・改善できる食事内容を知り、正しい食事をつくり、選ぶ習慣を身につけましょう。 ○妊娠中においてもバランスの良い食事を心がけ、望ましい体重増加を意識しましょう。
壮年期 (40～64歳)	○規則正しい食生活と、塩分や脂質を抑えたバランスの良い食事を心がけましょう。 ○自分の適正体重を理解し、維持できる食事量を心がけましょう。 ○生活習慣病の予防・改善を意識し、食生活を見直しましょう。
高齢期 (65歳以上)	○低栄養傾向や栄養過多とならないよう、必要な栄養量を摂取し、バランスのとれた薄味の食事を心がけましょう。 ○「食」に関する知識について、若い世代に伝えていきましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 一人ひとりの健康状態に応じた食生活の実践につながるよう、栄養士による相談支援を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
栄養相談	乳 学 青 壮 高	健康増進課
乳幼児健康相談	乳	健康増進課
成人健康相談	青 壮 高	健康増進課

事業区分2：訪問指導

- 健康状態や生活環境の悪化がみられる人を対象に、訪問による栄養状態の改善に向けた指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
訪問栄養指導	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分3：健康診査での栄養指導

- 乳幼児健康診査の機会において、こどもの望ましい食習慣の定着に向けた栄養指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
1歳6か月児健康診査	乳	健康増進課
3歳児健康診査	乳	健康増進課
5歳児健康教室	乳	健康増進課

事業区分4：教育・指導

- 乳幼児の保護者を対象に、離乳食をはじめとする、こどもの健やかな成長に必要な食生活に関する知識を伝える機会を提供します。
- こどもや男性などを対象とした調理実習を行い、料理をするきっかけづくりを図ります。
- 栄養バランスのよいメニューや減塩に配慮した調理について周知する料理教室を実施します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
パパママ学級	青 壮	健康増進課
子育て離乳食教室	乳	健康増進課
7か月育児教室	乳	健康増進課
2歳児すてっぷ教室	乳	健康増進課
お魚教室	乳	健康増進課
こどもキッチン	乳	健康増進課
小学生のための食育講座	学	健康増進課
メンズキッチン	青 壮 高	健康増進課
食育講座（地域栄養教室・依頼健康教育・出前講座）	乳 学 青 壮 高	健康増進課
食育講演会	青 壮 高	健康増進課
特定保健指導	壮 高	健康増進課
通いの場支援事業	高	福祉保険課

事業区分5：人材育成

- 町内で栄養・食生活に関する啓発を行う人材である食育推進ボランティアを養成し、活動を支援します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
食育推進ボランティア養成講座	青 壮 高	健康増進課
食育推進ボランティア活動支援	青 壮 高	健康増進課

事業区分6：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、望ましい食生活の実践や一人ひとりにできる栄養管理、栄養バランスのとれたレシピなどの情報を提供します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
広報などによる情報提供	乳 学 青 壮 高	情報戦略室
食に関する情報の発信	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分7：イベント

- イベントの開催を通じて、食に関心を持つきっかけづくりを図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
食育月間イベント	乳 学 青 壮 高	健康増進課
ながいずみカラダフェスタ	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分8：協議会・地区組織等

- 長泉町の栄養・食生活に関する施策・事業に関する審議を行う機関である「食育推進会議」において、取り組みの実施状況の把握と新たな取り組みの検討を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
食育推進会議	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分9：地産地消

- 地場産品PRイベントの開催や地場産品を活用した給食を楽しむ「長泉の日」の実施等を通じて、長泉町で収穫した食材に親しむ機会の充実を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
特産品の普及・地産地消の推進	乳 学 青 壮 高	産業振興課
学校給食「長泉の日」	学	学校給食センター

事業区分10：食品ロス対策

- 町内における食品ロス削減に向けて、「第2次長泉町環境基本計画」に基づく取り組みを推進するとともに、町民一人ひとりにできることを周知・啓発します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
食品ロス削減に向けた啓発	乳 学 青 壮 高	くらし環境課

※対象となるライフステージ／乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R 7)	旧・目標値 (R 12)	新・目標値 (R 12)	出典
栄養バランスに気をつけている人の割合（中学生）	25.8%	40%以上	30%以上	①
栄養バランスに気をつけている人の割合（16 歳以上）	37.5%	60%以上	40%以上	①
栄養バランスに気をつけている人の割合（うち 20 歳代男性）	9.1%	60%以上	10%以上	①
栄養バランスに気をつけている人の割合（うち 20 歳代女性）	28.0%	30%以上	30%以上	①
「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上 ほぼ毎日とっている人の割合（20 歳以上）	54.6%	80%以上	60%以上	①
朝食を毎日食べる人の割合（小学生）	91.6%	100%	100%	①
朝食を毎日食べる人の割合（中学生）	87.9%	100%	100%	①
朝食を毎日食べる人の割合（20 歳代男性）	27.3%	60%以上	30%以上	①
朝食を毎日食べる人の割合（20 歳代女性）	56.0%	75%以上	60%以上	①
塩分のとりすぎに気をつけている人の割合（20 歳以上）	55.8%	70%以上	60%以上	①
急須で入れる緑茶を毎日 1 杯以上飲んでいる人の割合（16 歳 以上）	41.3%	－	50%以上	①
「食品ロス」が問題となっていることをよく知っている人の割合（16 歳以上）	48.9%	－	50%以上	①

※出典：①町民アンケート調査（令和 6 年度）

2 身体活動・運動



(1) 現状と課題

- 身体活動は、日常生活における労働や家事、通勤・通学等の「生活活動」と、スポーツ等の体力の維持・向上を目的として行われる「運動」の2つに分けられます。身体活動・運動を多く行うことは、糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病、うつ病、認知症等の発症予防につながることがわかっています。
- 身体活動・運動を多く行うことにおいて、いわゆるスポーツをすることがイメージされがちですが、意識的に歩くことや階段の上り下り、仕事や家事で身体を動かすこと、日常での生活活動を活発にすることなども身体活動・運動の量の増大につながります。
- また、スポーツをすることは、一人ひとりの社会参加・交流促進・生きがいづくりにおいても大きな役割を果たします。自分の健康状態に合ったスポーツに気軽に取り組んでみるのが大切です。
- アンケート調査結果をみると、意識的に身体を動かすように「いつもしている」と回答した割合は、年代が上がるごとに多くなっています。また、ふだん、運動やスポーツを「していない(できない)」と回答した割合は30～50歳代の働き盛り世代において多くなっています。これらの結果から、この世代の町民に向けて、日常生活において意識的に身体を動かす方法について周知することが課題となっています。
- 高齢者においては、健康寿命の延伸を図る上で、運動器の障害のために立つ・歩くといった移動機能が低下した状態を指すロコモティブ・シンドローム（ロコモ）や、要介護状態の前段階である身体機能が低下した状態を指す「フレイル」を予防することが重要となっています。これらの疾患に関する基礎知識を身につけるとともに、必要な栄養量を摂取することに加えて、身体機能と認知機能を鍛え、日常生活において自分でできることを可能な限り行うことで、身体活動・運動の量を減らさないよう心がけることが大切です。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- 意識的に体を動かしている人の割合は、基準値からやや増加しています。
- 運動習慣のある人の割合は、いずれの年代も目標値には至っていないものの、65 歳以上ではやや改善がみられます。「運動習慣を持つ」ことについて引き続き啓発していくだけでなく、「身体活動量を増やす」ことに主眼を置いたアプローチも図っていくことが重要です。
- 外遊びを 60 分以上している子どもの割合は、1 歳 6 か月児・3 歳児ともに改善しており、目標値に近づいています。
- 学校生活以外で、体を動かす運動・スポーツをしている小学生の割合は、基準値からあまり変化していません。
- 町内ウォーキングコースの認知度は増加しており、目標値に近づいています。目標値の達成に向けて、情報の定期的な更新に加えて、情報の発信手段を検討することで利便性の向上を図ることが必要です。

指標	基準値 (R 2)	現状値 (R 7)	目標値 (R12)	進捗 状況
1 日の平均歩数（運動・スポーツに限らず 10 分以上連続した歩行）	7,070 歩	6,102 歩	8,000 歩 以上	▼
意識的に体を動かしている人の割合（20 歳以上）	73.4%	77.3%	80%以上	○
運動習慣* ¹ のある人の割合（20～39 歳）	14.8%	8.0%	20%以上	▼
運動習慣* ¹ のある人の割合（40～64 歳）	23.6%	14.0%	35%以上	▼
運動習慣* ¹ のある人の割合（65 歳以上）	32.8%	34.7%	53%以上	○
外遊びを 60 分以上している子どもの割合（1 歳 6 か月児）	68.7%	74.7%	80%以上	○
外遊びを 60 分以上している子どもの割合（3 歳児）	81.3%	83.4%	85%以上	○
学校生活以外で、体を動かす運動・スポーツをしている人の割合（小学生）	23.7%	22.9%	30%以上	▼
町内ウォーキングコースの認知度（20 歳以上）	59.5%	65.4%	70%以上	○
1 週間のうち、連続して 10 分以上歩く日が「ない」人の割合（20 歳以上）	23.4%	16.8%	20%以下	◎

* 1：運動習慣は、「週 2 回以上、1 回 30 分以上、6 か月以上、運動している」と定義して評価

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■運動習慣の定着・継続支援 ○年齢に応じた運動が日常生活の一部となるよう、様々な運動・スポーツに関するイベントや教室等の開催、健康マイレージ事業等による運動の継続支援、フレイル予防のための運動指導等を行います。 ○運動施設や運動・スポーツのイベント・教室など、町民の運動習慣のきっかけづくりに必要な情報発信をします。 ○健康診査等のデータや健康相談を通して町民の健康リスクの傾向の把握に努めるとともに、運動実践の支援を図ります。 ○今より10分多く歩くよう心がける、意識して階段を使う、誰もが気軽にできる体操をするなど、身近な運動から運動習慣が身につくよう、啓発します。 ■地域において健康づくりを担う人材の活動支援 ○自分の体力や健康状態に合わせた運動を日常生活の中で実践していくことができるよう、地域において健康づくりを担う人材を支援するため、計画的な研修の実施を通して、運動を中心とした健康づくり活動を支援していきます。 ■地域・地域サークル等との連携による運動実践の支援 ○運動を実践できる環境づくりを図るため、地域団体や地域サークル、競技団体等と連携し、出前講座等を活用した地域単位での講習会等の開催や地域サークル等の情報提供、地域サークル間の交流機会の提供等を行います。
地域	■スポーツ・レクリエーション活動の充実 ○スポーツ少年団・地域サークルなどの活動や運動会等のイベントの充実を図り、地域における運動への取り組みの活発化を図ります。 ■健康づくり活動の推進 ○健康推進員等が中心となり、地域元気わくわく教室等を開催し、運動習慣の習得・体力づくり・健康づくりを推進します。
学校	■学校体育等の充実 ○保健体育の授業や自然体験・校外学習等の機会の充実を図り、児童生徒の体力の向上に努めます。
職場	■健康増進に向けた運動・スポーツへの支援 ○従業員が身体活動・運動に取り組む時間をもてるよう、ワークライフバランスを推進します。 ○従業員の健康増進を図るため、職場での運動・スポーツ活動などの取り組みを推奨します。
関係団体	■NPO法人長泉町スポーツ協会活動の充実 ○各種スポーツイベントやスポーツ教室の開催、指導者の育成、スポーツ施設の管理・運営等の事業の充実を図り、スポーツ活動の充実を推進していきます。 ○町民が身近に運動に取り組める環境づくりの一環として、総合型地域スポーツクラブの組織・機能を充実します。 ■スポーツ推進委員会活動の充実 ○運動の楽しみ方をはじめとした幅広い指導や運動機会を提供する場として、スポーツ推進委員による各種イベントや教室などの機会の充実を図ります。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○自分の体力や健康状態にあった運動を見つけ、日常的な運動習慣を身につけましょう。 ○なるべく歩いたり、階段の昇り降りをしたりするなどして、意識的に身体を動かすようにしましょう。 ○熱中症予防等を図るため、気候や体調に合わせて運動ができるか判断をしましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○安全や体調に配慮し、外での遊びやスポーツを積極的にする機会を増やしましょう。 ○気軽に運動できる場所について知りましょう。 ○テレビやゲーム、パソコン、スマートフォン、タブレットなどに集中しすぎず、身体を動かす時間を増やしましょう。 ○運動習慣を定着させるため、楽しみながら身体を動かすようにしましょう。 ○幼稚園・保育園・こども園での活動以外で、身体を動かす機会を増やしましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○運動やスポーツを通して、基礎的体力の向上に努めましょう。 ○テレビやゲーム、パソコン、スマートフォンなどに集中しすぎず、身体を動かす時間を増やしましょう。 ○学校の体育の授業以外で、身体を動かす機会を増やしましょう。
青年期 (20～39歳)	○体力の維持のため、日常生活における活動量を増やすように心がけましょう。 ○楽しみながら運動・スポーツに取り組める仲間をつくりましょう。
壮年期 (40～64歳)	○自分のライフスタイルに応じて、継続的に取り組める運動を日常生活に取り入れましょう。 ○肥満や生活習慣病を予防するため、意識的に身体を動かしましょう。
高齢期 (65歳以上)	○自分の体力や気温などに配慮した運動をしましょう。 ○要介護状態を予防するため、ウォーキングや家事等日常生活の中で意識的に身体を動かしましょう。 ○仲間とともに運動教室などに参加し、楽しみながら体力維持に取り組みましょう。 ○たまに普段と違うところへ行ってみるなど、行動範囲が狭くならないように心がけましょう。 ○フレイルを予防するために、必要な知識を身につけましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 乳幼児とその保護者を対象とした健康相談の機会において、幼少期から身体を動かす習慣の大切さについて指導するとともに、親子で揃って身体を動かせる機会を提供します。
- 青年期・壮年期・高齢期の町民を対象とした健康相談の機会において、日常生活の中で意識的に身体を動かすことの重要性について指導します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康相談	乳 学 青 壮 高	健康増進課
乳幼児健康相談	乳	健康増進課
母子依頼健康相談	乳 学 青 壮	健康増進課
すくすく親子あそびの会	乳	健康増進課
のびのび親子教室	乳	健康増進課
長泉町国保電話健康相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課
特定保健指導	壮 高	健康増進課

事業区分2：教育・指導

- 身体活動を増やすため、日常生活における健康づくりの機会を提供します。
- 幅広い年代の町民がスポーツに親しみ、交流を図ることのできる機会を提供します。
- 高齢者の運動機能の保持・増進を目的とした教室を実施します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
地域健康づくり事業	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康講座	青 壮 高	健康増進課
2歳児運動あそび教室	乳	健康増進課
スポーツ宅配便	学 青 壮 高	健康増進課
健康マイレージ事業	青 壮 高	健康増進課
ながいずみ健康わくわくクラブによる健康教室	乳 学 青 壮 高	健康増進課
スポーツ推進委員会によるウォーキング事業「TTGB（てくてくゴロボール）」※	青 壮 高	健康増進課
依頼健康教育	乳 学 青 壮 高	健康増進課
出前講座	学 青 壮 高	健康増進課
中学校部活動支援事業	学	教育推進課
特定保健指導	壮 高	健康増進課
認知症予防教室	高	長寿介護課
通いの場支援事業	高	福祉保険課

※TTGB（てくてくゴロボール）：ウォーキングサッカーをベースに長泉町オリジナルにアレンジしたニュースポーツ。

事業区分3：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、身体を動かすことの大切さや、町内で運動に親しむことのできる機会について情報を発信します。
- 長泉町スポーツ推進委員が町内で取り組んでいる普及活動等について、紙面で情報を発信するとともに、新たな媒体を用いた発信についても検討していきます。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
広報・SNSなどによる情報提供	乳 学 青 壮 高	情報戦略室
ウォーキング関連情報の提供（ウォーキングコースの紹介）	青 壮 高	健康増進課
長泉町スポーツ推進委員だよりの発行	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康づくり情報の発信	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分4：人材育成

- 地域におけるスポーツ活動において、リーダー的な役割を担う人材の確保・育成に努めます。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
地域元気づくり事業	青 壮 高	健康増進課
スポーツリーダー講座	青 壮 高	健康増進課

事業区分5：イベント

- スポーツやレクリエーションを行う大会・イベントの開催を通じて、運動機会の提供と町民同士の交流促進を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
各種スポーツ大会	学 青 壮 高	健康増進課 他
ながいずみカラダフェスタ	乳 学 青 壮 高	健康増進課
長泉町レクスポ大会	乳 学 青 壮 高	健康増進課 他

事業区分6：協議会・地区組織等

- 町内におけるスポーツ推進活動について審議し、施策の充実を図る協議会を運営します。
- 町民が運動に取り組みやすい環境をつくるため、町内の各種スポーツ施設を、誰もが気軽かつ安全に利用できるものになるよう計画的に整備していきます。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康推進員活動	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康づくり推進協議会	乳 学 青 壮 高	健康増進課
スポーツ推進審議会	乳 学 青 壮 高	健康増進課
スポーツ少年団育成支援事業	乳 学	健康増進課
スポーツ施設の整備充実	乳 学 青 壮 高	健康増進課
シニアクラブ事業	高	長寿介護課 他
町立幼稚園等における園庭開放	乳	こども未来課
放課後子ども教室事業（のびのびスマイル）	学 青 壮 高	生涯学習課

※対象となるライフステージ／ 乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R7)	旧・目標値 (R12)	新・目標値 (R12)	出典
1日の平均歩数（運動・スポーツに限らず10分以上連続した歩行）	6,102 歩	8,000 歩 以上	8,000 歩 以上	①
意識的に体を動かしている人の割合（20歳以上）	77.3%	80%以上	80%以上	②
運動習慣のある人の割合（20～39歳）	8.0%	20%以上	20%以上	②
運動習慣のある人の割合（40～64歳）	14.0%	35%以上	35%以上	②
運動習慣のある人の割合（65歳以上）	34.7%	53%以上	53%以上	②
外遊びを60分以上している子どもの割合（1歳6か月児）	74.7%	80%以上	80%以上	③
外遊びを60分以上している子どもの割合（3歳児）	83.4%	85%以上	85%以上	③
学校生活以外で、体を動かす運動・スポーツをしている人の割合（小学生）	22.9%	30%以上	30%以上	②
町内ウォーキングコースの認知度（20歳以上）	65.4%	70%以上	70%以上	②
1週間のうち、連続して10分以上歩く日が「ない」人の割合（20歳以上）	16.8%	20%以下	15%以下	①

※出典：①住民意識調査（令和7年度）

②町民アンケート調査（令和6年度）

③健康増進課にて実施する1歳6か月児健診、3歳児健診での問診（令和6年度）

3 休養・こころ



(1) 現状と課題

- 睡眠によって十分な休養をとることは、心身の疲労を解消し健康を保つうえで必要不可欠な営みです。睡眠不足は日中の眠気や疲労に加え、注意力や判断力の低下により作業効率や学習成績の低下を及ぼす場合もあります。また近年、睡眠の問題の慢性化により肥満、高血圧、心疾患等の発症リスク上昇にも関係することも明らかになっており、睡眠の重要度が増しています。
- 睡眠による休養に加えて、日頃から楽しみや気分転換につながる趣味や運動、仲間との交流、不安・悩みを共有できる相手を持つことなどによって、自分自身でストレスをコントロールできる方法を身につけておくこともこころの健康を保つ上で重要です。
- アンケート調査結果をみると、睡眠による休養が『とれている』と回答した割合は前回の調査と比較して5.2ポイント減少しています。また、標準化該当比をみると、男女ともに睡眠で休養が十分にとれていない人の割合が静岡県全体と比較して「有意に高い」結果となっていることから、睡眠に関する課題が顕著となっていることがうかがえます。
- また、不安・悩みなどのストレスが「おおいにあった」「多少あった」と回答した割合は、10歳代・30歳代・40歳代の青年層・壮年層において多くなっています。これらの年代の町民が抱える不安・悩みを受け止め、適切な支援へとつなぐことのできる相談支援体制の整備・充実が求められています。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- ストレス解消法を持っている人の割合は、目標である基準値の維持を達成し、増加の傾向もみられます。
- 睡眠による休養がとれている人の割合は、基準値から悪化しており、目標値に至っていません。改善に向けて、十分な睡眠による休養の必要性・実践方法について周知していくことが必要です。
- 不満や悩みなどを相談できる人がいる人の割合は、基準値からやや増加しており、目標値に達しています。
- 子育てが楽しいと思う人の割合は、基準値からあまり変化がありません。今後も相談支援の充実等を通じて、育児の負担感や不安の解消に努めることが必要です。

指標	基準値 (R 2)	現状値 (R 7)	目標値 (R 12)	進捗 状況
ストレス解消法を持っている人の割合（20歳以上）	70.1%	74.1%	概ね70%を維持	◎
睡眠による休養がとれている人の割合（20歳以上）	76.2%	71.1%	85%以上	▼
不満や悩みなどを相談できる人がいる人の割合（20歳以上）	87.8%	91.1%	90%以上	◎
子育てが楽しいと思う人の割合（未就学児保護者）	90.3%	89.7%	95%以上	▼

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■<u>休養・こころの健康に関する知識の普及・啓発</u> ○休養・こころの健康に関する知識の普及や講座を実施します。 ■<u>こころの相談窓口の充実</u> ○身近な相談窓口の充実や情報提供を図ります。
地域	■<u>地域・社会活動の推進</u> ○生涯学習活動など地域での行事や活動を実施し、幅広い年代が交流できる機会や場をつくります。
学校	■<u>相談体制の充実</u> ○悩みを抱える児童・生徒を支援するため、スクールソーシャルワーカーなどと連携した相談体制を整備します。 ■<u>豊かなこころの育成</u> ○保健指導や道徳教育、SOSの出し方に関する教育などを通して、こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発に努めることで、豊かなこころの育成を図ります。
職場	■<u>こころの健康を支える環境整備</u> ○定期的な面接の実施やストレスチェック制度の活用を通して、メンタルヘルス対策を推進します。 ○従業員が適切な休養や休暇をとれる環境づくりに努めます。
関係団体	■<u>専門的な相談・指導の実施</u> ○静岡県東部健康福祉センターや町内の医療機関などにおいて、専門的な相談・指導を実施し、こころの健康づくりを支援していきます。 ○かかりつけ医・産業医、専門医などの連携を通して、精神疾患に対応するための医療体制の整備・充実に取り組みます。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○十分な睡眠をとり、心身の疲れを翌日に持ち越さないようにしましょう。 ○家族や仲間との団らん・会話などにより、悩みの解消やこころのリフレッシュをしましょう。 ○心配事や悩みを相談できる相手をつくり、一人で抱え込まないようにしましょう。 ○自分なりのストレス解消法を身につけ、日常生活で実践しましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○早寝・早起きなどの基本的な生活リズムを身につけましょう。 ○成長ホルモンの分泌を妨げないよう、十分な睡眠をとりましょう。 ○親子のスキンシップを通して、こころの安定を保ちましょう。 ○子ども同士の遊びを通して、社会性を身につけましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は体を動かし生活習慣を整えましょう。
青年期 (20～39歳)	○生活リズムを整え、適切な休養と睡眠をとりましょう。 ○こころの健康について関心を持ち、必要に応じて専門機関等に相談するようにしましょう。
壮年期 (40～64歳)	
高齢期 (65歳以上)	○身近な地域活動などに積極的に参加し、友人や地域の人々との継続的な交流を図りましょう。 ○生涯学習を推進し、趣味や生きがいを持った生活を送りましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 「こころの健康相談」をはじめとする相談の機会において、町民が心身の不調や悩み・不安を抱え込まないよう、適切な助言を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
こころの健康相談	乳 学 青 壮 高	健康増進課
母子健康手帳交付・交付時健康相談	乳 青 壮	健康増進課
乳幼児健康相談	乳	健康増進課
成人健康相談	青 壮 高	健康増進課
成人依頼健康相談	青 壮 高	健康増進課
母子依頼健康相談	乳 学 青 壮	健康増進課
長泉町国保電話健康相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課
福祉総合相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課
地域包括支援センターによる高齢者総合相談	高	長寿介護課
青少年相談窓口	学 青	生涯学習課
総合相談	乳 学 青 壮 高	行政課

事業区分2：訪問指導

- 保健師・管理栄養士が居宅を訪問し行っている訪問指導を通し、睡眠をはじめ十分な休養をとることの大切さについての指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
訪問保健指導	乳 学 青 壮 高	健康増進課
赤ちゃん家庭訪問事業	乳	健康増進課

事業区分3：健康診査

- 各年代に対して行う健康診査を通じて、子どもの発育や発達、町民の健康状態を確認し、心身の不安や負担軽減に向けた支援を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
産婦健康診査	学 青 壮	健康増進課
乳幼児健康診査（1・4・10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児）	乳	健康増進課
国民健康保険後期高齢者健康診査（75歳以上）	高	健康増進課 福祉保険課
生活保護受給者健康診査	青 壮 高	健康増進課

事業区分4：教育・指導

- 健康づくりについて学ぶ教室・教育の機会において、睡眠などによる十分な休養の大切さやこころの健康づくりに関する正しい知識について啓発します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康講座	青 壮 高	健康増進課
パパママ学級	青 壮	健康増進課
7か月育児教室	乳	健康増進課
2歳児すてっぷ教室	乳	健康増進課
道徳教育・読書活動	乳 学	教育推進課
思春期教育	学	教育推進課
家庭教育学級	青 壮	生涯学習課
依頼健康教育	乳 学 青 壮 高	健康増進課
介護予防事業	高	長寿介護課
長泉わくわく塾	乳 学 青 壮 高	生涯学習課
くすのき学級（60歳以上）	壮 高	生涯学習課

事業区分5：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、睡眠をはじめ十分な休養の重要性を啓発するとともに、生活上の悩み・不安を受け止める各種相談窓口についての情報を発信します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
広報などによる情報提供	乳 学 青 壮 高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分6：協議会・地区組織等

- 各種協議会の場において、休養・こころに関する健康課題について協議・検討を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康づくり推進協議会	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康推進員活動	乳 学 青 壮 高	健康増進課
シニアクラブ活動		長寿介護課 他
民生委員・児童委員協議会	乳 学 青 壮 高	福祉保険課

※対象となるライフステージ／ 乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R7)	旧・目標値 (R12)	新・目標値 (R12)	出典
ストレス解消法を持っている人の割合（20歳以上）	74.1%	概ね70% を維持	概ね70% を維持	①
睡眠による休養がとれている人の割合（20歳以上）	71.1%	85%以上	85%以上	①
不満や悩みなどを相談できる人がいる人の割合（20歳以上）	91.1%	90%以上	概ね90% を維持	①
子育てが楽しいと思う人の割合（未就学児保護者）	89.7%	95%以上	改善	①

※出典：①町民アンケート調査（令和6年度）

4 たばこ・アルコール



(1) 現状と課題

- 喫煙は、がんや循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）をはじめとする呼吸器疾患、糖尿病等の命にかかわる疾患の発症リスクを高めるなど、健康へのさまざまな悪影響を及ぼします。また、副流煙を吸うことによる受動喫煙により、喫煙者の周囲の人の健康にもさまざまな影響を与えます。
- 全国を100とした場合の長泉町の標準化死亡比をみると、男女ともに「肺炎」が125を超え、高くなっています。また、女性においては「慢性閉塞性肺疾患」が141.1と高くなっています。こうした呼吸器疾患の値が高いことから、本町における禁煙・分煙の重要性がうかがえます。
- アンケート調査結果をみると、喫煙を『している』と回答した割合は9.1%となっており、前回調査と比較して3.7ポイント減少しています。また、16歳以上の町民を対象としたアンケート調査結果をみると、1か月以内に受動喫煙の機会が「あった」と回答した割合は37.7%となっており、前回調査と比較して12.8ポイント減少しています。令和2年4月の改正健康増進法の施行後、さまざまな場面で禁煙・分煙に向けた取り組みが進んでいることがうかがえます。
- 乳幼児や小学生・中学生を対象としたアンケート調査結果をみると、同居家族に喫煙者がいる家庭において、喫煙者がたばこを「子どもの前で吸う」と回答した割合は、いずれも前回調査と比較して微増となっています。公共の場だけでなく、家庭内での禁煙・分煙の徹底に向けた周知・啓発が必要と考えられます。
- 少量もしくは適度な飲酒は、ストレスの緩和やリラックス効果等のよい影響が期待できますが、過度な飲酒は心身の健康に悪影響を及ぼします。肝機能障害やがん、高血圧、脳卒中、心疾患、脂質異常症等の発症リスクを高めるだけでなく、うつ病や不安障害、アルコール依存症等の精神面・行動面への悪影響があることもわかっています。
- アンケート調査結果をみると、50～70歳代の男性において、飲酒頻度を「毎日」と回答した割合が2割を超えています。また、飲酒する人が休肝日を設けているかをみると、「休肝日は設けていない」と回答した割合は41.7%となっており、前回調査の結果からほぼ横ばいとなっています。
- 生活習慣病の発症予防をはじめとする健康リスクの低減を図るために、アルコールが身体に及ぼす影響についての理解促進を図るとともに、「生活習慣病の発症リスクを高める量の飲酒」の周知や、休肝日を持つこと・適正飲酒を心がけることを働きかけていくことが必要です。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- 喫煙者の割合は、本計画では男女別での評価指標を設けておらず、20 歳以上全体を対象として、目標値を達成しています。
- 同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合は、未就学児・小学生・中学生のいずれも基準値より悪化し、目標値に至っていません。家庭内における分煙の重要性について啓発していく必要があります。
- 受動喫煙の機会がある人の割合は、基準値から大きく改善しているものの、目標値には至っていません。引き続き、市内の施設における禁煙・分煙化を通じて受動喫煙対策を推進することが必要です。
- 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をする人の割合は、男性は増加、女性は減少となっていますが、いずれも目標値には至っていません。改善に向けて、適正飲酒に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。
- 飲酒する人の中で、休肝日を設けている人の割合は、基準値から改善がみられるものの、目標値には至っていません。

指標	基準値 (R 2)	現状値 (R 7)	目標値 (R12)	進捗 状況
喫煙者の割合（20 歳以上男性）	20.6%	9.1%	12%以下	◎
喫煙者の割合（20 歳以上女性）	5.9%			
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（未就学児）	14.7%	16.9%	0%	▼
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（小学生）	16.5%	17.6%	0%	▼
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（中学生）	25.6%	26.7%	10%以下	▼
受動喫煙の機会がある人の割合（20 歳以上）	50.1%	36.5%	30%以下	○
生活習慣病のリスクを高める量（純アルコール 40 g 以上）の飲酒をする人の割合（20 歳以上男性）	14.0%	15.9%	10%以下	▼
生活習慣病のリスクを高める量（純アルコール 20 g 以上）の飲酒をする人の割合（20 歳以上女性）	11.3%	10.5%	6.4%以下	○
飲酒する人の中で、休肝日を設けている人の割合（20 歳以上）	47.2%	52.3%	70%以上	○

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■禁煙支援 ○世界禁煙デー（5月31日）を中心に、禁煙キャンペーンや健康教育等の啓発活動を実施し、喫煙が健康に及ぼす悪影響について正しい知識の普及を図ります。 ○禁煙を考えている人に対し、治療方法について説明するとともに、禁煙治療ができる医療機関や禁煙支援ができる薬局等の情報提供を行います。 ○保健指導、健康相談において、禁煙者に対する禁煙指導を実施します。 ■受動喫煙の防止 ○健康増進法に基づく受動喫煙防止対策に取り組みます。 ○公共の場での禁煙・分煙に努めるとともに、禁煙・分煙を推進するよう啓発を図ります。 ○保健指導、乳幼児健診において、保護者に対する受動喫煙防止についての指導・啓発を行います。 ■生活習慣病のリスクを高める量の飲酒の防止 ○生活習慣病のリスクを高める量の飲酒を防止し、適正飲酒を推進するための周知・啓発を行います。 ■薬物乱用防止対策の推進 ○警察や薬剤師会、県と連携して、薬物乱用防止の啓発活動を推進し、薬物乱用を未然に防ぐ社会環境をつくります。
地域	■禁煙や節度ある飲酒の啓発 ○健康推進員が中心となって、地域全体で喫煙や多量飲酒による健康への影響に関する知識の普及に努めます。また、禁煙や節度ある飲酒についての啓発に努めます。 ■受動喫煙の防止 ○受動喫煙による健康への影響を防止するため、地域住民の集まりの場などでの禁煙に努めます。 ○喫煙マナーの徹底を広く呼びかけ、子どもをはじめとした受動喫煙の防止に努めます。
学校	■適切な保健指導の実施 ○児童・生徒に対して、たばこ・アルコール・薬物の害について教育・指導し、正しい知識の普及に努めます。
職場	■禁煙指導の取り組み ○喫煙習慣のある従業員に対して、保健指導を実施し、禁煙を推進します。 ■禁煙化・分煙化の推進 ○職場における受動喫煙を防止するため、職場内の禁煙化・分煙化を進めます。

主体	取り組み
関係団体	■ <u>医療機関による禁煙支援</u> ○医療機関では、喫煙者が喫煙習慣を止められるよう、禁煙外来等で禁煙への取り組みを支援します。また、薬局・薬店では、禁煙補助薬を活用した無理のない禁煙方法を推奨します。 ■ <u>未成年者へのたばこや酒の販売防止</u> ○町内の商店や飲食店等との連携を図り、未成年者へのたばこや酒の販売を防止します。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○喫煙や多量飲酒が健康に及ぼす影響について正しく理解しましょう。 ○たばこを吸わない人に及ぼす受動喫煙による健康への影響について理解しましょう。 ○未成年者の飲酒や喫煙を防止しましょう。また、未成年者に飲酒や喫煙を勧めてはいけません。
乳幼児期 (0～6歳)	○飲酒や喫煙のもたらす害について理解しましょう。 ○飲酒や喫煙をしてはいけません。また、周囲に勧められても断りましょう。 ○保護者や周囲の大人は受動喫煙による健康への影響について理解し、未成年者の受動喫煙を防ぎましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	
青年期 (20～39歳)	○妊娠中や授乳中は、飲酒や喫煙をしないようにしましょう。 ○喫煙している人は、健康相談や禁煙外来を活用して禁煙に取り組みましょう。また、分煙を徹底し、周囲の人にたばこの煙を吸わせないように努めましょう。 ○お酒を飲む人は、節度ある飲酒を心がけましょう。 ○飲酒や喫煙以外に、自分にあったストレス解消法を身につけるようにしましょう。 ○喫煙と、がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の関係について理解しましょう。
壮年期 (40～64歳)	
高齢期 (65歳以上)	

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 各種健康相談の機会において、喫煙・飲酒の有無を把握するとともに、禁煙や禁酒に関する助言・指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
乳幼児健康相談	乳					健康増進課
母子健康手帳交付・交付時健康相談		学	青	壮		健康増進課
成人健康相談			青	壮	高	健康増進課
成人依頼健康相談			青	壮	高	健康増進課
依頼健康相談			青	壮	高	健康増進課

事業区分2：訪問指導

- 保健師・管理栄養士が居宅を訪問し行っている訪問指導を通し、禁煙に向けた支援や、家庭内における受動喫煙の防止徹底の必要性についての指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
訪問保健指導	乳	学	青	壮	高	健康増進課
赤ちゃん家庭訪問事業	乳					健康増進課

事業区分3：教育・指導

- 育児に関する教室の機会にて、家庭における受動喫煙の防止や禁煙について指導します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康講座			青	壮	高	健康増進課
パパママ学級			青	壮		健康増進課
7か月育児教室	乳					健康増進課
薬学講座		学				教育推進課
依頼健康教育	乳	学	青	壮	高	健康増進課
特定保健指導				壮	高	健康増進課

事業区分4：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、たばこやアルコールが身体にもたらす害や、適正飲酒についての情報を発信します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
広報などによる情報提供	乳	学	青	壮	高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分5：協議会・地区組織等

- 健康づくり推進協議会をはじめとする協議会において、禁煙の推進や適正飲酒の啓発等に向けた方策の検討を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康づくり推進協議会	乳	学	青	壮	高	健康増進課
健康推進員活動	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分6：禁煙への取り組みの支援

- 禁煙に取り組む人に対し、禁煙成功に向けた支援を図ります。
- 受動喫煙の防止徹底を図るため、町内の公共施設の禁煙・分煙化を推進します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
禁煙外来治療費助成			青	壮	高	健康増進課
公共施設の禁煙区域拡大	乳	学	青	壮	高	企画財政課 健康増進課 他

※対象となるライフステージ／乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R 7)	旧・目標値 (R 12)	新・目標値 (R 12)	出典
喫煙者の割合（20 歳以上）	9.1%	12%以下	10%以下 を維持	①
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（未就学児）	16.9%	0%	0%	①
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（小学生）	17.6%	0%	0%	①
同居家族に喫煙者がいる子どもの中で、自宅における受動喫煙の機会がある子どもの割合（中学生）	26.7%	10%以下	10%以下	①
受動喫煙の機会がある人の割合（20 歳以上）	36.5%	30%以下	30%以下	①
生活習慣病のリスクを高める量（純アルコール 40 g 以上）の飲酒をする人の割合（20 歳以上男性）	15.9%	10%以下	10%以下	①
生活習慣病のリスクを高める量（純アルコール 20 g 以上）の飲酒をする人の割合（20 歳以上女性）	10.5%	6.4%以下	10%以下	①
飲酒する人の中で、休肝日を設けている人の割合（20 歳以上）	52.3%	70%以上	70%以上	①

※出典：①町民アンケート調査（令和6年度）

5 歯



(1) 現状と課題

- 歯と口腔を健康に保つことは、単に食べ物や飲み物を咀嚼・嚥下するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな生活を送る上で欠かせないものです。
- 歯の喪失の最大の原因である歯周病は、糖尿病や循環器疾患等の全身の健康とも関連していることが指摘されています。生涯にわたるむし歯予防・歯周病予防のために、乳幼児の頃から歯磨き習慣やフッ化物の使用等の歯と口腔を健康に保つ習慣を定着させるとともに、定期的な歯科健診の受診を通じて歯と口腔の異常の早期発見・早期治療に努めることが重要です。
- 幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）のむし歯罹患率及び5歳児歯科健康診査における有病者率の推移・比較をみると、長泉町はいずれの割合も減少傾向で推移しています。また、3歳児の罹患率・5歳児の有病率は静岡県の数値を下回って推移しています。（105 ページ参照）
- アンケート調査結果をみると、定期的な歯科健診を「受けている」と回答した割合は 55.0% となっており、前回調査と比較して 5.4 ポイント増加しています。（33 ページ・16 歳以上調査）
- 壮年層・高齢層においては、健康状態の維持に向けて口腔機能の低下がみられる「オーラルフレイル」の予防に積極的に取り組むことが重要です。食べ物をしっかりと噛めなくなる、飲み込む際にむせたりのどに詰まらせたりする、口の中が乾燥した状態が続く、発生や滑舌が悪くなる、などの症状が出る前から、セルフケアに努めることが大切です。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- むし歯がない子どもの割合は、3歳児・中学3年生ともに目標値に至っていません。子どものむし歯は年齢が上がるごとに増加することから、継続して予防に取り組むことが必要です。
- 定期歯科健診受診率は、基準値から改善がみられますが、目標値には至っていません。
- 歯周病に関する知識を持つ人の割合は、基準値からやや悪化しています。
- 介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている高齢者の割合は、基準値から増加していますが目標値には至っていません。引き続き、オーラルフレイルについての周知・啓発を通して知識の普及を図り、口腔ケアに取り組む高齢者を増やしていくことが必要です。
- 75歳以上で、高齢でもなんでもよく食べられる人、自分の歯が20本以上ある人の割合は、ともに基準値がなく比較はできませんが、目標値を達成しています。

指標	基準値 (R2)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	進捗 状況
むし歯がない子どもの割合（3歳児）	94.5%	93.0%	97%以上	▼
むし歯がない子どもの割合（中学3年生）	62.9%	64.7%	70%以上	○
定期歯科健診受診率（20歳以上）	50.5%	54.4%	65%以上	○
歯周病に関する知識を持つ人の割合（16歳以上）	46.1%	44.1%	80%以上	▼
介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている人の割合（65歳以上）	12.9%	17.8%	40%以上	○
高齢でもなんでもよく噛んで食べられる人の割合（75歳以上）	－	75.4%	65%以上	◎
自分の歯が20本以上ある人の割合（75歳以上）	－	76.1%	52%以上	◎

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■むし歯予防、歯周病予防の推進 ○役場で幼児健診を行うとともに、幼稚園・保育所・学校等で歯科健診を実施します。 ○歯周疾患検診や歯周病の予防・治療に関する教育・相談を実施します。 ○むし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、歯周病に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることについて正しい知識の普及・啓発を図ります。 ■フッ化物を活用したむし歯予防対策の推進 ○幼児期及び学齢期における歯科医院でのフッ素塗布の実施やフッ化物入り歯磨き剤の推奨などを通して、フッ化物を活用したむし歯予防を推進します。 ■高齢者のための口腔衛生指導の普及 ○歯科医師会との連携による口腔衛生指導を実施し、口腔機能の向上に努めます。 ■生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進 ○80歳以上で20本以上の歯がある高齢者への表彰などの「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進するとともに、8020運動を推進する8020推進員の養成に努めます。
地域	■地域における生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進 ○健康推進員や8020推進員などの地区組織による、歯と口の健康づくりに向けた普及啓発活動に取り組みます。
学校	■歯科健診の実施 ○歯科健診を実施し、受診のすすめや経過観察等の指導を行います。 ■歯・口の健康についての指導 ○保健学習や保健指導を通して、正しい歯科保健普及啓発に努めます。
職場	■定期的な歯科健診の勧奨 ○歯科健診を定期的に受診するよう勧奨します。また、健診を受診した従業員に対し、経過観察等の指導を行います。 ■行政との連携 ○行政が実施している歯科保健活動について従業員に周知するなど、行政と連携しながら、歯科保健に関する知識の啓発に努めます。
関係団体	■歯科専門団体による歯科保健事業の充実 ○歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○8020推進員を中心に健康教育の場等を通じ「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進します。 ○国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業連絡会議の場において、医科歯科連携を図ります。 ○歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○歯と口腔の健康について関心を持ち、歯と口腔の健康に関する知識を深めましょう。 ○歯の手入れに関する正しい知識を身につけ、自分にあった歯磨きの習慣を定着させましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯石除去、歯面清掃を受け、歯周病の発生・進行を防止しましょう。 ○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○よく噛んで食べる習慣と、規則正しい生活リズムを身につけましょう。 ○年齢や歯の状態にあった歯ブラシを選び、うがい・歯磨きや正しいブラッシングの習慣を身につけましょう。 ○フッ素塗布やフッ化物配合の歯磨き剤等を活用して、永久歯のむし歯を予防しましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○飲み物や間食の選び方など、歯や口腔内の健康に関する知識を身につけましょう。 ○歯間部清掃用器具の使用を実践しましょう。 ○フッ素塗布やフッ化物配合の歯磨き剤を活用して、永久歯のむし歯を予防しましょう。
青年期 (20～39歳)	○歯間部清掃用器具の使用を実践しましょう。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることを理解しましょう。
壮年期 (40～64歳)	
高齢期 (65歳以上)	○歯の健康に対する意識を高め、8020を目指しましょう。 ○オーラルフレイルなどを防ぎ、口腔機能の維持を図るため、「歯の健口教室」をはじめとする介護予防教室に積極的に参加しましょう。 ○口腔機能の維持が、むし歯や歯周病の予防だけでなく、全身の健康の維持につながることを理解しましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 各種健康相談の機会において、歯と口腔の健康に関する相談を受け、むし歯予防に向けた指導を行うとともに、各種歯科健（検）診の受診を促します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
歯科相談（乳幼児・成人）	乳 学 青 壮 高	健康増進課
母子健康手帳交付・交付時健康相談	学 青 壮	健康増進課
成人依頼健康相談	青 壮 高	健康増進課
母子依頼健康相談	乳 学 青 壮	健康増進課
長泉町国保電話健康相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課
福祉総合相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課

事業区分2：訪問指導

- 保健師・管理栄養士が居宅を訪問し行っている訪問指導を通し、むし歯予防のために必要な口腔ケアの方法や、乳幼児のむし歯予防のために必要な管理等についての指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
訪問保健指導	乳 学 青 壮 高	健康増進課
赤ちゃん家庭訪問事業	乳	健康増進課

事業区分3：健康診査

- むし歯や歯周病の発症予防・早期発見を図るため、乳幼児から高齢者まで全ての年代の町民が歯科健康診査を受ける機会を提供します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
訪問歯科健康診査	乳 学 青 壮 高	健康増進課
歯周疾患検診	青 壮 高	健康増進課
妊婦歯科健康診査	学 青 壮	健康増進課
乳幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）	乳	健康増進課
3歳児健康診査	乳	健康増進課
定期歯科健康診断	乳 学 青	健康増進課 こども未来課 教育推進課

事業区分4：教育・指導

- 乳幼児を対象とした健康教室の機会において保護者に対し、歯磨きの仕方やおやつのあげ方などのこどもの年齢に応じた口腔ケアの方法について指導します。
- 歯科衛生士が、地域に出向いて口腔ケアに関する講話や実技指導を行う教室を実施します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康講座			青	壮	高	健康増進課
地域歯科教室	乳	学	青	壮	高	健康増進課
パパママ学級			青	壮		健康増進課
7か月育児教室	乳					健康増進課
2歳児すてっぷ教室	乳					健康増進課
フッ素塗布事業	乳	学				健康増進課
依頼健康教育	乳	学	青	壮	高	健康増進課
給食後歯磨き指導	乳	学				こども未来課 教育推進課
歯の保健学習	乳	学				こども未来課 教育推進課
学校歯科医等による指導		学				教育推進課
歯の健口教室					高	長寿介護課
通いの場支援事業					高	福祉保険課

事業区分5：人材育成

- 町内で8020運動の推進に取り組む人材である8020推進員の育成を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
8020推進員養成講座支援事業				壮	高	健康増進課

事業区分6：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、むし歯予防や個人でできる口腔ケアの方法等について情報を発信します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
広報などによる情報提供	乳	学	青	壮	高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分7：協議会・地区組織等

- 「歯科保健推進会議」をはじめとする協議会にて、長泉町の歯科保健の実態や施策・事業の実施状況の把握を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康づくり推進協議会	乳	学	青	壮	高	健康増進課
歯科保健推進会議	乳	学	青	壮	高	健康増進課
健康推進員活動	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分8：イベント

- イベントの機会において、むし歯予防・歯周病予防・歯磨き習慣等について考えるきっかけづくりを図ります。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
ながいずみカラダフェスタ	乳	学	青	壮	高	健康増進課 福祉保険課 他
8020歯科審査・表彰					高	健康増進課

※対象となるライフステージ／乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R 7)	旧・目標値 (R 12)	新・目標値 (R 12)	出典
むし歯がない子どもの割合（3歳児）	93.0%	97%以上	97%以上	①
むし歯がない子どもの割合（中学3年生）	64.7%	70%以上	70%以上	②
定期歯科健診受診率（20歳以上）	54.4%	65%以上	65%以上	③
歯周病に関する知識を持つ人の割合（16歳以上）	44.1%	80%以上	80%以上	③
介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている人の割合（65歳以上）	17.8%	40%以上	40%以上	③
高齢でもなんでもよく噛んで食べられる人の割合（75歳以上）	75.4%	65%以上	76%以上	④
自分の歯が20本以上ある人の割合（75歳以上）*1	76.1%	52%以上	80%以上	⑤

* 1：前期計画策定時の出典から変更しています。

※出典：①健康増進課にて実施する3歳児健診での問診（令和6年度）

②定期健康診断結果（令和6年度）

③町民アンケート調査（令和6年度）

④後期高齢者健診問診票（令和6年度）

⑤成人歯周疾患健診結果（令和6年度）

6 健康管理



(1) 現状と課題

- 自分自身の健康状態を把握し、高血圧やがん、糖尿病、循環器疾患等の生活習慣病を予防するためには、日頃から適正体重の維持や血圧測定を行うなどして体調管理をすることに加えて、各種健（検）診を受診して、疾病の早期発見に努めることが重要です。
- 長泉町における死因の第1位は悪性新生物（がん）であり、令和6年の死亡数の22.7%を占めています。がんの発症予防・重症化予防のためには、喫煙や過度の飲酒、肥満・やせ、食生活、運動不足等の生活習慣の改善とがん検診の受診による早期発見が重要です。しかし、がん検診受診率の推移をみると、一部の検診はほぼ横ばいで推移していることから、検診実施について周知するなど、受診率向上に向けた働きかけが必要となっています。
- 脳血管疾患・心疾患を含む循環器疾患は、がんと並ぶ主要な死因であり、長泉町における死因においても、心疾患は悪性新生物（がん）に次いで多い死因となっています。循環器疾患の主な危険因子は高血圧や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病であることから、生活習慣の改善による発症予防を呼びかけることが大切です。
- また、全国を100とした場合の長泉町の標準化死亡比をみると、男女ともに「大動脈瘤及び解離」「肺炎」「腎不全」が、加えて女性においては「慢性閉塞性肺疾患」が特に多くなっています。
- 静岡県を100とした場合の、特定健康診査の結果に基づく長泉町の標準化該当比をみると、女性の脂質異常症有病者が「有意に高い」結果となっています。また、メタボリックシンドローム該当者及び予備群、肥満者、男性の脂質異常症有病者、女性の糖尿病有病者等が「高いが有意でない」結果となっています。
- こうした町の健康課題を踏まえて、健康診査の受診や減塩を意識したバランスのよい食事、禁煙、適度な運動、十分な睡眠など、町民自身の健康管理につなげる取り組みを充実させることが求められます。
- アンケート調査結果をみると、何らかの定期的な健康診査を『受けている』と回答した割合は81.5%となっており、前回調査と比較して2.6ポイント増加しています。また、定期的ながん検診を『受診している』と回答した割合は62.8%となっており、前回調査と比較して6.4ポイント増加しています。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- 幼児の健康診査受診率は、1歳6か月児は目標値に達していますが、3歳児はやや悪化しています。
- メタボリックシンドローム予備群の人の割合は、男性は減少、女性は増加となっており、いずれも目標値には至っていません。改善に向けて、引き続き特定健康診査・特定保健指導を通じた町民一人ひとりの生活改善を図っていくことが必要です。
- 肥満の人の割合は男女ともにやや悪化している一方、高血圧症予備群の人の割合はわずかに改善がみられます。
- かかりつけ医を持っている人の割合は大きく改善しており、目標値に達しています。
- 定期的な健康診査、がん検診を受けている人の割合は、いずれも改善がみられますが、目標値には至っていません。引き続き健康診査の実施及び受診の重要性について周知していくとともに、未受診者対策を図っていくことが必要です。
- 予防接種の接種率は、MR1期・インフルエンザ（高齢者）はやや悪化していますが、二種混合は改善しています。

指標	基準値 (R2)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	進捗 状況
適正体重を知っている人の割合	77.7%	調査なし	90%以上	—
健康診査受診率（1歳6か月児）	98.3%	100.5%	100%	◎
健康診査受診率（3歳児）	99.5%	96.9%	100%	▼
メタボリックシンドローム予備群の男性の割合（40～74歳）	17.4%	16.2%	15%以下	○
メタボリックシンドローム予備群の女性の割合（40～74歳）	4.2%	5.2%	4%以下	▼
肥満の男性の割合（40～74歳）	50.0%	51.3%	45%以下	▼
肥満の女性の割合（40～74歳）	21.6%	23.1%	20%以下	▼
高血圧症予備群の男性の割合（40～74歳）	13.8%	13.0%	12%以下	○
高血圧症予備群の女性の割合（40～74歳）	11.8%	11.2%	10%以下	○
糖尿病性腎症による年間新規人工透析導入患者数	5人	11人	4人以下	▼
がん検診精密検査受診率	83.8%	72.7%	95%以上	▼
かかりつけ医を持っている人の割合（40歳以上）	57.6%	68.8%	65%以上	◎
定期的な健康診査を受けている人の割合（20歳以上）	79.8%	81.7%	85%以上	○
定期的ながん検診を受けている人の割合（20歳以上）	60.3%	66.2%	70%以上	○
予防接種の接種率（MR1期）	101.8%	97.1%	100%	▼
予防接種の接種率（二混）	73.2%	76.5%	85%以上	○
予防接種の接種率（インフルエンザ）（高齢者）	56.9%	56.0%	70%以上	▼

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■生活習慣病の発症予防・早期発見・早期治療・重症化予防 ○健康診査や各種検診の受診者の増加を図るため、健診（検診）体制の整備・改善や周知方法の見直し、未受診者への受診勧奨等を推進します。 ○効果的な特定保健指導を実施します。 ○地域における医師会等の関係機関との連携をとり、糖尿病等生活習慣病の重症化予防を推進します。 ○高齢者の介護予防・重症化予防を図るとともに、保健・医療等の一体的なサービス提供を図ります。 ○保健医療関係者、事業者及び教育関係者との協力体制を築き、がん対策に関する施策を推進します。 ○インセンティブ事業を活用した、健康づくりに向けた取り組みを推進します。
地域	■健康管理意識の啓発 ○健康推進員が中心となって、健康診査や各種検診の受診や健康に関する講習会などへの参加を促進します。
学校	■健康診断の実施 ○定期的な健康診断の実施を通して健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じて事後指導を行います。 ■がん教育の実施 ○がんに関する正しい知識を持つための教育を推進します。
職場	■健康診断の実施 ○定期的に健康診断を実施し、従業員の健康管理や疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、必要に応じて事後指導を行います。 ■健康管理意識の啓発 ○健康づくりに関する情報提供や講演会の開催などを行い、従業員の健康に関する意識の向上に努めます。 ■就労環境の整備 ○がんを患った従業員や、がんを患った人を家族に持つ従業員が、就労を継続できる環境を整備します。
関係団体	■医療機関等との連携 ○医療機関や医療関係者との連携を図りながら、健康診査や各種検診の実施や生活習慣病等に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○日頃から健康や病気について相談できるよう、身近にかかりつけ医を持ちましょう。 ○生活習慣病予防の知識を身につけ、望ましい生活習慣を実践し、健康の維持・増進を心がけましょう。 ○定期的に健康診査・がん検診を受診し、健康の維持を図るとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療を心がけましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○感染症や重い病気にかかるのを予防するため、予防接種を受けましょう。 ○子どもの成長発達についての確認や病気などの早期発見のため、健康診査を受けましょう。 ○早寝早起きをはじめとする、規則正しい生活習慣を身につけましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○自分の身体の仕組みや変化、健康について関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
青年期 (20～39歳)	○健診（検診）の結果、医療機関への要受診となった場合は、必ず医療機関を受診しましょう。 ○妊娠中は、母体・胎児の健康について関心を持ち、定期的な妊婦健診を受診しましょう。
壮年期 (40～64歳)	○特定保健指導を積極的に利用しましょう。 ○生活習慣病の予防が認知症予防につながることを認識し、生活習慣の見直しをしましょう。
高齢期 (65歳以上)	○特定保健指導を積極的に利用しましょう。 ○介護予防に関心を持ち、健康教室等に積極的に参加しましょう。 ○生活習慣病の予防が認知症予防につながることを認識し、生活習慣の見直しをしましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 生活習慣病の発症予防・重症化予防や骨粗しょう症対策等の、地域住民の健康課題を踏まえた健康相談を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
乳幼児健康相談	乳					健康増進課
母子健康手帳交付・交付時健康相談			青	壮		健康増進課
幼児健診事後相談（心理・言語）	乳					健康増進課
サポートファイルの活用	乳	学	青			健康増進課 福祉保険課
特別支援教育専門員による相談	乳	学				教育推進課
成人健康相談			青	壮	高	健康増進課
依頼健康相談	乳	学	青	壮	高	健康増進課
成人依頼健康相談			青	壮	高	健康増進課
長泉町国保電話健康相談	乳	学	青	壮	高	福祉保険課

事業区分2：訪問指導

- 保健師・管理栄養士が居宅を訪問し、健康管理・栄養管理についての指導を行います。
- 乳児のいる家庭を保健師が訪問し、健康状態の把握と子育てに関する助言・指導を行います。
- 糖尿病をはじめとする生活習慣病の重症化のリスクがあり、医療機関の受診につながない町民に対し、保健指導と受診勧奨を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
訪問指導（保健・栄養）	乳	学	青	壮	高	健康増進課
赤ちゃん家庭訪問事業	乳					健康増進課
重症化予防対策事業				壮		健康増進課
健康状態未把握者訪問事業					高	福祉保険課

事業区分3：健康診査

- 乳幼児健康診査や学校での健康診断の実施を通じて、健康的な発育・発達をサポートするとともに疾病・障がいの早期発見・早期治療（療育）を図ります。
- 壮年期・高齢期の町民を対象に、特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施を通じて生活習慣病をはじめとする疾病の発症予防・早期発見・重症化予防を図ります。また、受診率の向上に向けた受診勧奨を行います。
- 各種がん検診を実施します。また、受診率の向上に向けた受診勧奨を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
新生児聴覚スクリーニング検査	乳					健康増進課
乳幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）	乳					健康増進課
5歳児健康診査	乳					健康増進課
ピロリ菌検査		学				健康増進課
妊婦健康診査		学	青	壮		健康増進課
産婦健康診査		学	青	壮		健康増進課
がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）			青	壮	高	健康増進課
肝炎ウイルス検診				壮	高	健康増進課
結核検診					高	健康増進課
特定健康診査（国保）				壮	高	健康増進課 福祉保険課
後期高齢者健康診査（75歳以上）					高	健康増進課 福祉保険課
生活保護受給者健康診査			青	壮	高	健康増進課
短期人間ドック（国保・後期）				壮	高	福祉保険課
就学時健康診断		学				教育推進課
校内定期健康診断		学				教育推進課

事業区分4：教育・指導

- 特定健康診査の結果、生活習慣病の発症・重症化のリスクがあるとみられる町民を対象に特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を支援します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康講座			青	壮	高	健康増進課
パパママ学級			青	壮		健康増進課
子育て離乳食教室	乳					健康増進課
7か月育児教室	乳					健康増進課
2歳児すてっぷ教室	乳					健康増進課
幼児健診事後教室（のびのび・すくすく）	乳					健康増進課
ことばの教室	乳					教育推進課
がん教育		学				教育推進課
依頼健康教育	乳	学	青	壮	高	健康増進課
特定保健指導			青	壮	高	健康増進課
健康マイレージ事業			青	壮	高	健康増進課
介護予防事業					高	長寿介護課
ふれあい出前講座			青	壮	高	生涯学習課

事業区分5：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、自宅での体重・血圧測定などの健康管理の大切さや健康を維持するために必要な知識についての情報を発信します。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
広報などによる情報提供	乳	学	青	壮	高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分6：予防接種

- 乳幼児期を対象とした各種予防接種（5種混合、小児肺炎球菌、B型肺炎、BCG、麻しん・風しん他）を行います。
- 高齢者を対象とした予防接種（インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹）を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
予防接種	乳	学	青	壮	高	健康増進課

事業区分7：啓発

- 健康診査やがん検診の受診、健康づくりに関する記録ができる健康手帳の交付を通じて、町民一人ひとりの健康管理と適切な医療の受診促進を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康手帳交付				壮	高	健康増進課

事業区分8：協議会・地区組織等

- 健康づくり推進協議会をはじめとする協議会において、長泉町の健康課題や各種健康診査の実施状況の把握、健康課題の解消に向けた方策の検討を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康づくり推進協議会	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康推進員活動	乳 学 青 壮 高	健康増進課
歯科保健推進会議	乳 学 青 壮 高	健康増進課
食育推進会議	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分9：イベント

- イベントの場において、血圧・野菜摂取量・骨密度測定などの機会を提供することで、健康管理について考えるきっかけづくりを図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
ながいずみカラダフェスタ	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康測定会の開催	青 壮 高	健康増進課

事業区分10：がんを患った方への支援

- がんを患った町民に向けた経済的支援・就業支援等の充実を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
若年がん患者支援事業助成金（妊孕性温存治療費・医療用補整具購入費・在宅療養生活支援費）	乳 学 青 壮	健康増進課
がん患者就業支援（採用・雇用継続）奨励金事業	青 壮	産業振興課

※対象となるライフステージ／ 乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の見直し

指標	現状値 (R7)	旧・目標値 (R12)	新・目標値 (R12)	出典
適正体重を知っている人の割合	調査なし	90%以上	90%以上	①
健康診査受診率（1歳6か月児）	100.5%	100%	100%	②
健康診査受診率（3歳児）	96.9%	100%	100%	②
メタボリックシンドローム予備群の男性の割合（40～74歳）	16.2%	15%以下	15%以下	③
メタボリックシンドローム予備群の女性の割合（40～74歳）	5.2%	4%以下	4%以下	③
肥満の男性の割合（40～74歳）	51.3%	45%以下	45%以下	③
肥満の女性の割合（40～74歳）	23.1%	20%以下	20%以下	③
高血圧症予備群の男性の割合（40～74歳）	13.0%	12%以下	12%以下	③
高血圧症予備群の女性の割合（40～74歳）	11.2%	10%以下	10%以下	③
糖尿病性腎症による年間新規人工透析導入患者数	11人	4人以下	10人以下	④
がん検診精密検査受診率	72.7%	95%以上	95%以上	⑤
かかりつけ医を持っている人の割合（40歳以上） ^{*1}	68.8%	65%以上	70%以上	①
定期的な健康診査を受けている人の割合（20歳以上）	81.7%	85%以上	85%以上	①
定期的ながん検診を受けている人の割合（20歳以上）	66.2%	70%以上	70%以上	①
予防接種の接種率（MR1期）	97.1%	100%	100%	⑥
予防接種の接種率（二混）	76.5%	85%以上	85%以上	⑥
予防接種の接種率（インフルエンザ）（高齢者）	56.0%	70%以上	70%以上	⑥

* 1：前期計画策定時の出典から変更しています。

※出典：①町民アンケート調査（令和6年度）

- ②健康増進課にて実施する1歳6か月児健診、3歳児健診（令和6年度）
- ③令和4年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書（静岡県）
- ④特定疾病台帳（令和2年度から令和6年度までの5年間）
- ⑤健康増進課にて実施するがん検診結果（令和6年度）
- ⑥地域保健・健康増進事業報告（令和6年度）

7 社会参加・地域とのつながり



(1) 現状と課題

- 一人ひとりの生活習慣の改善に加えて、地域とのつながりを持つことや社会参加を通じて役割を持つこと、より良い地域社会を構築することが健康づくりに大いにつながると考えられています。
- とりわけ高齢期においては、地域と積極的に関わったり役割を担ったりすることは、外出の機会や人と交流する機会の増加につながることで、孤独・孤立や閉じこもり、生活機能の低下を予防するうえでいっそう重要です。
- アンケート調査結果をみると、地域社会活動に「参加した」と回答した割合は 40.7% となっており、前回調査と比較して 5.2 ポイント減少しています。また、年代別でみると、20～30 歳代の青年層において「参加した」の割合が特に低くなっており、年代が上がるごとに割合が増加しています。80 歳以上は 30.8% と低くなっています。
- 長泉町では、健康づくりを目的としたスポーツの行事や、食育や生涯学習を目的とした各種教室、幅広い年代が交流できるイベントなどを行っています。また、地域で健康づくり活動を推進する関係団体による活動も展開されています。これらの機会を通じて、町民同士の交流拡大や生きがいづくり、気軽に地域活動に参加できる環境づくりを図っていくことが必要です。

【計画中間年における評価指標の進捗状況】

- この 1 年間に地域社会活動に参加した人の割合は、基準値から悪化しています。地域のつながりは健康づくりにおいて重要な役割を果たすことを周知し、地域社会への参加を促していくことが必要です。

指標	基準値 (R2)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	進捗 状況
この 1 年間に地域社会活動に参加した人の割合 (20 歳以上)	46.3%	41.0%	50%以上	▼

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化（基準値がない場合は、未達成）、「－」評価不能

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■<u>地域活動への支援</u> ○地域でスポーツや食育推進についての活動を行う団体の活動について周知します。 ○上記の活動団体の活動が円滑になるよう、情報提供を通じた支援を図ります。 ○健康推進員や8020推進員などの健康づくり関係団体に対して研修を行い、スキルアップを図ります。 ■<u>地域活動の担い手となる人材の育成</u> ○健康推進員や食育ボランティア、8020推進員などの健康づくりを目的にした活動を担う人材を育成します。 ○その他、様々な地域活動を担う人材の育成支援を図ります。
地域	■<u>地域活動のための機会や場の設定</u> ○子どもから高齢者まで、幅広い年代が交流することのできる機会や場の提供を図ります。
学校	■<u>地域との交流機会の確保</u> ○食育推進活動や地域交流活動などの機会を通して、生徒と地域の様々な人との交流を推進します。
職場	■<u>従業員の地域活動への参加に対する理解を深める</u> ○地域の祭りや伝統行事、イベントなどに参加する従業員の意向をできるだけ尊重し、地域の諸活動に担い手として従業員が活動できるように支援します。 ■<u>企業としての地域社会への貢献</u> ○企業として、近隣で行われる地域活動に協力できることについて、積極的に協力します。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○自分の住む地域について関心を持ち、地域で行われている活動に積極的に参加しましょう。 ○子どものスポーツ活動への指導や郷土料理の伝承など、これまで得た経験や技術を地域の中で伝えましょう。 ○興味・関心のあることや、趣味活動などを通じた活動の場を持ち、友人・知人との交流を図りましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○自分が住んでいる地域で行われる伝統行事やイベントに、家族と積極的に参加しましょう。 ○近隣の人や地域の人と顔を合わせた時には、家族で挨拶を交わすなど、日頃から地域の人と交流を持ち、地域への愛着を深めましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○地域についての理解を深め、世代を通じた交流を持てる関係を築きましょう。
青年期 (20～39歳)	○自身の興味のあることや趣味などを通じて、新たな人間関係や活動の場を広げましょう。
壮年期 (40～64歳)	○子育てなどを通じて、学校や地域の行事に積極的に参加し、生活における地域との結びつきを高めましょう。 ○自身のライフサイクルを視野に入れ、就業の場以外の人間関係の構築や、趣味などを通じた社会参加を図りましょう。
高齢期 (65歳以上)	○地域活動の中で役割を担うことで、社会参加を図りましょう。 ○年齢や体力に応じた活動を無理なく行い、若い世代とも交流を図りましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 健康相談の機会を活用して、相談者の孤独・孤立のリスクの把握に努めるとともに、地域における見守り体制について検討します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
成人依頼健康相談	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分2：教育・指導

- 町民の生きがいづくりに資する講座・教室の機会を通じて、地域で活躍できる場の提供や町民同士の交流促進を図ります。
- 子育てをしている保護者同士が交流できる機会を提供することで、地域での仲間づくりや子育てに関する悩み・不安の解消を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
各種健康づくり教室	乳 学 青 壮 高	健康増進課 他
ウォーキング	乳 学 青 壮 高	健康増進課 他
長泉わくわく塾	乳 学 青 壮 高	生涯学習課
くすのき学級		生涯学習課
家庭教育学級		生涯学習課
中学校部活動支援事業	学	教育推進課
子育て支援センター事業・こども交流センター事業	乳 学	こども未来課

事業区分3：人材育成

- 食育推進ボランティアが地域で実施する食育推進活動を通じて、食事や調理体験を共にすることによる交流促進を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
食育推進ボランティア活動支援	青 壮 高	健康増進課

事業区分4：情報提供

- 広報紙やホームページ、SNSなどを活用して、地域で催されるイベントや町民が自主的に集まって行う地域活動について周知し、参加者の拡大と地域活動の活性化を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
広報などによる情報提供	乳 学 青 壮 高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳 学 青 壮 高	健康増進課

事業区分5：イベント

- 町民同士が集まり、交流を深めることのできる機会を充実させ、地域におけるつながりの強化・充実を図ります。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
各種スポーツ大会	学 青 壮 高	健康増進課 他
ながいずみカラダフェスタ	乳 学 青 壮 高	健康増進課
二十歳の集い	青	生涯学習課
長泉わくわく祭り	乳 学 青 壮 高	産業振興課
産業祭	乳 学 青 壮 高	産業振興課

事業区分6：協議会・地区組織等

- 町内で健康増進に取り組む各種関係団体の活動を通して、地域における交流の促進と、市民一人ひとりによる健康づくりの実践につなげます。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康推進員活動	乳	学	青	壮	高	健康増進課
8020推進員活動			青	壮	高	健康増進課
食育推進ボランティア活動			青	壮	高	健康増進課
スポーツ少年団育成支援事業	乳	学				健康増進課
放課後子ども教室事業（のびのびスマイル）		学	青	壮	高	生涯学習課
シニアクラブ活動					高	長寿介護課 他
民生委員・児童委員協議会	乳	学	青	壮	高	福祉保険課
障がい者自立支援協議会	乳	学	青	壮	高	福祉保険課
各自治会活動	乳	学	青	壮	高	行政課
読み聞かせボランティア	乳	学	青	壮	高	生涯学習課
生活支援体制整備事業（協議体活動）					高	長寿介護課

※対象となるライフステージ／ 乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

（５）評価指標の見直し

指標	現状値 (R7)	旧・目標値 (R12)	新・目標値 (R12)	出典
この1年間に地域社会活動に参加した人の割合（20歳以上）	41.0%	50%以上	50%以上	①

※出典：①町民アンケート調査（令和6年度）

8 環境整備



(1) 現状と課題

- 健康寿命の延伸を図る上では、一人ひとりによる取り組みが必要不可欠ですが、同時に健康づくりへの関心が薄い層を含む幅広い住民に向けた働きかけを図ることが重要です。そのため、誰もが自然に健康に近づく行動をとり、それを継続できる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 誰もが健康づくりに向けた取り組みを、自然に実践することができる環境を整備するために、職場や学校等との連携・協働による健康管理や、健康的な行動の実践につながるインフラ整備等を行うことが求められています。
- 健康づくりに関する情報の発信や幅広い周知・啓発活動等を通じて、知りたい情報を手軽に得ることができる環境を整備することで、町民の中で健康づくりをより身近に感じる意識を醸成していくことが必要です。
- 少子高齢化や気候変動、感染症等の影響によって、孤独・孤立対策、新たな感染症や熱中症、災害発生時の健康管理等の新たな健康課題が顕在化しつつあります。これらの課題への対応策についても、検討・充実が求められています。

(2) 施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■ 健康づくりの場の整備 ○町民が身近な場所で運動に取り組めるよう、ウォーキングコースやグラウンド、広場、健康公園等の健康づくりを実践する場の整備・周知に努めます。 ■ 感染症予防対策の推進 ○予防接種の効果について、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、接種しやすい環境整備に努めます。 ○手洗い・うがい・咳エチケット・マスク着用など、基本的な感染症予防対策の実施について広く周知・啓発します。 ■ 孤独・孤立対策 ○相談体制の充実や相談窓口の周知に努めます。 ○重層的支援体制により、支援に必要な情報共有や横断的対応に努めます。
地域	■ 地域活動のための機会や場の設定 ○地域活動を通し、日ごろから近所で顔の見える関係性を築きます。 ○あいさつや声かけを通じ、熱中症や孤立等、互いの心身を気遣います。 ■ 災害への備え ○災害発生時の健康維持ができるよう、地域で必要な準備をします。

主体	取り組み
学校	■ 定期健康診断の実施 ○健康診断を通して児童の健康状態の把握に努めるとともに、必要に応じて必要な事後指導を行います。 ○感染症のまん延防止のため、児童への教育や必要な取り組みをします。 ○熱中症予防のため、必要な取り組みをします。
職場	■ 従業員の健康づくりを大切に就業環境の整備 ○従業員が十分な休養をとれる就業環境を整えます。 ○健康診断やストレスチェック等、従業員の心身の健康管理に必要な取り組みをします。 ○職場での熱中症予防のため必要な取り組みをします。

(3) ライフステージに応じた健康づくり（個人・家庭の行動目標）

ライフステージ	行動目標
全ライフステージ	○感染症予防のため、必要な予防接種を受けましょう。 ○感染症予防の知識を身につけるとともに、こまめな手洗い・うがい・咳エチケットなどを実践しましょう。 ○熱中症にならないよう、暑くなる季節にはエアコンを適切に使ったり、こまめに水分補給をしたりするなどの対策をしましょう。 ○日ごろから、災害が発生した時に自分や身近な人が健康を維持するために必要となる備えをしましょう。
乳幼児期 (0～6歳)	○感染症や重い病気にかかるのを予防するため、予防接種を受けましょう。 ○こどもが熱中症にならないよう、エアコンや衣服などでの温度調節や、屋外での活動時の健康管理に気を付けましょう。
学童・思春期 (7～19歳)	○感染症や熱中症に関する正しい知識を身につけましょう。 ○身近にいる高齢者に感染症をうつさないよう気をつけましょう。
青年期 (20～39歳)	○感染症や熱中症に関する正しい知識を身につけ、予防するための行動をしましょう。 ○社会生活を維持するため、感染症のまん延予防に配慮しましょう。
壮年期 (40～64歳)	○身近にいる高齢者に感染症をうつさないように気をつけましょう。 ○熱中症予防のため、身近にいる高齢者に対し、適切なエアコンの使用や水分摂取などの声かけをしましょう。
高齢期 (65歳以上)	○感染症や重い病気にかかるのを予防するため、予防接種を受けましょう。 ○熱中症予防のため、適切なエアコンの使用や水分摂取等に気をつけましょう。 ○栄養バランスのとれた食事や、自身の体力に合わせた運動を日常的に行う等、熱中症予防を意識した生活をしましょう。

(4) 主な事業・取り組み・活動

事業区分1：相談

- 感染症や熱中症の予防や対応等についての健康相談を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
乳幼児健康相談	乳	健康増進課
成人健康相談	青 壮 高	健康増進課
長泉町国民健康保険電話相談	乳 学 青 壮 高	福祉保険課

事業区分2：訪問指導

- 保健師・管理栄養士が居宅を訪問し行っている訪問指導を通し、感染症や熱中症予防のための健康管理・栄養管理についての指導を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
訪問指導（保健・栄養）	乳 学 青 壮 高	健康増進課
赤ちゃん家庭訪問事業	乳	健康増進課

事業区分3：教育・指導

- 感染症や熱中症の予防等について必要な知識等について、講座や教室等の機会を通じて啓発します。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
健康講座	青 壮 高	健康増進課
パパママ学級	青 壮	健康増進課
子育て離乳食教室	乳	健康増進課
7か月育児教室	乳	健康増進課
依頼健康教育	乳 学 青 壮 高	健康増進課
ふれあい出前講座	青 壮 高	生涯学習課
地域元氣わくわく教室・地域元氣づくり自主活動フォローアップ	青 壮 高	健康増進課
運動習慣習得推進事業	青 壮 高	健康増進課

事業区分4：情報提供・啓発

- 各相談窓口、広報誌やホームページ、SNSなどを活用して、感染症や熱中症予防、災害時の健康維持、その他健康増進に有用な情報発信、啓発をします。
- 事業所が従業員の健康増進をするために有用な情報提供をします。
- 地区や事業所の健康づくり活動を支援するため、健康測定器具の貸出や職員派遣を行います。

取り組み	対象となるライフステージ	担当課
広報などによる情報提供	乳 学 青 壮 高	情報戦略室
健康づくり情報の発信	乳 学 青 壮 高	健康増進課
健康測定器具等の貸出	青 壮 高	健康増進課
健康測定会の開催	青 壮 高	健康増進課
健康マイレージ事業	青 壮 高	健康増進課

事業区分5：協議会・地区組織等

- 健康づくり推進協議会をはじめとする協議会において、感染症や熱中症、孤独・孤立対策等、環境の変化による健康課題の状況把握、健康課題の解消に向けた方策の検討を行います。

取り組み	対象となるライフステージ					担当課
健康づくり推進協議会	乳	学	青	壮	高	健康増進課
健康推進員活動	乳	学	青	壮	高	健康増進課
歯科保健推進会議	乳	学	青	壮	高	健康増進課
食育推進会議	乳	学	青	壮	高	健康増進課
重層的支援体制整備事業推進会議	乳	学	青	壮	高	福祉保険課

※対象となるライフステージ／ 乳…乳幼児期、学…学童・思春期、青…青年期、壮…壮年期、高…高齢期

(5) 評価指標の設定

指標	現状値 (R 7)	旧・目標値 (R 12)	新・目標値 (R 12)	出典
地域元気わくわく教室・地域元気づくり自主活動フォローアップ参加延べ人数	348 人	—	増加	①
ふじのくに健康づくり推進事業所宣言をしている町内事業所数	50 事業所	—	60 事業所	②
ウェルピアながいずみマシナールーム年間利用延べ人数	39,511 人	—	概ね4万人以上を維持	①

※出典：①令和6年度 主要な施策の成果と予算の執行状況報告

②ふじのくに健康づくり推進事業所宣言 宣言事業所一覧（静岡県健康福祉部健康局健康増進課・令和7年 11 月末時点）

◎ ライフコースアプローチに基づく健康づくり

(1) こども

幼少期に望ましい生活習慣を身につけることは、成長してからの健康状態にも大きく影響を与えます。長泉町においては、早寝・早起き・3食規則正しく食事をとることを基本とした、健康的な生活リズムの定着に向けた取り組みを推進します。

【各健康領域において特に重要な取り組み】

健康領域	特に重要な取り組み
食生活	朝食を食べる習慣を身につける ゆっくりよく噛んで食べる 毎日3食規則正しく食事をとる 肥満を予防する やせすぎにならないように、適正体重を理解し、栄養バランスのとれた食事をとる
身体活動・運動	楽しみながら身体を動かす
休養・こころ	十分な睡眠をとる 子ども同士の遊びを通じて社会性を身につける
たばこ・アルコール	飲酒や喫煙の害を理解する
歯	うがい・歯磨きや正しいブラッシングの習慣を身につける フッ化物を活用して永久歯のむし歯を予防する
健康管理	早寝・早起きで規則正しい生活習慣を身につける
社会参加・地域とのつながり	近所の人や地域の人に挨拶する 地域の行事やイベントに参加する

(2) 高齢者

高齢者の健康状態は、これまでのライフステージにおける生活習慣や社会的要因の積み重ねによって形成されます。高齢者が少しでも長い期間を健康的に過ごせるよう、高齢期における身体機能の維持・向上に向けた取り組みを推進するだけでなく、高齢期を迎える前の青年期・壮年期における健康づくりについても併せて推進します。

【各健康領域において特に目指したい取り組み】

健康領域	特に重要な取り組み
食生活	低栄養予防に必要な栄養量をとる ゆっくりよく噛んで食べる 毎日3食規則正しく食事をとる
身体活動・運動	体力や健康状態にあった運動をする 意識的に身体を動かす フレイル予防に必要な知識を身につける
休養・こころ	寝床にいる時間は8時間以内を目安に十分な睡眠をとる 自分なりのストレス解消法を身につける
たばこ・アルコール	禁煙に取り組む 節度ある飲酒を心がける
歯	オーラルフレイル予防に取り組む 8020を目指す
健康管理	定期的に健康診査・がん検診を受けて生活習慣病を予防する 介護予防に関心を持ち、取り組む
社会参加・ 地域とのつながり	地域活動を通して社会参加をする 友人・知人・若い世代と交流する

(3) 女性

女性は、ライフステージごとにホルモンバランスが大きく変化することから、健康課題も人生の段階において異なります。それぞれの健康課題を正しく理解し、対処・解決できるよう取り組んでいきます。

【各健康領域において特に重要な取り組み】

健康領域	特に重要な取り組み
食生活	特に学童・思春期、青年期はやせすぎにならないように、 適正体重を理解し、栄養バランスのとれた食事をとる
身体活動・運動	壮年期以降は身体を動かして筋力の維持に努める
休養・こころ	十分な睡眠をとる ホルモンバランスとともに変化するこころの不調にうまく対処する
たばこ・アルコール	妊娠中・授乳中は飲酒・喫煙をしない
歯	女性ホルモンが歯と口腔の健康に与える影響を理解する 妊娠中は歯周病の発症リスクが高まるため、 妊婦歯科健康診査を受け、口腔ケアに気をつける
健康管理	女性特有のがんなどのリスクを理解し、必要な検診や予防接種を受ける

第5章 計画の実現に向けて

1 健康づくり推進の考え方

健康づくりは、町民一人ひとりが自分の健康管理を意識し、より良い健康状態に近づくために、主体的に継続して取り組んでいくことが大切です。そして個々の「健康づくり」を支えるために、社会全体で健康づくりの環境整備に取り組み、個人・家族、行政、健康づくりに関する団体等が協働して健康づくりの取り組みを進めていく必要があります。

個人を取り巻く家庭、地域、職場、健康づくりに関する団体等が、それぞれの役割に沿って取り組めるように、今後も関係機関との意見交換や連携を深めながら、「いきいきとした暮らしを支える優しいながいずみ」の実現を目指していきます。

2 協働による取り組み

計画の推進にあたっては、町民一人ひとりが日常生活の中で積極的に健康づくりに取り組んでいくことが大切です。地域や学校、行政などがそれぞれの役割を理解し、相互に連携し、一人ひとりの健康づくりを支え、推進していきます。

(1) 個人・家族の役割

■「自分の健康は自分でつくる」

町民一人ひとりが、「自分の健康は自分でつくる」という考えのもとに、自らの健康状態や日常生活における課題を認識し、健康づくりや生活の質の向上に積極的に取り組んでいきます。

また、家庭は生活する上でのよりどころであり、こころのやすらぎを得て、毎日の活動の源となる場です。そのため、家庭を通じて正しい生活習慣を身につけていきます。

家族で食卓を囲んで団らんしたり、いっしょに運動したりするなど、家族がふれあえる家庭環境をつくっていきます。

核家族化などにより、特に高齢期の孤独・孤立が課題となっています。同居していない家族の健康を気づかう声かけをします。

(2) 地域の役割

■健康づくり活動の輪の拡大

地域では、健康づくりを地域の課題として共有し、行政などとともに考え、行動していくことが大切です。このため、健康推進員や食育推進ボランティアなどを中心として、健康づくり活動の活性化に努め、活動や運動の輪を広げ、町民の心身の健康を地域で支えていきます。

(3) 学校（幼稚園・保育園・こども園・学校）の役割

■健康づくり活動の実践や健康教育の提供

保育所・幼稚園や学校は、乳幼児期や学童・思春期において、家庭に次いで多くの時間を過ごす場であるとともに、将来にわたる自己の健康を管理し、改善していくための資質や能力が養われる場でもあります。このため、食育や健康管理をはじめとして、健康に関する様々な学習の提供に努めていきます。

また、保護者への働きかけとして、家庭教育学級などの事業を支援していきます。

■スクールカウンセラー事業

近年、不登校やひきこもりなどのこころの問題を抱える子どもたちが増えていることから、児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによる相談などの支援を充実していきます。

(4) 職場の役割

■従業員の健康管理

職場は、働く人にとって一日の多くの時間を過ごす場であり、心身ともに健康を保持する上で重要な役割を果たす場です。近年、長時間労働や職場の人間関係などによるストレスから、こころの問題が浮上しているため、一人ひとりが気軽に話し合うことができる開かれた人間関係づくりと労働者自身が活かされると実感できる職場の運営、ストレスチェック制度の活用、ストレスの要因となる職場環境の改善に努めていきます。

■従業員の健康を考えた就業環境の整備

職場内における禁煙化・分煙化を進め、従業員の健康を考えた就業環境の整備に努めていきます。

(5) 関係団体の役割

■医療機関による健康づくりの指導・啓発

医療機関は、保健医療の専門機関として大きな役割を担います。また、相談・指導、健康教育、講習会などを通して、健康づくりの実践を町民に啓発するなど、生活習慣病予防の視点からも重要な役割を担います。

■健康づくりの視点を取り入れた活動の展開

町内の様々な関係団体では、それぞれに行っている活動の中に健康づくりの視点を取り入れた幅広い活動を、継続的に実践していきます。

(6) 行政の役割

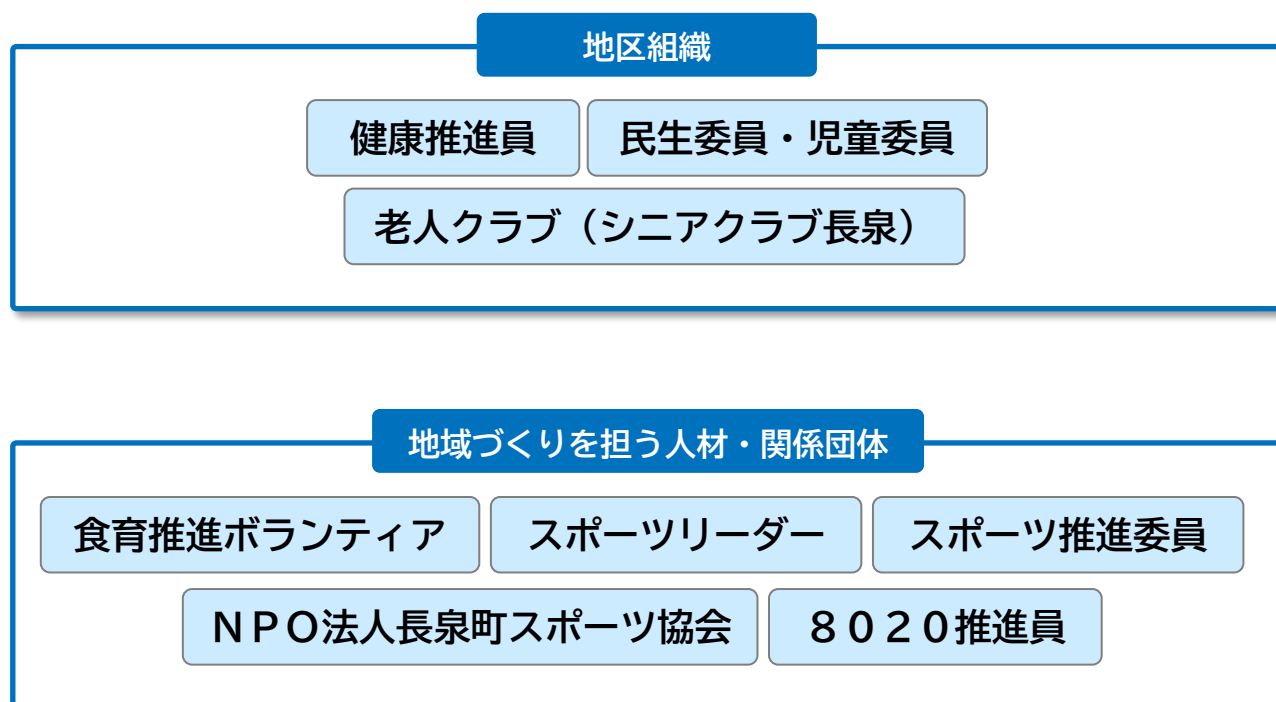
■協働による多面的な施策の展開

行政は、町民の健康づくりを効果的・計画的に推進していくために、町民や地域、学校、職場、関係団体等と連携・調整し、協働体制をつくりながら、健康づくりを推進していきます。

また、健康増進計画の周知や健康づくりの情報発信に努めるとともに、庁内の関係課の連携を図り、多面的な施策の展開を図ります。

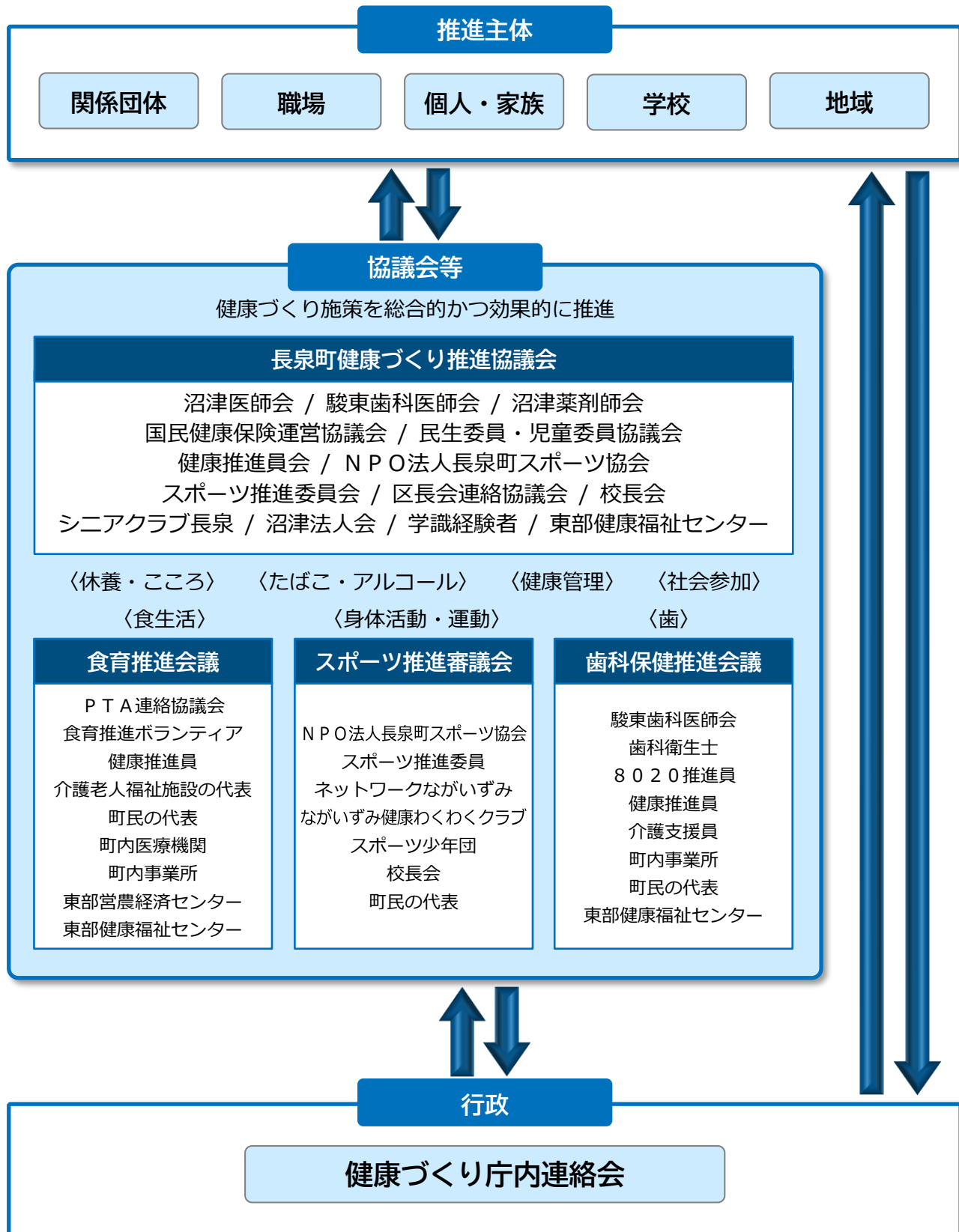
3 健康づくりに関する組織との連携と支援

町民が主体となって健康づくりを進めることができるよう、町内で健康づくりに関する活動を行っていく以下の組織・人材との連携を強化するとともに、その活動を支援していきます。



4 健康づくり推進体制の強化

町民や関係団体の代表者で組織された「長泉町健康づくり推進協議会」や庁内の関係課で組織された「健康づくり庁内連絡会」を中心として、個人や家族、地域、学校、職場、関係団体の協働により、長泉町における健康づくりを推進していきます。



5 健康づくり情報の発信

(1) 健康づくり情報の集約

関係各課との連携を図り、各課が有する健康づくりに関する情報の集約を図ります。

- 健康づくりに関する総合的な情報を提供する窓口の整備
- ホームページにおける健康づくり情報の充実・一元化

(2) 効果的な健康づくり情報の発信

「広報ながいずみ」やホームページ、パンフレット、SNS等の様々な広報媒体を有効に活用し、提供する情報の内容や対象によって広報媒体を使い分けるなど、健康づくりに関する情報の効果的、継続的、定期的な発信・周知に努めます。また、町民の健康づくりの推進につなげるため、本計画についても広く周知していきます。

- 「広報ながいずみ」等による定期的な健康づくり情報の発信
- ホームページの充実、活用の普及拡大
- 健康づくりに関する基礎的な知識の普及啓発の推進（健康づくりに関する基礎知識などのパンフレットやチラシ、ポスターの充実、イベント開催や健康手帳交付等と兼ねた配付等）
- 健康づくりを実践する団体・グループ等の紹介

(3) 庁内における健康づくり情報のネットワーク化

長泉町役場を発信拠点として、核となる公共施設や公民館などにおける健康づくり情報のネットワーク化を図ります。また、健康づくりを実践するグループ・団体間の情報交換の場やネットワークの整備を進めます。

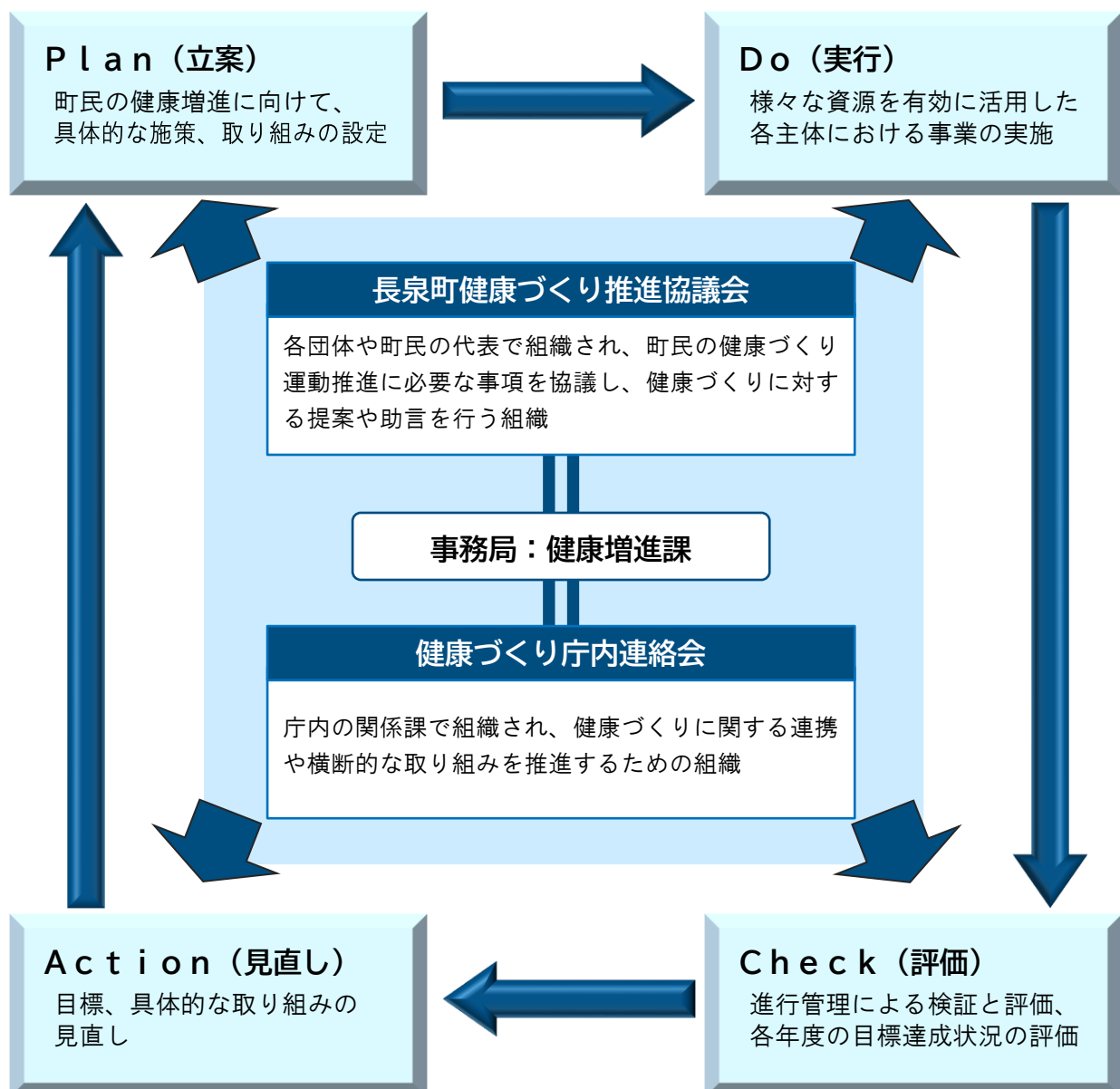
- 公共施設や公民館等における健康づくり情報コーナーの設置
- 健康づくりを実践する団体・グループ等の情報交換の場やネットワークの整備

6 計画の進行管理と評価

(1) PDCAサイクルの確立

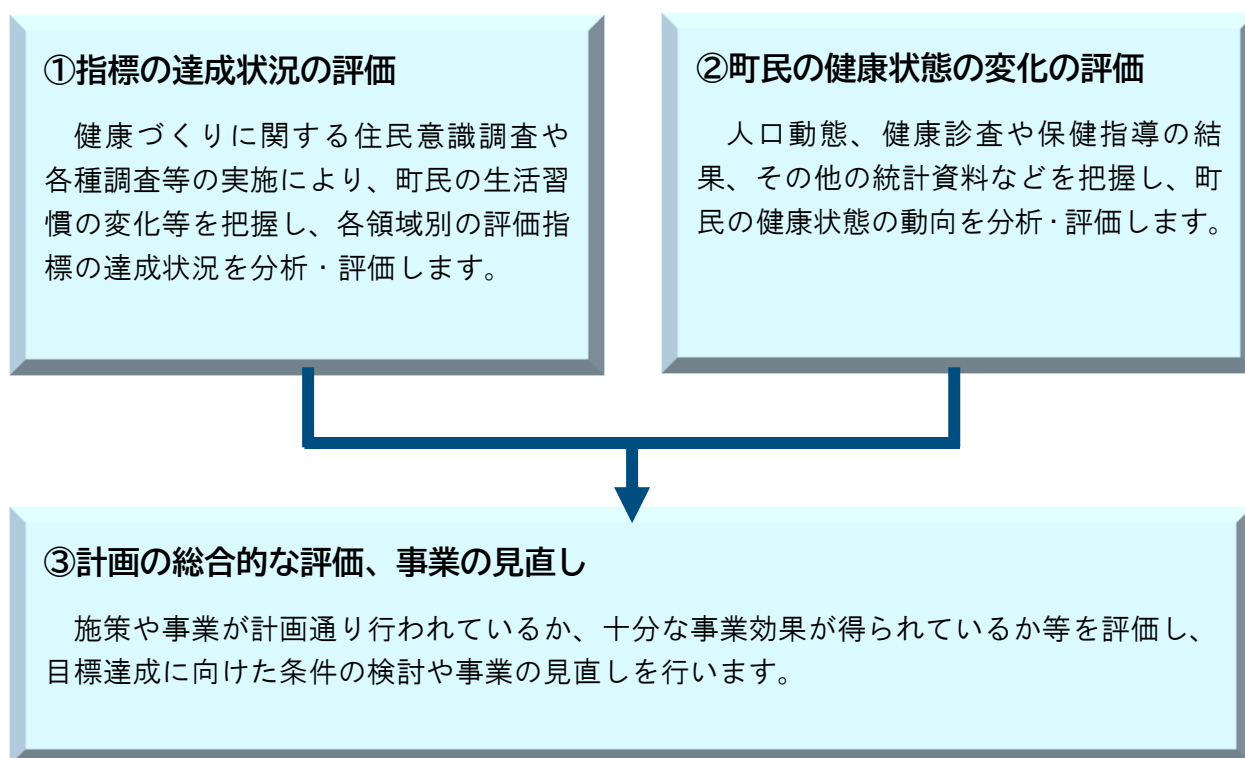
本計画の進行管理にあたっては、「健康づくり庁内連絡会」を評価の場として位置づけ、「長泉町健康づくり推進協議会」からの提言や助言を踏まえ、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルの確立を図ります。

計画期間中においても、適宜、取り組みの最新情報を幅広く公表し、町民・地域・企業などから幅広い意見を求め、計画の進行に反映させていきます。



（２）適切な評価の実施

町民の健康課題や健康意識の変化を把握し、取り組むべき課題を明らかにするため、施策の進捗状況の把握や評価指標の達成状況の検証を定期的に行います。



資料編

1 長泉町健康都市宣言

ゆとりある心とすこやかな体。

生きがいをもって暮らすことができる住みよい郷土。

これは私たちにとって共通で永遠の願いです。

私たちは、一人ひとりが生涯を通じて健全な心と体を育て、

元気に暮らせるまちづくりを目指し、

- 一、楽しみながら自分にあった健康づくりに取り組みます。
- 一、水と緑豊かな自然に親しみ、栄養、運動、休養のバランスに気を配ります。
- 一、健康診断で、早期発見、早期治療に心がけます。
- 一、笑いあふれる家庭やさわやかなコミュニティを大切にしみんなで健康づくりの輪を広げます。

私たちは今、健康なひとづくり、まちづくりを進め、

ともに手をつないでさわやかな笑顔があふれる

「健康都市ながいずみ」の創造をここに宣言します。

2003年2月16日

2 長泉町健康づくり推進協議会条例

平成 25 年 3 月 27 日条例第 16 号

長泉町健康づくり推進協議会条例

(設置)

第 1 条 長泉町の健康づくり施策を総合的かつ効果的に推進するため、長泉町健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 保健衛生活動に関すること。
- (3) 健康づくり事業に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、健康づくり施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健衛生関係団体の代表者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が行う。

3 長泉町健康づくり推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所属団体等	備 考
赤堀 摩弥	東部健康福祉センター 健康増進課長	
臼井 直行	沼津医師会	
植田 美加	沼津医師会	
財部 大輔	沼津医師会	
岡村 博文	沼津医師会	
鈴木 亮士	沼津薬剤師会	
目黒 憲治	駿東歯科医師会長泉支部	
長藤 一美	長泉町国民健康保険運営協議会	
三矢 康仁	長泉町校長会	
富岡 純子	長泉町民生委員・児童委員協議会	
高田 保	長泉町健康推進委員会	
稲井 史代	N P O 法人 長泉町スポーツ協会	
森 洋子	長泉町スポーツ推進委員会	
穴戸 実	長泉町区長連絡協議会	
菅谷 常子	シニアクラブ長泉	
田村 美知子	(公社) 沼津法人会長泉支部	
白石 明子	学識経験者 (食育)	
杉村 薫代	その他委員	

事務局

氏 名	所 属	備 考
露木 伸彦	住民福祉部長	
上杉 あやの	健康増進課長	
佐藤 徹	健康増進課 健康企画チーム リーダー	
川口 まどか	健康増進課 母子保健チーム リーダー	
阿部 花子	健康増進課 成人保健チーム リーダー	
鈴木 行奈	健康増進課 成人保健チーム	
室岡 千春	健康増進課 成人保健チーム	

長泉町歯科保健計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

人生100年時代に本格的に突入する中、できるだけ寝たきりや病気の期間を減らし、健康寿命をさらに延伸することが重要です。健康長寿を目指すためには、食べること・運動・社会参加の3つの柱が重要とされており、オーラルフレイルが健康寿命の短縮につながる要因の一つであることから、歯と口の機能低下を予防することが注目されています。QOL（生活の質）の向上に寄与することに加え、全身の健康と口腔の健康の関連性についても報告されていることから、歯・口腔の健康づくりの取り組みをさらに強化していくことが求められています。

このような背景から、国は平成元年以降、80歳になっても自分の歯を20本保つことが重要であるとして「8020（ハチマルニイマル）運動」を展開し、平成12年に策定した「健康日本21」においては一項目として『歯の健康』を定めました。また、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき平成24年に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が策定されました。

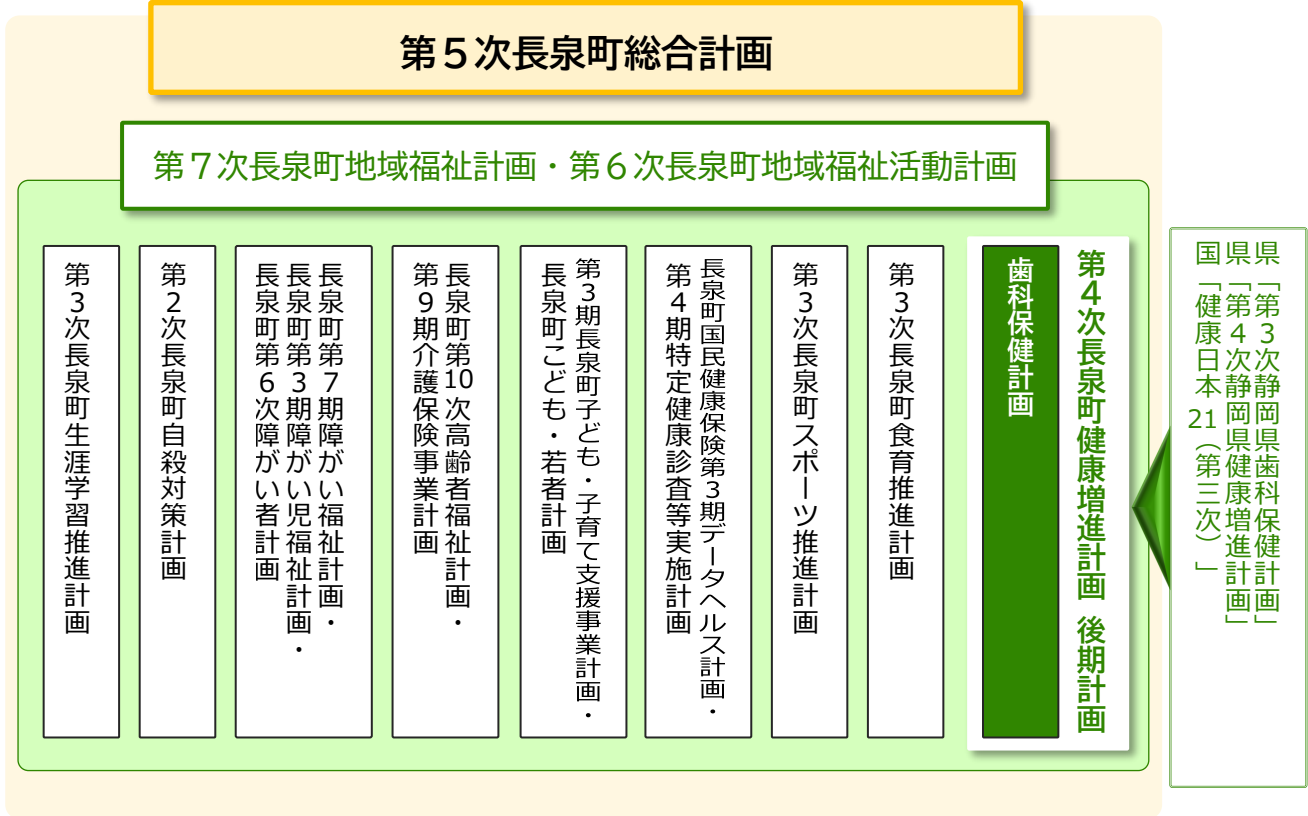
静岡県では、平成21年12月に「静岡県民の歯と口の健康づくり条例」を制定しているほか、令和6年3月に「第3次静岡県歯科保健計画」を策定し、全ての県民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現に向けて、「個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備」及び「より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施」に重点を置いて、取り組みを進めています。

長泉町では、平成23年3月には「長泉町歯や口腔の健康づくり推進条例」を制定しているほか、令和3年3月策定の「第4次長泉町健康増進計画（ながいずみ健康プラン）」（令和3年度～12年度）に加え、個別計画である「長泉町歯科保健計画」（令和3年度～12年度）を新たに策定しました。現在、計画を遂行中ではありますが、中間年度である令和7年度に進捗状況を確認し、変化する社会情勢に対応するため、計画の中間評価と内容の見直しを行うこととしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画の個別計画として位置づけられる、歯科口腔保健の推進に関する法律及び長泉町歯や口腔の健康づくり推進条例第8条に基づく歯科保健推進計画であり、歯科口腔保健推進に関する法律第13条に基づく計画です。

本計画は、第4次健康増進計画と密接に関連した、歯と口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基本指針となる計画です。また、本計画は「第5次長泉町総合計画」及び「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」を上位計画として位置づけるとともに、長泉町の他部門の関係計画、国の「健康日本21（第三次）」や静岡県「第4次静岡県健康増進計画」「第3次静岡県歯科保健計画」等との整合性を図ります。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を最終年度とする10年間です。また、中間年にあたる令和7年度に、進捗状況の把握（中間評価）と計画の見直しを行うものとします。また、社会情勢が大きく変化するなど、計画の見直しが適当と判断された場合には、最終年度を待たずに計画を見直します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長泉町歯科保健計画									
				中間評価 ・見直し					最終評価

第2章 歯科保健の現状

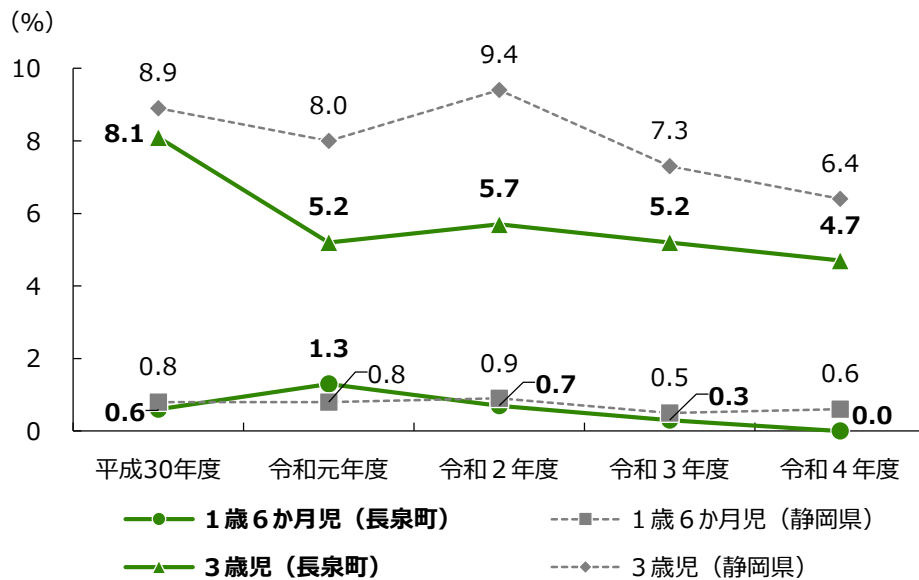
1 健康診査結果からみた歯や口腔の状態

(1) 乳幼児期

幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）のむし歯罹患率をみると、1歳6か月児において令和元年度の1.3%から減少が続き、令和4年度は0.0%となっています。3歳児においては、平成30年度以降減少傾向にあり、令和4年度は4.7%となっています。これまでのところ、静岡県の数値をおおむね下回って推移しています。

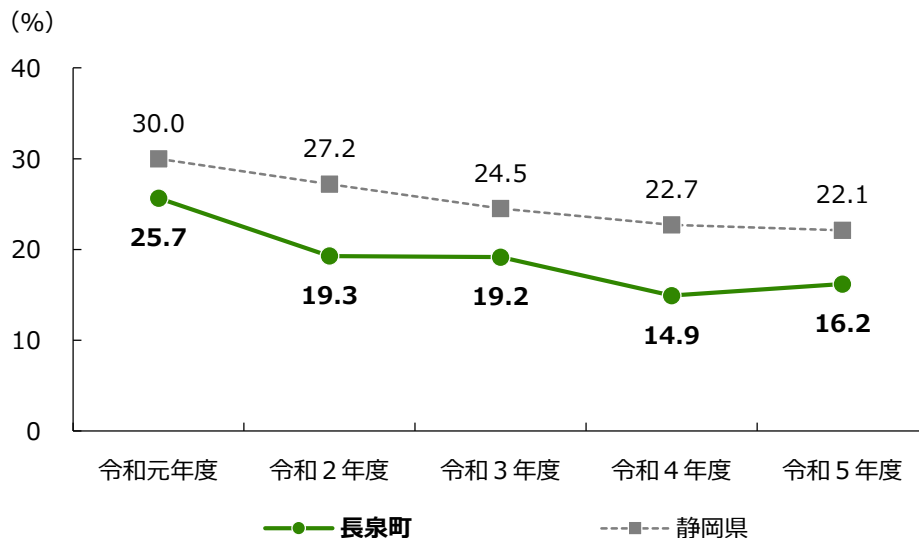
5歳児歯科健康診査の有病者率をみると、令和元年度以降減少していましたが、令和5年度は16.2%と増加に転じています。これまでのところ、静岡県の数値を下回って推移しています。

【幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）におけるむし歯罹患率の推移・比較】



資料：静岡県「1歳6か月児3歳児歯科健康診査結果」

【5歳児歯科健康診査における有病者率の推移・比較】

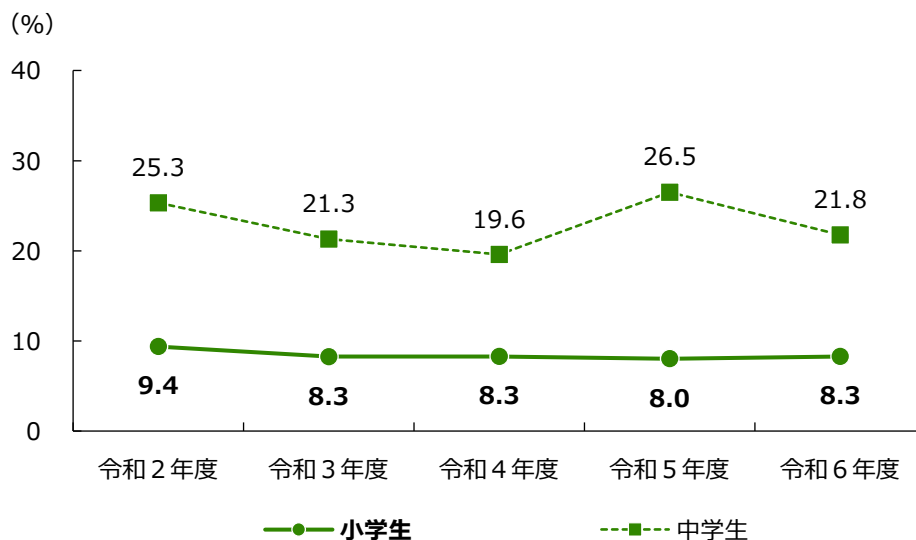


資料：静岡県「5歳児歯科調査結果」

(2) 学童・思春期

小学生・中学生の永久歯のむし歯罹患率をみると、小学生において令和3年度以降ほぼ横ばい状態にあり、令和6年度は8.3%となっています。中学生においては、令和5年度に26.5%と増加に転じたのち、令和6年度は21.8%となっています。

【小学生・中学生（永久歯）のむし歯罹患率の推移】

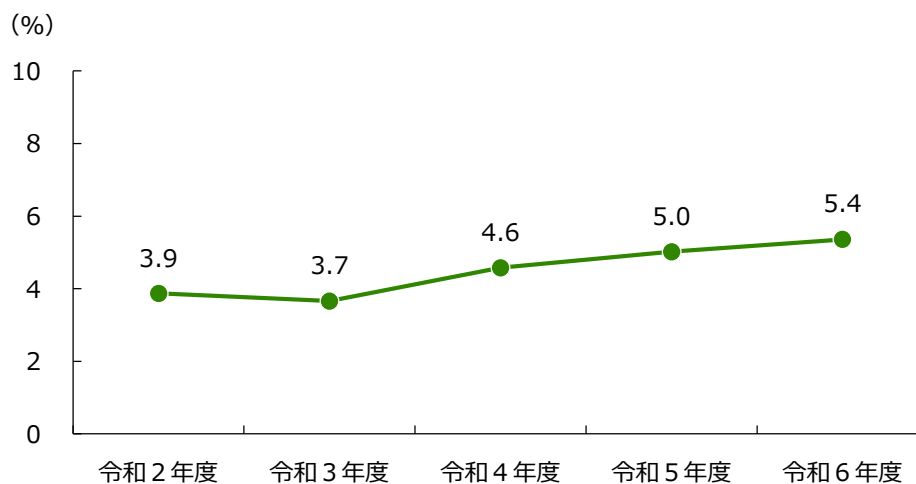


資料：駿東地区教育協会 定期健康診査結果

(3) 青年期・壮年期・高齢期

20・25・30・35歳の方及び40歳以上の方を対象とした歯周病健康診査の受診率をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度は5.4%となっています。

【歯周病健康診査（20・25・30・35歳及び40歳以上）受診率の推移】



資料：健康増進課

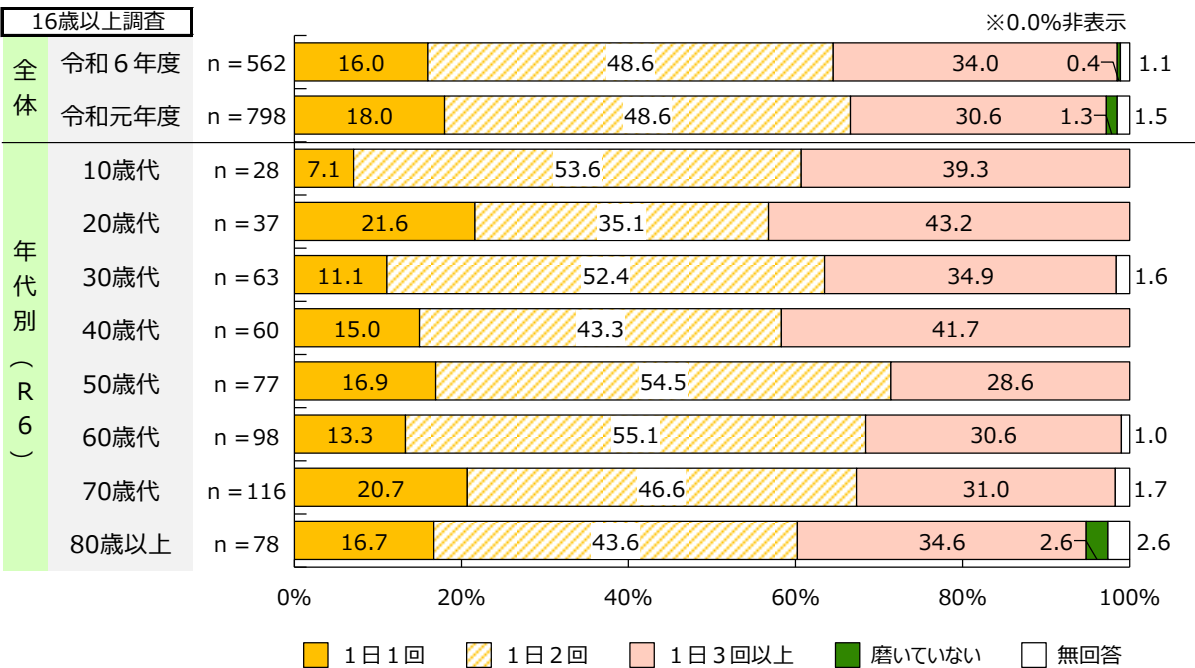
2 アンケート調査結果からみた現状

※アンケート調査の概要は 23 ページの「(1) 調査概要」を参照。

1) 1日に歯を磨く頻度

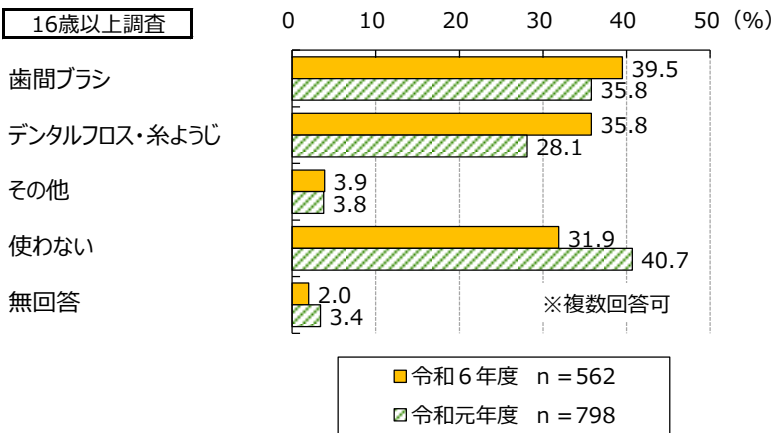
歯を磨く頻度が「1日3回以上」という回答は 34.0%となっており、令和元年度調査から 3.4ポイント増加しています。

年代別でみると、50歳代で「1日3回以上」が3割未満にとどまっています。



2) 歯磨きの時に、歯ブラシ以外に使用している用具

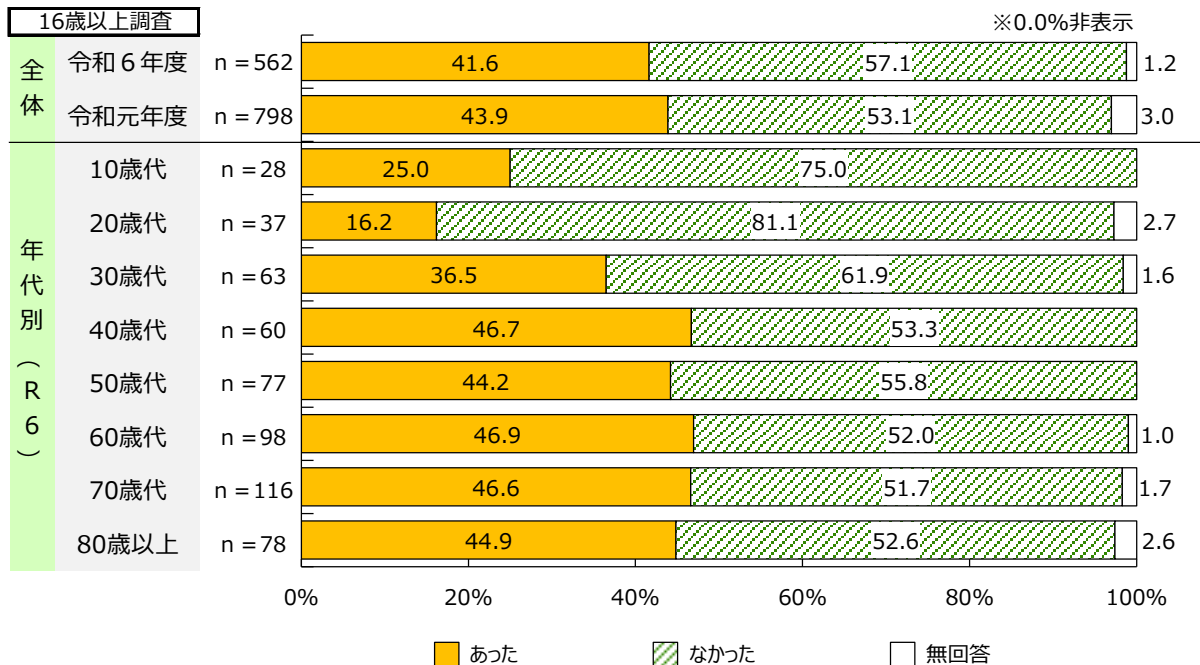
歯磨きの時に、歯ブラシ以外に使用している用具は、「歯間ブラシ」が 39.5%と最も多く、次いで「デンタルフロス・糸ようじ」が 35.8%などとなっています。一方、「使わない」は 31.9%となっています。「デンタルフロス・糸ようじ」は令和元年度調査から 7.7ポイント増加しており、「使わない」は 8.8ポイント減少しています。



3) 歯周病についての知識を得た機会の有無

ここ1～2年間で歯周病についての知識を得る機会が「あった」という回答は41.6%となっており、令和元年度調査から2.3ポイント減少しています。

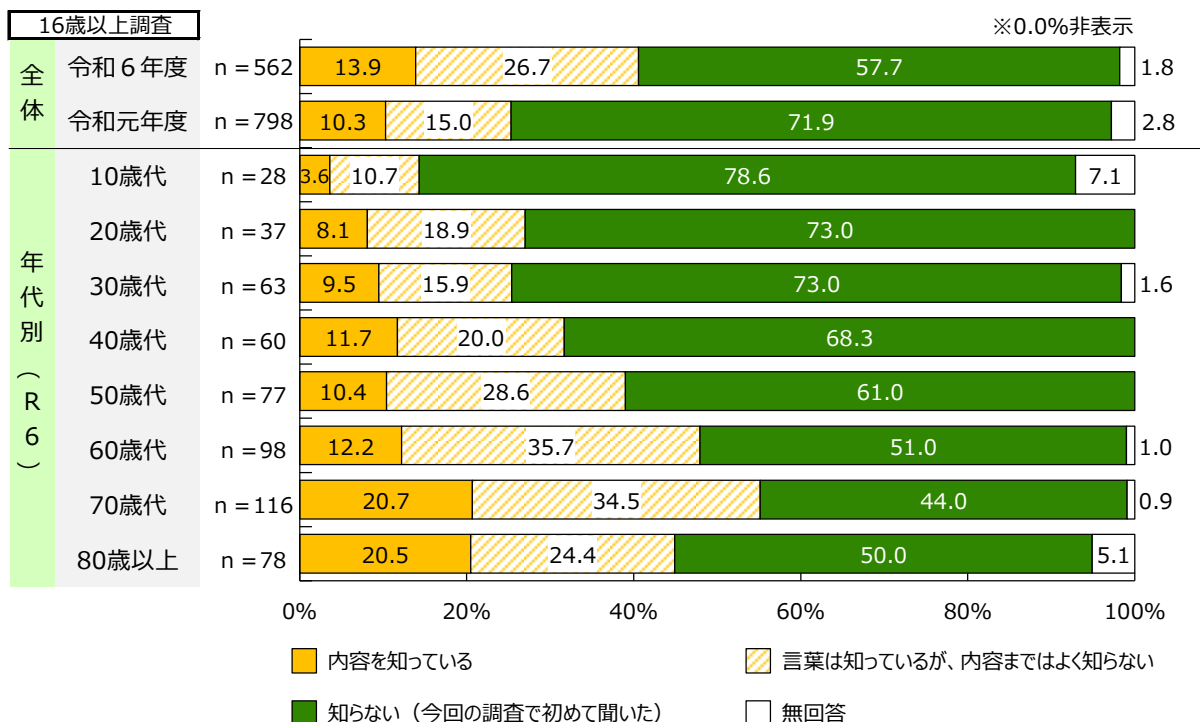
年代別でみると、20歳代で「あった」が2割未満にとどまっています。



4) オーラルフレイルの認知度

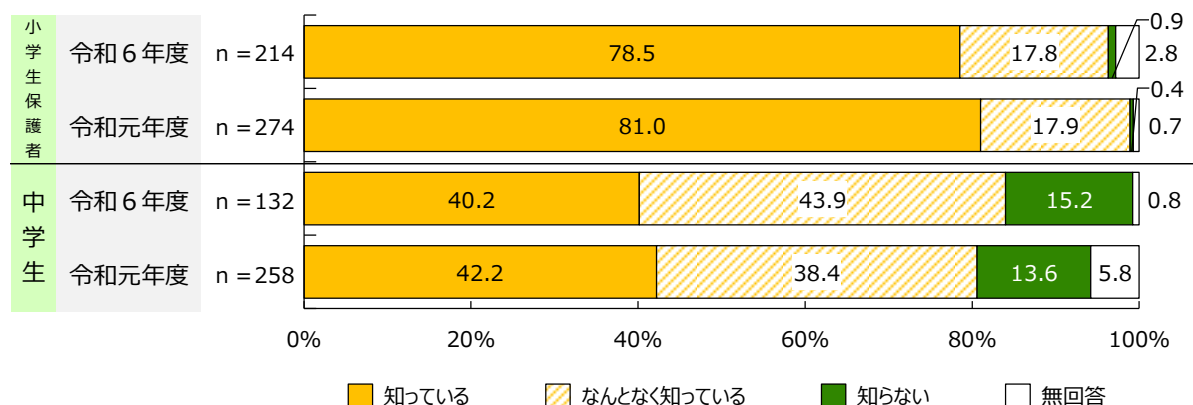
オーラルフレイルの「内容を知っている」という回答は13.9%となっており、令和元年度調査から3.6ポイント増加しています。

年代別でみると、70歳代以上で「内容を知っている」が約2割を占めています。



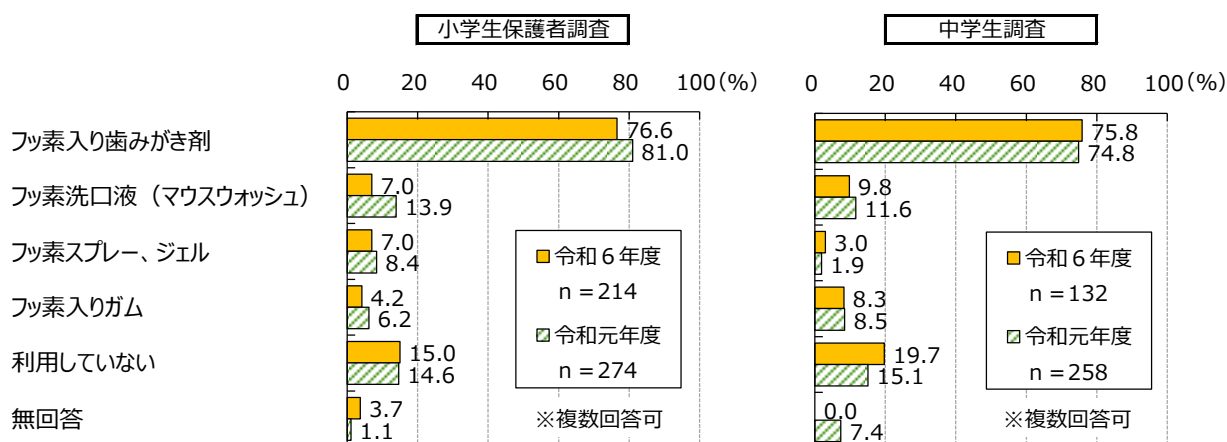
5) むし歯予防となるフッ素の効果の認知度

むし歯予防となるフッ素の効果を「知っている」という回答は、小学生保護者は78.5%となっており、令和元年度調査から2.5ポイント減少しています。中学生は40.2%となっており、令和元年度調査から2.0ポイント減少しています。



6) むし歯予防のために使用しているフッ素入り製品

むし歯予防のために使用しているフッ素入り製品は、小学生保護者・中学生ともに「フッ素入り歯みがき剤」が76%前後と最も多くなっています。小学生保護者において「フッ素洗口液（マウスウォッシュ）」が令和元年度から6.9ポイント減少しています。中学生においては「利用していない」が4.6ポイント増加しています。



3 計画中間年における評価指標の進捗状況

中間見直し(中間評価)では、令和3年3月の「長泉町歯科保健計画」策定時から5年間における歯科保健活動の状況や数値目標の達成度を把握・評価します。

- むし歯がない子どもの割合は、3歳児・中学3年生ともに増加していますが、いずれも目標値に至っていません。
- 甘いおやつや飲み物を1日3回以上飲食する習慣のある未就学児の割合は、基準値から悪化しています。
- フッ素塗布を経験している3歳児の割合は、基準値から大幅に悪化しています。
- フッ化物配合の歯磨き剤を使う子どもの割合は、小学生は減少、中学生はわずかに増加していますが、いずれも目標値には至っていません。
- フッ化物の効果について知っている人の割合は、小学生保護者・中学生ともに基準値から減少しています。
- 定期歯科健診受診率は、改善がみられるものの目標値には至っていませんが、うち20～49歳においては目標値に達しています。
- デンタルフロスや歯間ブラシを使う人の割合は、基準値から増加していますが、目標値には至っていません。
- 歯周病に関する知識を持つ人の割合は、基準値からやや悪化しています。
- 介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている高齢者の割合は、基準値から増加していますが、目標値には至っていません。
- 75歳以上で、高齢でもなんでもよく食べられる人、自分の歯が20本以上ある人の割合は、ともに基準値がなく比較はできませんが、目標値を達成しています。

※アミカケ付きの指標は、健康増進計画においても共通で設定している指標

指標	基準値 (R2)	現状値 (R7)	目標値 (R12)	進捗 状況
むし歯がない子どもの割合(3歳児)	94.5%	93.0%	97%以上	▼
むし歯がない子どもの割合(中学3年生)	62.9%	64.7%	70%以上	○
甘いおやつや飲み物を1日3回以上飲食する習慣のある子どもの割合(未就学児)	5.8%	8.8%	5%以下	▼
フッ素塗布を経験している子どもの割合(3歳児)	90.0%	69.5%	95%以上	▼
フッ化物配合の歯磨き剤を使う子どもの割合(小学生)	81.0%	76.6%	90%以上	▼
フッ化物配合の歯磨き剤を使う子どもの割合(中学生)	74.8%	75.8%	80%以上	○
フッ化物の効果について知っている人の割合(小学生保護者)	81.0%	78.5%	90%以上	▼
フッ化物の効果について知っている人の割合(中学生)	42.2%	40.2%	45%以上	▼
定期歯科健診受診率(20歳以上)	50.5%	54.4%	65%以上	○
定期歯科健診受診率(うち20～49歳)	43.6%	48.8%	45%以上	◎
デンタルフロスや歯間ブラシを使う人の割合(20歳以上)	54.4%	65.4%	70%以上	○
歯周病に関する知識を持つ人の割合(16歳以上)	46.1%	44.1%	80%以上	▼
介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている人の割合(65歳以上)	12.9%	17.8%	40%以上	○
高齢でもなんでもよく噛んで食べられる人の割合(75歳以上)	—	75.4%	65%以上	◎
自分の歯が20本以上ある人の割合(75歳以上)	—	76.1%	52%以上	◎

※進捗状況の見方：「◎」達成、「○」改善、「＝」現状維持、「▼」悪化(基準値がない場合は、未達成)、「－」評価不能

第3章 歯と口腔の健康づくりの方針

1 基本方針

健やかでいきいきとした生活を送るためには、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進することが必要不可欠です。また、歯と口腔の機能は、全身の健康を維持・増進する上で重要な役割を果たしていることから、その機能を生涯にわたって維持するために、日常生活において歯科疾患の発症予防・早期発見・早期治療に努めることが重要となります。

これらを踏まえて、本計画では以下の2つの方針のもと、それぞれのライフステージの特性に合わせて、歯と口腔の健康づくりに向けた取り組みを推進します。

(1) 生活の質の確保・向上に向けた口腔機能の維持・向上

(2) 大規模災害時における歯科保健の確保

2 SDGsの視点の導入

長泉町における持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指すため、本計画においては、以下のSDGsの目標を設定し、その関連性を明示します。

【本計画と関連のあるSDGsの目標】



すべての人に健康と福祉を

○あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

3 施策の取り組み

(1) 生活の質の確保・向上に向けた口腔機能の維持・向上

1) 乳幼児期（0～6歳）

●主な特徴と課題

- 乳幼児期は摂食・嚥下機能が発達形成される時期であり、食べることを身につける重要な時期です。乳歯は生後6か月頃から生え始め、2歳半頃に歯並びが完成します。
- 乳歯がむし歯になると、永久歯への正常な生え変わりや歯並びなどに悪影響を及ぼすことから、定期歯科健康診査の実施や保護者に対しての歯科保健に関する普及啓発等を通して、むし歯予防に努めることが重要です。加えて、よく噛んで食べる習慣や歯を磨く習慣を身につけることで、望ましい口腔機能の獲得に努めることも大切です。

●施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■ <u>むし歯予防の推進</u> ○ 幼児健康診査を行うとともに、幼稚園・保育所で歯科健診を実施します。 ○ 保護者や子ども自身がむし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、正しい知識の普及・啓発を図ります。 ■ <u>フッ化物を活用したむし歯予防対策の推進</u> ○ 幼児期及び学齢期における歯科医院での個別フッ素塗布・フッ化物入り歯磨き剤の推奨などを通して、フッ化物を活用したむし歯予防を推進します。
関係団体	■ <u>歯科専門団体による歯科保健事業の充実</u> ○ 歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○ 歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。 ○よく噛んで食べる習慣と、規則正しい生活リズムを身につけましょう。 ○年齢や歯の状態にあった歯ブラシを選び、うがい・歯磨きや正しいブラッシングの習慣を身につけましょう。 ○フッ素塗布やフッ化物配合の歯磨き剤等を活用して、永久歯のむし歯を予防しましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
相談	乳幼児歯科相談	健康増進課
	母子依頼健康相談	健康増進課
	長泉町国保電話健康相談	福祉保険課
訪問指導	訪問保健指導	健康増進課
	赤ちゃん家庭訪問事業	健康増進課
健康診査	訪問歯科健康診査	健康増進課
	1歳6か月児健康診査	健康増進課
	3歳児健康診査	健康増進課
	定期歯科健康診断	こども未来課
教育・指導	地域歯科教室	健康増進課
	7か月育児教室	健康増進課
	2歳児すてっぷ教室	健康増進課
	個別フッ素塗布	健康増進課
	依頼健康教育	健康増進課
	給食後歯磨き指導	こども未来課
	歯の保健学習	こども未来課
情報提供	広報などによる情報提供	情報戦略室
	健康づくり情報の発信	健康増進課
協議会・ 地区組織等	健康づくり推進協議会	健康増進課
	歯科保健推進会議	健康増進課
	健康推進員活動	健康増進課
イベント	ながいずみカラダフェスタ	健康増進課 福祉保険課 他

2) 学童・思春期（7～19 歳）

●主な特徴と課題

- 学童・思春期は歯の成長とともに顎が発達し、乳歯から永久歯に生え変わり、噛み合わせや口腔機能が完成される時期です。一方で、ホルモンバランスや生活リズムの変化などによって、むし歯や歯肉炎などの歯科疾患に罹患する児童・生徒が増加する時期でもあります。
- 永久歯のむし歯は学童・思春期に最も多く発生し、一度罹患すると自然治癒は難しいことから、重点的に発症予防に努めることが重要です。
- 本町の小学生のむし歯罹患率は減少傾向にあり、中学生は増加傾向にありますが、近年はむし歯以外にも、食形態の軟食化などの食生活の環境の変化、顎の発育不全とそれに伴う歯列不正や顎関節症などの問題が顕在化しています。正しい食生活と歯磨き習慣の定着や学校等での歯科保健指導を通して、永久歯を守ることが重要です。

●施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■むし歯予防、歯周病予防の推進 ○むし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、歯周病に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
学校	■歯科健診の実施 ○歯科健診を実施し、受診のすすめや経過観察等の指導を行います。 ■歯・口の健康についての指導 ○保健学習や保健指導を通して、正しい歯科保健普及啓発に努めます。
関係団体	■歯科専門団体による歯科保健事業の充実 ○歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○歯と口腔の健康について関心を持ち、歯と口腔の健康に関する知識を深めましょう。 ○歯の手入れに関する正しい知識を身につけ、自分にあった歯磨きの習慣を定着させましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯石除去、歯面清掃を受け、歯周病の発生・進行を防止しましょう。 ○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。 ○飲み物や間食の選び方など、歯や口腔内の健康に関する知識を身につけましょう。 ○歯間部清掃用器具の使用を実践しましょう。 ○フッ化物配合の歯磨き剤を活用して、永久歯のむし歯を予防しましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
相談	歯科相談（乳幼児・成人）	健康増進課
	母子健康手帳交付・交付時健康相談	健康増進課
	母子依頼健康相談	健康増進課
	長泉町国保電話健康相談	福祉保険課
訪問指導	訪問保健指導	健康増進課
健康診査	訪問歯科健康診査	健康増進課
	妊婦歯科健康診査	健康増進課
	定期歯科健康診断	健康増進課 教育推進課
教育・指導	パパママ学級	健康増進課
	地域歯科教室	健康増進課
	依頼健康教育	健康増進課
	給食後歯磨き指導	教育推進課
	歯の保健学習	教育推進課
	学校歯科医等による指導	教育推進課
情報提供	広報などによる情報提供	情報戦略室
	健康づくり情報の発信	健康増進課
協議会・ 地区組織等	健康づくり推進協議会	健康増進課
	歯科保健推進会議	健康増進課
	健康推進員活動	健康増進課
イベント	ながいずみカラダフェスタ	健康増進課 福祉保険課 他

3) 青年期 (20～39 歳)

●主な特徴と課題

- 青年期は定期的な歯科健康診査を受ける機会が少なくなり、歯と口腔の健康管理が個人に任される時期となります。そのため、むし歯や歯周病などの歯科疾患が進行しやすくなるとともに、口腔機能の低下を起こしやすい時期です。
- 歯周病は、むし歯とともに歯と口腔における 2 大疾病であり、歯の喪失を起こす最も多い原因です。また、歯周病は糖尿病などの生活習慣病や、全身疾患との因果関係についても指摘されていることから、予防が必要な健康課題の一つです。
- しかし、アンケート調査結果においても、20 歳代や 30 歳代においては歯周病と全身疾患の因果関係について「あまり知らない」と回答した割合が多くなっており、歯と口腔の健康に関する関心が薄いことがうかがえる結果となっています。自身の歯と口腔の健康に関する意識を高めるとともに、歯の喪失を予防するための適切な行動を定着させることが重要です。

●施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■むし歯予防、歯周病予防の推進 ○歯周疾患検診や歯周病の予防・治療に関する教育・相談を実施します。 ○むし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、歯周病に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることについて正しい知識の普及・啓発を図ります。
地域	■地域における生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進 ○健康推進員などの地区組織による、歯と口の健康づくりに向けた普及啓発活動に取り組みます。
職場	■定期的な歯科健診の勧奨 ○歯科健診を定期的に受診するよう勧奨します。また、健診を受診した従業員に対し、経過観察等の指導を行います。 ■行政との連携 ○行政が実施している歯科保健活動について従業員に周知するなど、行政と連携しながら、歯科保健に関する知識の啓発に努めます。
関係団体	■歯科専門団体による歯科保健事業の充実 ○歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○生活習慣病重症化予防対策事業連絡調整会議を開催し、医科歯科連携を図ります。 ○歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○歯と口腔の健康について関心を持ち、歯と口腔の健康に関する知識を深めましょう。 ○歯の手入れに関する正しい知識を身につけ、自分にあった歯磨きの習慣を定着させましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯石除去、歯面清掃を受け、歯周病の発生・進行を防止しましょう。 ○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。 ○歯間部清掃用器具の使用を実践しましょう。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることを理解しましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
相談	歯科相談（乳幼児・成人）	健康増進課
	母子健康手帳交付・交付時健康相談	健康増進課
	成人依頼健康相談	健康増進課
	母子依頼健康相談	健康増進課
	長泉町国保電話健康相談	福祉保険課
	福祉総合相談	福祉保険課
訪問指導	訪問保健指導	健康増進課
健康診査	訪問歯科健康診査	健康増進課
	歯周疾患検診	健康増進課
	妊婦健康歯科健康診査	健康増進課
	成人式歯科健診	健康増進課
	定期歯科健康診断	健康増進課 教育推進課
教育・指導	健康講座	健康増進課
	パパママ学級	健康増進課
	地域歯科教室	健康増進課
	依頼健康教育	健康増進課
情報提供	広報などによる情報提供	情報戦略室
	健康づくり情報の発信	健康増進課
協議会・ 地区組織等	健康づくり推進協議会	健康増進課
	歯科保健推進会議	健康増進課
	健康推進員活動	健康増進課
イベント	ながいずみカラダフェスタ	健康増進課 福祉保険課 他

4) 壮年期 (40～64 歳)

●主な特徴と課題

- 壮年期は歯周病が急増するとともに、歯の喪失が起こり始める時期です。歯の喪失は 40 歳代頃から起こり始め、60 歳までに平均して 3～4 本の喪失が起こるとされています。また、歯の喪失の原因となるむし歯や歯周病などの歯科疾患が進行しやすい時期でもあります。
- 青年期と同様に、むし歯や歯周病の予防に努めることが重要であるとともに、壮年期は咀嚼や嚥下などの機能の低下が始まる時期でもあることから、これらの機能の維持を図る取り組みを推進することも重要です。

●施策の方向 (協働の取り組み)

主体	取り組み
行政	■むし歯予防、歯周病予防の推進 ○歯周疾患検診や歯周病の予防・治療に関する教育・相談を実施します。 ○むし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、歯周病に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることについて正しい知識の普及・啓発を図ります。 ■生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進 ○8020推進員の養成や、80歳以上で20本以上の歯がある高齢者への表彰などの「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進します。
地域	■地域における生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進 ○健康推進員や8020推進員などの地区組織による、歯と口の健康づくりに向けた普及啓発活動に取り組みます。
職場	■定期的な歯科健診の勧奨 ○歯科健診を定期的に受診するよう勧奨します。また、健診を受診した従業員に対し、経過観察等の指導を行います。 ■行政との連携 ○行政が実施している歯科保健活動について従業員に周知するなど、行政と連携しながら、歯科保健に関する知識の啓発に努めます。
関係団体	■歯科専門団体による歯科保健事業の充実 ○歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○8020推進員を中心に健康教育の場等を通じ「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進します。 ○生活習慣病重症化予防対策事業連絡調整会議を開催し、医科歯科連携を図ります。 ○歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○歯と口腔の健康について関心を持ち、歯と口腔の健康に関する知識を深めましょう。 ○歯の手入れに関する正しい知識を身につけ、自分にあった歯磨きの習慣を定着させましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯石除去、歯面清掃を受け、歯周病の発生・進行を防止しましょう。 ○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。 ○歯間部清掃用器具の使用を実践しましょう。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることを理解しましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
相談	歯科相談（乳幼児・成人）	健康増進課
	母子健康手帳交付・交付時健康相談	健康増進課
	成人依頼健康相談	健康増進課
	母子依頼健康相談	健康増進課
	長泉町国保電話健康相談	福祉保険課
	福祉総合相談	福祉保険課
訪問指導	訪問保健指導	健康増進課
健康診査	訪問歯科健康診査	健康増進課
	歯周疾患検診	健康増進課
	妊婦歯科健康診査	健康増進課
教育・指導	健康講座	健康増進課
	パパママ学級	健康増進課
	地域歯科教室	健康増進課
	依頼健康教育	健康増進課
人材育成	8020推進員養成講座支援事業	健康増進課
情報提供	広報などによる情報提供	情報戦略室
	健康づくり情報の発信	健康増進課
協議会・ 地区組織等	健康づくり推進協議会	健康増進課
	歯科保健推進会議	健康増進課
	健康推進員活動	健康増進課
イベント	ながいずみカラダフェスタ	健康増進課 福祉保険課 他

5) 高齢期 (65 歳以上)

●主な特徴と課題

- 高齢期は加齢や疾患などにより、唾液の減少や咀嚼・嚥下機能の低下した状態を指すオーラルフレイルや、むし歯や歯周病などの歯科疾患による歯の喪失など、歯と口腔機能の低下が起こる時期です。また、咀嚼・嚥下機能の低下に伴って、食物や飲み物の誤嚥も起こりやすく、誤嚥性肺炎を引き起こす恐れもあることから、歯と口腔の健康状態が全身の健康状態にも影響を及ぼします。
- オーラルフレイルは、食物の摂取が難しくなるだけでなく、免疫力の低下やコミュニケーションの減少、閉じこもり、フレイルや要介護状態などにもつながり得るため、歯科保健行動を推進していくとともに、歯と口腔の健康づくりに向けた啓発が重要となります。
- その一環として、80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保つよう健康づくりを推進する「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を長泉町全体で推進することが大切です。

●施策の方向 (協働の取り組み)

主体	取り組み
行政	■<u>むし歯予防、歯周病予防の推進</u> ○歯周疾患検診や歯周病の予防・治療に関する教育・相談を実施します。 ○むし歯を予防するための正しい歯磨きの方法や、歯周病に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ○歯周病と生活習慣病に関連があることについて正しい知識の普及・啓発を図ります。 ■<u>高齢者のための口腔衛生指導の普及</u> ○歯科医師会との連携による口腔衛生指導を実施し、口腔機能の向上に努めます。 ■<u>生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進</u> ○8020 推進員の養成や、80 歳以上で 20 本以上の歯がある高齢者への表彰などの「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を推進します。
地域	■<u>地域における生涯を通じた歯や口の健康づくりの推進</u> ○健康推進員や8020推進員などの地区組織による、歯と口の健康づくりに向けた普及啓発活動に取り組みます。
関係団体	■<u>歯科専門団体による歯科保健事業の充実</u> ○歯科健診や健康教育の場で歯科医師会、歯科衛生士による歯や口の健康増進・維持のための情報提供等の支援の充実を図ります。 ○8020推進員を中心に健康教育の場等を通じ「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を推進します。 ○生活習慣病重症化予防対策事業連絡調整会議を開催し、医科歯科連携を図ります。 ○歯や口の健康の維持・増進に向けた普及啓発に取り組みます。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○歯と口腔の健康について関心を持ち、歯と口腔の健康に関する知識を深めましょう。 ○歯の手入れに関する正しい知識を身につけ、自分にあった歯磨きの習慣を定着させましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や歯石除去、歯面清掃を受け、歯周病の発生・進行を防止しましょう。 ○フッ化物を活用し、むし歯を予防し、歯の健康を維持しましょう。 ○甘い食べ物や飲み物は控えましょう。 ○だらだら食べない、正しい食生活を身につけましょう。 ○なんでもよく噛んで食べましょう。 ○歯の健康に対する意識を高め、8020を目指しましょう。 ○オーラルフレイルなどを防ぎ、口腔機能の維持を図るため、介護予防教室に積極的に参加しましょう。 ○口腔機能の維持が、むし歯や歯周病の予防だけでなく、全身の健康の維持につながることを理解しましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
相談	成人歯科相談	健康増進課
	成人依頼健康相談	健康増進課
	長泉町国保電話健康相談	福祉保険課
	福祉総合相談	福祉保険課
訪問指導	訪問保健指導	健康増進課
健康診査	訪問歯科健康診査	健康増進課
	歯周疾患検診	健康増進課
	オーラルフレイル対策事業（後期高齢者医療広域連合）	福祉保険課
教育・指導	健康講座	健康増進課
	地域歯科教室	健康増進課
	依頼健康教育	健康増進課
	健口教室	長寿介護課
	通いの場支援事業	福祉保険課
人材育成	8020推進員養成講座支援事業	健康増進課
情報提供	広報などによる情報提供	情報戦略室
	健康づくり情報の発信	健康増進課
協議会・ 地区組織等	健康づくり推進協議会	健康増進課
	歯科保健推進会議	健康増進課
	健康推進員活動	健康増進課
イベント	ながいずみカラダフェスタ	健康増進課 福祉保険課 他
	8020・9020歯科審査・表彰	健康増進課

6) 通院・診療が困難な者

●主な特徴と課題

- 要介護や寝たきり等により、歯科医院を自ら受診することが困難な人に対して、その人の状況に応じた診療ができるよう、相談窓口について周知するとともに、関係機関と協力し訪問による健康診査や診療、口腔衛生指導等の充実が必要です。

●施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■継続した口腔ケアの推進 ○居宅で療養する方やその家族、関係機関に向け健康状態や身体状況に合わせた口腔ケアの重要性を周知します。
関係団体	■訪問歯科健康診査の実施 ○歯科医師会と協力し、居宅等で療養する方に対し、訪問で歯科健康診査を実施します。

●ライフステージに応じた健康づくり（個人・家族の行動目標）

行動目標
○健康状態や身体状況に合わせた口腔ケアを行いましょう。 ○口腔の問題に対し、かかりつけ歯科医や相談機関を利用して、自分にあった支援を受けましょう。

●主な事業・取り組み・活動

事業区分	取り組み	担当課
訪問指導	訪問歯科指導	健康増進課

(2) 大規模災害時における歯科保健の確保

- 災害発生時は、水や口腔衛生用品が不足するとともに、食事バランスが偏りやすくなることから、むし歯等の歯科疾患が起こりやすくなります。また、災害による避難生活が長期化すると、口腔ケアが十分にできなくなり、口腔内が不衛生になることから誤嚥性肺炎等の疾病も起こりやすくなります。
- 災害発生時においても平常時と同様に口腔ケアに取り組むことのできるよう、体制を整備することが大切となります。

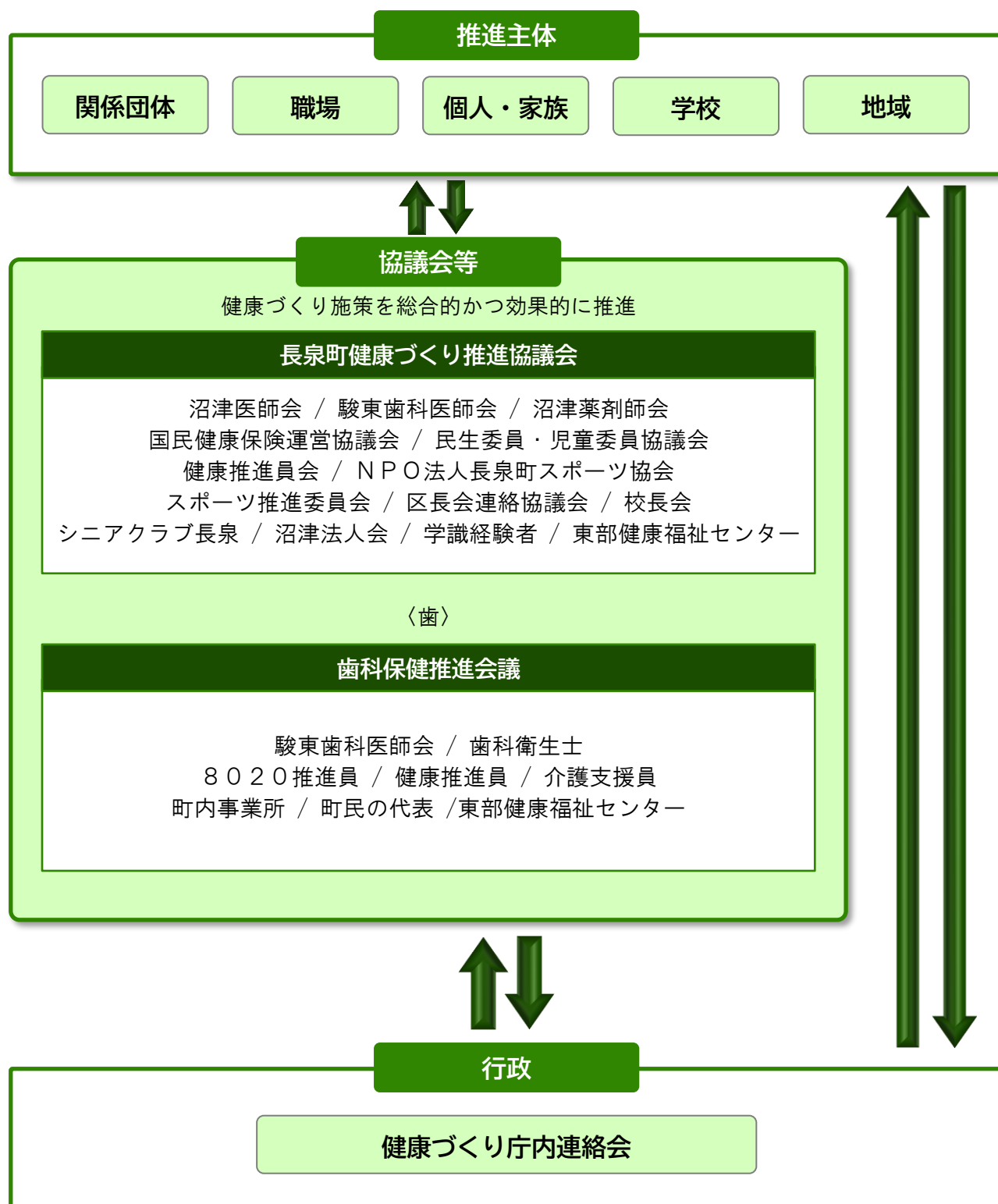
●施策の方向（協働の取り組み）

主体	取り組み
行政	■ <u>災害時における救護所での救急歯科体制の充実</u> ○ 平時より、歯科医師会との連携による防災訓練等を通じ、災害時における救護所での救急歯科体制の充実を図ります。 ■ <u>災害時における避難場所等での歯科保健活動の推進</u> ○ 平時より、歯科医師会との連携による防災訓練等を通じ、災害時における広域避難場所及び福祉避難所での健康支援の一環として歯科保健活動を推進します。
関係団体	■ <u>歯科専門団体による災害時の救護所での救急歯科体制の充実</u> ○ 歯科医師会による救護所での救急歯科体制の充実を図ります。 ■ <u>歯科専門団体による災害時の避難場所等での歯科保健活動の推進</u> ○ 歯科医師会、歯科衛生士による広域避難場所及び福祉避難所での連携体制の整備を図ります。

第4章 推進体制と進行管理

1 推進体制

町民や関係団体の代表者で組織された「歯科保健推進会議」や庁内の関係課で組織された「健康づくり庁内連絡会」を中心として、個人や家族、地域、学校、職場、関係団体の協働により、長泉町における歯科保健を推進していきます。



2 評価指標

長泉町の歯科保健を推進していく上で、施策の成果や達成度を客観的に評価できるよう、計画最終年度である令和12年度に達成を目指す目標として、以下の通りに評価指標を設定します。現状値は、アンケート調査結果及び統計データの直近の数値とします。

※アミカケ付きの指標は、健康増進計画においても共通で設定している指標

指標	現状値 (R7)	旧・目標値 (R12)	新・目標値 (R12)	出典
むし歯がない子どもの割合（3歳児）	96.7%	97%以上	97%以上	①
むし歯がない子どもの割合（中学3年生）	64.7%	70%以上	70%以上	②
甘いおやつや飲み物を1日3回以上飲食する習慣のある子どもの割合（未就学児）	8.8%	5%以下	5%以下	③
フッ素塗布を経験している子どもの割合（3歳児）	69.5%	95%以上	95%以上	①
フッ化物配合の歯磨き剤を使う子どもの割合（小学生）	76.6%	90%以上	90%以上	③
フッ化物配合の歯磨き剤を使う子どもの割合（中学生）	75.8%	80%以上	80%以上	③
フッ化物の効果について知っている人の割合（小学生保護者）	78.5%	90%以上	90%以上	③
フッ化物の効果について知っている人の割合（中学生）	40.2%	45%以上	45%以上	③
定期歯科健診受診率（20歳以上）	54.4%	65%以上	65%以上	③
定期歯科健診受診率（うち20～49歳）	48.8%	45%以上	50%以上	③
デンタルフロスや歯間ブラシを使う人の割合（20歳以上）	65.4%	70%以上	70%以上	③
歯周病に関する知識を持つ人の割合（16歳以上）	44.1%	80%以上	80%以上	③
介護予防のために、口腔の健康が大切であることを知っている人の割合（65歳以上）	17.8%	40%以上	40%以上	④
高齢でもなんでもよく噛んで食べられる人の割合（75歳以上）	75.4%	65%以上	76%以上	⑤
自分の歯が20本以上ある人の割合（75歳以上）*1	76.1%	52%以上	80%以上	⑥

*1：前期計画策定時の出典から変更しています。

※出典：①健康増進課にて実施する3歳児健診での問診（令和5年度）

- ②定期健康診断結果（令和6年度）
- ③町民アンケート調査（令和6年度）
- ④基本チェックリスト事業（令和6年度）
- ⑤後期高齢者健診問診票（令和6年度）
- ⑥成人歯周疾患健診結果（令和6年度）

資料編

1 長泉町歯や口腔の健康づくり推進条例

平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号

長泉町歯や口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯や口腔の機能が全身の健康を保持増進する上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、長泉町が町民の歯や口腔の健康づくりを推進するための基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯や口腔の健康づくりの推進に関する施策（以下「歯科保健施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる町民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯や口腔の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であることから、歯科保健施策は、町民の生涯にわたる自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉、教育その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられるものでなければならない。

(町の責務)

第 3 条 町は、基本理念にのっとり、歯科保健施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第 4 条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、町民の歯や口腔の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(町民の役割)

第 5 条 町民は、歯や口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自らの歯や口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 6 条 町は、歯科保健施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(歯科保健施策の実施)

第 7 条 町は、町民の生涯にわたる歯や口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 8020 運動（80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つよう歯や口腔の健康づくりを進める運動をいう。）
- (2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期における科学的根拠に基づくむし歯予防対策
- (3) 歯周病罹患率が高まる成人期における歯周病予防対策
- (4) 障害のある者及び介護を必要とする者等に対する在宅での歯科医療及び口腔ケア等の適切な歯や口腔の健康づくり対策
- (5) その他歯や口腔の健康づくりに必要な施策

(歯科保健推進計画)

第 8 条 町長は、町民の生涯にわたる歯科保健施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯や口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「歯科保健推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 歯科保健推進計画の策定に当たっては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づき策定する健康増進計画と一体的に策定することができる。
- 3 町長は、歯科保健推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 町長は、歯科保健施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 5 年ごとに歯科保健推進計画を見直すものとする。

(推進会議)

第 9 条 町長は、歯科保健施策の円滑な推進を図るため、長泉町歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 歯科保健の実態把握に関すること。
 - (2) 歯科保健推進計画に関すること。
 - (3) 歯科保健施策に関すること。
- 3 推進会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 長泉町歯科保健推進会議運営規則

平成 23 年 3 月 28 日規則第 6 号

改正 平成 28 年 12 月 21 日規則第 21 号

長泉町歯科保健推進会議運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長泉町歯や口腔の健康づくり推進条例（平成 23 年長泉町条例第 4 号）第 9 条の規定に基づき、長泉町歯科保健推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 推進会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 駿東歯科医師会及び長泉支部会員
- (2) 歯科衛生士
- (3) 住民の代表者
- (4) 事業所の代表者
- (5) 健康推進員（1 号推進員）の代表者
- (6) 保健、福祉及び教育関係行政機関の職員
- (7) その他町長が認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に行われる会議は、第 5 条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成 28 年 12 月 21 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 長泉町歯科保健推進会議委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所属団体等	備 考
岩本 麻也	駿東歯科医師会会長泉支部（支部長）	会長
室伏 道仁	駿東歯科医師会会長泉支部	
伊東 きよみ	歯科衛生士	
小澤 しょう子	8020推進員の代表	副会長
矢田 眞智子	介護支援専門員の代表	
新富 瑞樹	住民代表	
鈴木 光男	健康推進員の代表	
柳田 亜希子	バックマン・コルター（株） 三島事業場	
武蔵 恭介	マックスバリュ東海（株） マックスバリュ長泉中土狩店 店長	
古谷 みゆき	静岡県東部健康福祉センター 技監	
小長井 圭美	長泉町 福祉保険課長	
大嶽 公康	長泉町 長寿介護課長	
穴戸 浩	長泉町教育委員会 教育推進課長	
中井 章文	長泉町教育委員会 こども未来課長	

事務局

氏 名	所 属	備 考
露木 伸彦	住民福祉部長	
上杉 あやの	健康増進課長	
佐藤 徹	健康増進課 健康企画チーム リーダー	
川口 まどか	健康増進課 母子保健チーム リーダー	
阿部 花子	健康増進課 成人保健チーム リーダー	
鈴木 行奈	健康増進課 成人保健チーム	
室岡 千春	健康増進課 成人保健チーム	